

史跡河越館跡保存活用計画



令和 7 年 3 月
川越市教育委員会

序

武蔵国有数の勢力を誇っていた河越氏ゆかりの史跡である河越館跡は、中世武家政権を支えた在地領主の館跡として古くから知られ、昭和 7 年（1932）に県の史跡、昭和 59 年（1984）に国の史跡に指定されました。

史跡整備に伴う発掘調査の成果を受け、史跡の一部を対象に平成 19 年（2007）～平成 21 年（2009）にかけて第 1 期整備工事を実施し、平成 21 年（2009）11 月に国指定史跡河越館跡史跡公園を先行して開園しました。開園後も史跡整備に伴う発掘調査を継続し、史跡の未整備部分についても整備を検討しています。

河越館跡は県史跡の指定から 90 年、国史跡の指定から 40 年が経過しましたが、近年では史跡の適切な保存とともに多様な活用を行うことが求められるなど、史跡を取り巻く環境は大きく変化しました。

これらの状況を踏まえ、史跡の管理団体である川越市教育委員会は、河越館跡の将来的な保存活用の基本的な方針を明確にした、「史跡河越館跡保存活用計画」を策定することといたしました。

今後はこの計画を基に、河越館跡を将来にわたって保存し、後世に継承していくとともに、史跡の活用を通じてより多くの皆様方に訪れていただけるよう、史跡の価値と魅力を発信してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、川越市河越館跡整備検討委員会の皆様並びに文化庁、埼玉県教育委員会及び関係諸機関より御指導を賜りました。謹んで御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

川越市教育委員会

教育長 新保 正俊

例 言

1. 本書は、埼玉県川越市大字上戸ほかに所在する、国指定史跡河越館跡の保存活用計画である。
2. この計画の策定事業は、川越市教育委員会が主体となり、令和4～6年度の3か年にわたり実施し、令和6年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画策定事業）の交付を受けた。
3. 計画の策定は、川越市河越館跡整備検討委員会による検討と指導を経て行われた。
4. 事業に係る事務は、川越市教育委員会文化財保護課が行った。
5. 本書の作成にあたり、計画策定の支援を株式会社イビソクに委託した（令和6年度）。
6. 事業の実施にあたり、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課の指導・助言をいただいた。

目 次

序

例言

第 1 章 保存活用計画策定の経緯と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 1 節 計画策定の沿革

第 2 節 計画策定の目的と対象範囲

I. 計画策定の目的

II. 計画の対象範囲

第 3 節 計画策定に向けた検討体制と経過

第 4 節 上位および関連計画と本計画の位置づけ

I. 上位計画における史跡河越館跡の位置づけ

II. 関連計画と本計画の関係性

第 2 章 史跡河越館跡の自然的・社会的・歴史的環境・・・・・・・・・・ 11

第 1 節 川越市の概況

第 2 節 自然的環境

第 3 節 社会的環境

第 4 節 歴史的環境

第 3 章 史跡河越館跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第 1 節 史跡指定に至る経緯

第 2 節 史跡指定の状況

I. 指定告示

II. 指定説明文

第 3 節 文献調査の成果からみる河越館跡

I. 平安時代末期の河越館

II. 鎌倉～南北朝時代の河越館

III. 都市的な場の時代

IV. 上戸陣の時代

V. 大道寺氏の時代

第 4 節 発掘調査成果からみる河越館跡

I. 指定に先立つ発掘調査

II. 指定後に実施した発掘調査

III. 発掘調査成果に基づく河越館跡の様相

第 5 節 指定地の状況

第4章 史跡河越館跡の本質的価値と構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第1節 史跡河越館跡の本質的価値を構成する要素	
第2節 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	
Ⅰ．本質的価値に準じる価値を構成する要素	
Ⅱ．社会的価値を構成する要素	
第3節 構成要素の特定	
Ⅰ．本質的価値を構成する要素	
Ⅱ．本質的価値を構成する要素以外の諸要素	
第5章 史跡河越館跡の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第1節 保存管理	
Ⅰ．史跡指定地内の現状	
Ⅱ．史跡指定地外の現状	
Ⅲ．保存管理の課題	
第2節 活用	
Ⅰ．活用の現状	
Ⅱ．活用の課題	
第3節 整備	
Ⅰ．第1期整備事業の検証	
Ⅱ．第1期整備範囲の現状	
Ⅲ．第1期整備範囲の課題	
Ⅳ．第2期整備範囲の現状	
Ⅴ．第2期整備範囲の課題	
第4節 運営体制	
Ⅰ．運営体制の現状	
Ⅱ．運営体制の課題	
第6章 史跡河越館跡の保存と活用に関する大綱と基本方針・・・・・・・・	91
第1節 大綱	
第2節 基本方針	
Ⅰ．史跡を将来にわたって確実に保存し継承するための適切な保存	
Ⅱ．史跡を理解するための整備・サイン計画の推進	
Ⅲ．地域社会が一体となった活用の積極的な推進	
Ⅳ．史跡の本質的価値を活かした学習と活用につながる整備の推進	
Ⅴ．持続可能な史跡管理	
第7章 史跡河越館跡の保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・	92
第1節 基本方針	
第2節 方法	

Ⅰ．史跡指定地内における現状変更の取扱い方針と取扱い基準	
Ⅱ．史跡指定地外における取扱い方針と取扱い基準	
Ⅲ．防災・減災	
第 8 章 史跡河越館跡の活用・・・・・・・・・・・・・・・・	100
第 1 節 基本方針	
第 2 節 活用の主体と方法	
第 9 章 史跡河越館跡の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	106
第 1 節 基本方針	
第 2 節 方法	
第 3 節 整備の内容	
第10章 史跡河越館跡の運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・	111
第 1 節 基本方針	
第 2 節 方法	
第11章 保存管理と活用指針・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第 1 節 短期計画【令和 7 年度（2025）～令和 11 年度（2029）】	
第 2 節 中・長期計画【令和 12 年度（2030）～令和 21 年度（2039）】	
第 3 節 進捗管理	
関係法令集・・・・・・・・・・・・・・・・	117
引用参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・	140

第 1 章 保存活用計画策定の経緯と目的

第 1 節 計画策定の沿革

昭和 59 年（1984）に河越館跡（第 1-1 図）が国史跡に指定されたことに伴い、昭和 61 年（1986）に「河越館跡保存管理計画」（以下保存管理計画）を策定し、史跡の保存管理の目標と方法が設定された。その後、平成 13 年（2001）に「史跡河越館跡整備基本計画」（以下整備基本計画）が策定されたことで保存管理計画に基づく整備の方向性が整理され、史跡整備に向けた発掘調査を継続的に実施することも定められた。そして、平成 18 年（2006）には「河越館跡史跡整備基本設計報告書」（以下整備基本設計報告書）が策定され、それに基づき平成 19 年（2007）～平成 21 年（2009）に第 1 期整備工事が実施され、平成 21 年（2009）11 月に河越館跡史跡公園が開園した。

このように、河越館跡のこれまでの整備は、保存管理計画と整備基本計画に基づいて行われてきた。しかしながら、保存管理計画が策定されて 35 年以上、整備基本計画が策定されて 20 年以上経過する中、社会や文化財保護行政をめぐる情勢は大きく変化した。たとえば、文化財の積極的な活用を求める社会情勢や、平成 27 年度の補助対象事業の拡大と「管理計画」から「活用計画」への策定計画名称の変更、平成 31 年（2019）度施行の改正文化財保護法による保存活用計画の認定制度の導入等である。

社会と文化財保護行政に変化があった一方で、河越館跡の整備に伴う発掘調査の成果が蓄積されたことにより、史跡指定当初とは異なる河越館跡の様相が明らかになってきている。また、これまで川越市と川越市教育委員会が主体となって河越館跡の管理と整備、活用、運営を行ってきたが、河越館跡を将来にわたって確実に保存し、活用してゆくためには、地域住民や民間団体、行政が一体となって取り組むことも強く求められている。

以上の現状を踏まえ、河越館跡を将来にわたって確実に保存し活用していくために、新たな方針と方法を定める必要が生じたため、今回の策定に至った。

第2節 計画策定の目的と対象範囲

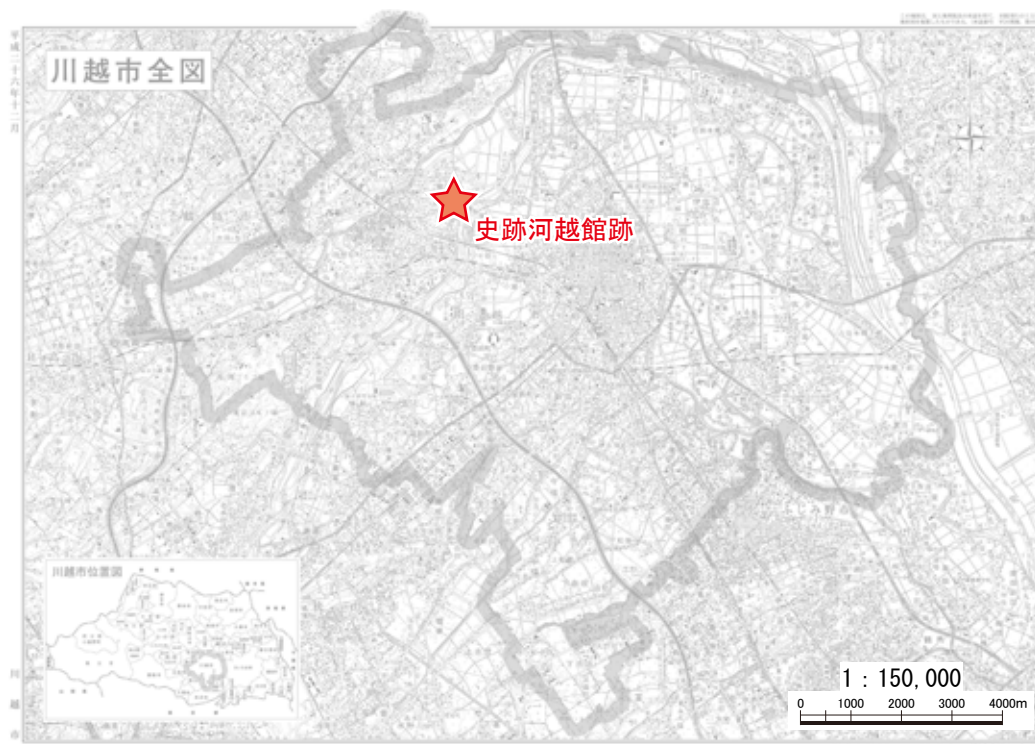
I. 計画策定の目的

河越館跡(第1-1図)は、中世武家政権を支えた在地領主の実態を究明する上できわめて重要な遺跡であり、中世から近世にかけて発展した川越市の歴史の起点とも言える。

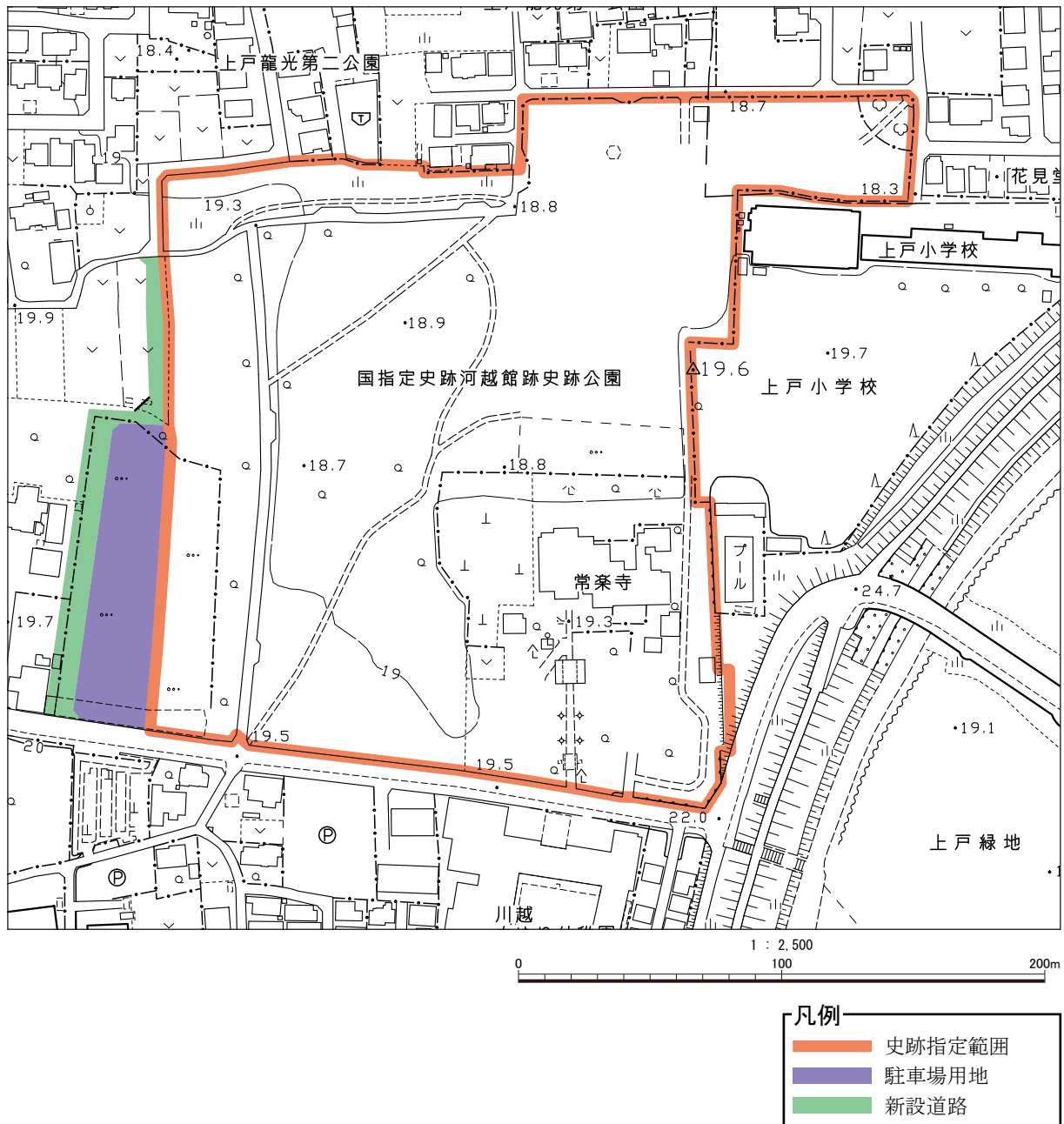
このことから、河越館跡は川越市の歴史を理解する上で欠かすことのできないものと言え、郷土の宝として将来にわたって適切な保存と管理を行う必要がある。さらに、「川越」という地名発祥の地である河越館跡とその周辺を市民の誇りとして、末永く親しみをもってもらいたいこと、かつ市外から訪れる観光客にその魅力を伝えるための活用を行うことも求められる。これらを実現するには、地域住民や市内の民間団体などの理解と協力、そして協働が必要である。今回の計画は、こうした地域社会が一体となった河越館跡の保存活用を実現するための基本方針とその方法をまとめたものである。

II. 計画の対象範囲

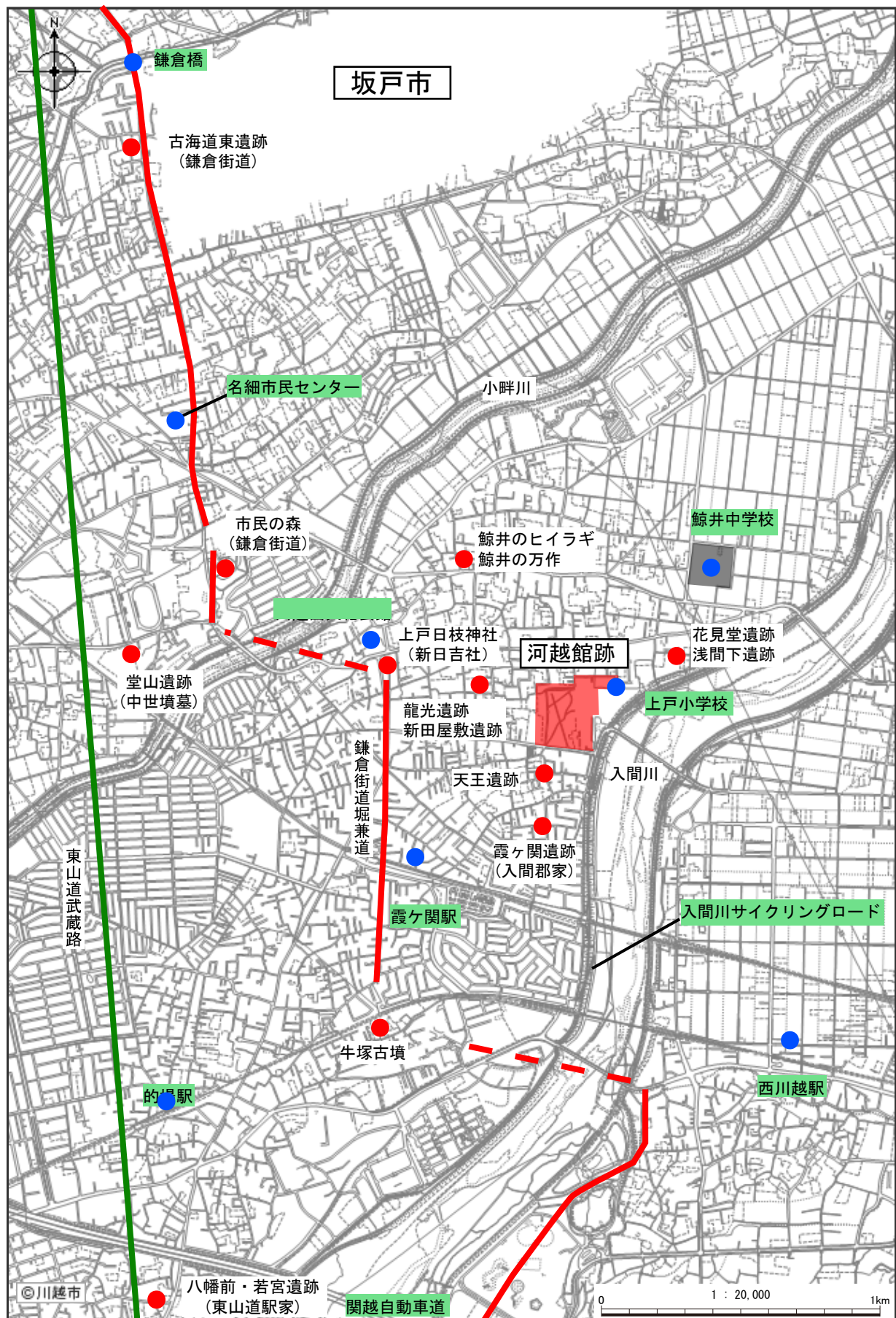
この計画の対象範囲は史跡の範囲だけでなく、史跡東側の^{うわど}上戸小学校や史跡公園のための道路及び駐車場(第1-2図)、そして鎌倉街道堀兼道や上戸日枝神社等の関連要素も含める(第1-3図)。



第1-1図 川越市域と河越館跡の位置



第 1-2 図 河越館跡指定範囲



第 1-3 図 計画対象の位置

第3節 計画策定に向けた検討体制と経過

計画策定にあたり、河越館跡の保存、活用及び整備に係る附属機関である、川越市河越館跡整備検討委員会において検討を行った。

本委員会は学識経験者によって構成され、オブザーバーとして文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課が出席している。

川越市河越館跡整備検討委員会

浅野 晴樹（元埼玉県立嵐山史跡の博物館 学芸員）
内田 祥士（東洋大学福祉社会デザイン学部 教授）
落合 義明（大東文化大学文学部 教授）
小野 正敏（国立歴史民俗博物館 名誉教授）※令和6年10月31日まで
栗岡 眞理子（埼玉県立歴史と民俗の博物館 館長）※令和6年11月1日から
小久保 徹（元埼玉県立さきたま資料館 副館長）
齋藤 慎一（江戸東京たてもの園 学芸員）
鈴木 誠（東京農業大学グリーンアカデミー 校長）
田中 信（元川越市立博物館 館長）
橋口 定志（元豊島区教育委員会 学芸員）

オブザーバー

文化庁文化財第二課

埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課

事務局

川越市教育委員会教育総務部文化財保護課

協議記録

期 日	議 事 内 容
令和5年1月12日（木）	史跡保存活用計画策定スケジュール、史跡保存活用計画案について
令和5年5月11日（木）	河越館跡整備スケジュール、史跡保存活用計画案について
令和5年12月20日（水）	史跡保存活用計画案、史跡整備および史跡保存活用計画策定のスケジュールについて
令和6年3月25日（月）	史跡保存活用計画案、史跡保存活用計画策定のスケジュールについて
令和6年6月19日（水）	史跡保存活用計画案、史跡保存活用計画策定のスケジュールについて
令和6年10月30日（水）	史跡保存活用計画案について
令和7年1月29日（水）	史跡保存活用計画案について

第4節 上位および関連計画と本計画の位置づけ

保存活用計画は、「第四次川越市総合計画」をはじめ、教育・環境・景観等の関連計画と密接に関わってくることから、諸計画と整合性を図る必要がある。そのため、以下で上位計画における本計画の位置づけと、関連計画との関係性を確認する（第1-4図）。

1. 上位計画における史跡河越館跡の位置づけ

【第四次川越市総合計画（後期基本計画）】

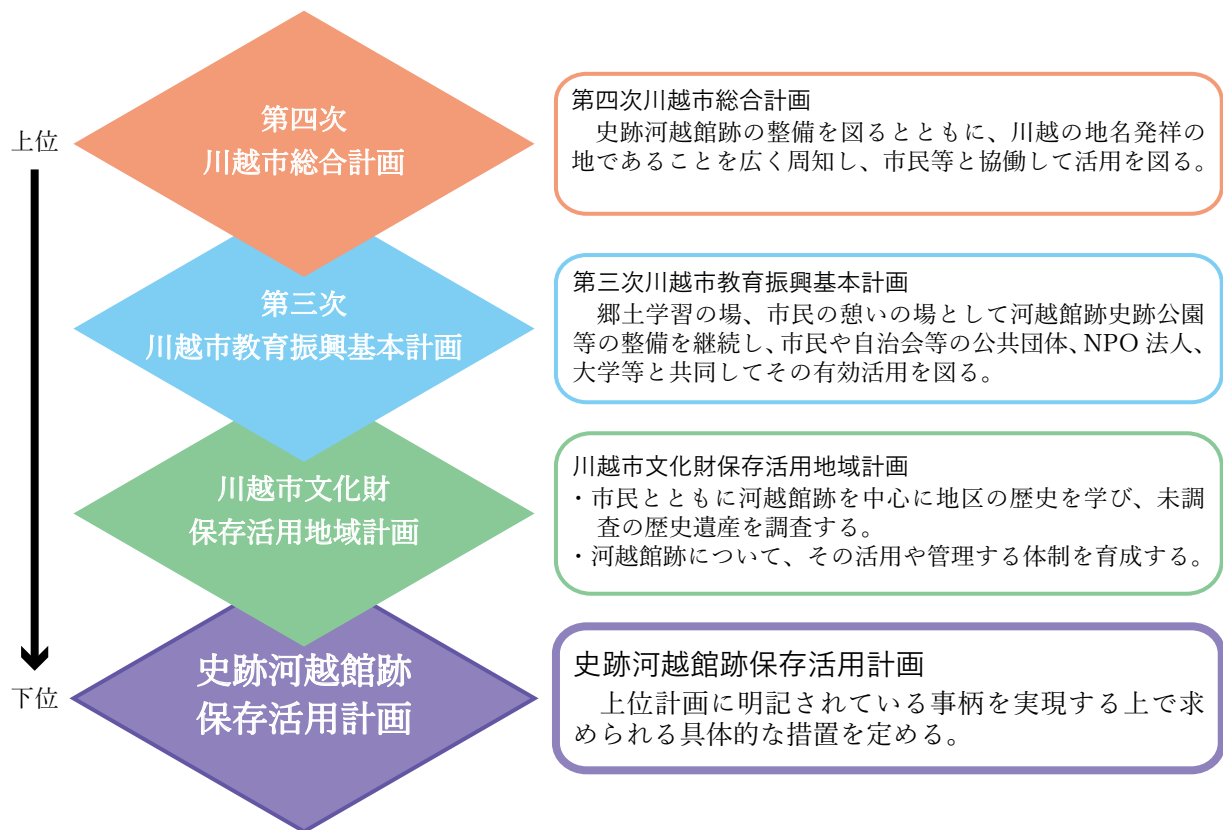
令和3年（2021）に策定した「第四次川越市総合計画」では、市の将来都市像として掲げた「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を実現するため、8つの分野にわたる基本目標を定めている。このうち、河越館跡は「教育・文化・スポーツ」の取組施策の1つとして、国指定史跡河越館跡の整備を図るとともに、川越の地名発祥の地であることを広く周知し、市民等と協働し活用を図る方針を掲げている。また、史跡が所在する名細地区は、市民生活や都市活動を支えるため、望ましい土地利用の誘導と地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指している。その他、本計画では持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、生涯学習活動や公園・緑地の充実や自然共生、地域コミュニティ活動の推進が掲げられている。

【川越市教育大綱】

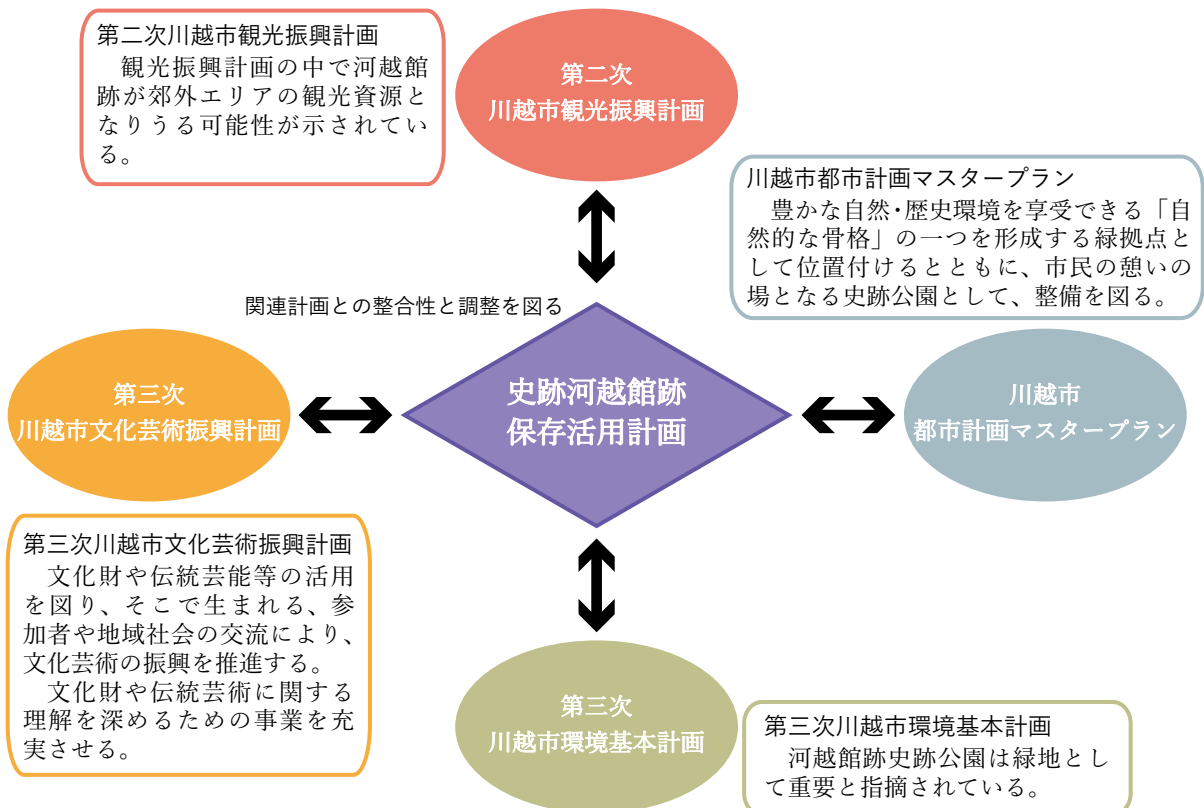
令和3年（2021）に策定した「川越市教育大綱」では、基本理念「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む 川越市の教育」のもと、7つの施策の方針のうちの1つとして「5 文化財の保存・活用」を定めている。

【第三次川越市教育振興基本計画】

令和3年（2021）に策定した「第三次川越市教育振興基本計画」では、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」を基本理念に3つの目標を設定し、9つの施策を掲げている。このうち、「施策9 文化財の保存と活用」では河越館跡の用地取得が完了した現状では、史跡公園の全面整備に向けて、整備検討委員会の指導を受けながら発掘調査や整備方法、ガイダンス施設の設計や公開の方法などを検討すること、庁内の関係部署と調整の上、地元住民等への説明会の開催を必要としている。ただし、計画の5年間に特に力を注ぐ3つの重点施策の中に文化財に関するものは含まれていない。



上位計画に対する「史跡河越館跡保存活用計画」の位置づけ



関連計画と「史跡河越館跡保存活用計画」

第 1-4 図 上位および関連計画と本計画の関係性

【川越市文化財保存活用地域計画】

令和 5 年（2023）に策定した「川越市文化財保存活用地域計画」では、「歴史が人を結ぶまち 川越」を目指すべき将来像として設定している。本計画で、指定・未指定に関わらず、文化財保護法や条例等による 6 類型（①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群）の文化財、その他未指定文化財や、法により定義づけされている埋蔵文化財を対象に、市全域の歴史遺産の状況把握や、地域の歴史をめぐる状況と課題を明らかにし、地域の歴史遺産の保存と活用を進めることを目的とする。市の歴史文化の特徴をマチ、ムラ、ミチの 3 つの構造に分類しており、河越館跡は近隣に所在する霞ヶ関遺跡とともに、人々が集住するマチの歴史文化の 1 つとして位置づけている。また、河越館跡は史跡の保存と活用を計画的に実行するために下記の方針も掲げている。

- ・保存活用計画を策定すること。
- ・名細地区^{なぐわし}の歴史遺産について、市民とともに河越館跡を中心に地区の歴史を学び、そのうえで未調査の歴史遺産を調査すること。
- ・河越館跡について、その活用や管理する体制を育成すること。

II. 関連計画と本計画の関係性

【第三次川越市文化芸術振興計画】

本計画は、平成 28 年（2016）に策定した第二次計画での施策の成果や、令和元年（2019）に実施した市民意識調査 1,338 件の回答結果を踏まえ、現状の課題を再点検し、令和 3 年（2021）に策定された。「みんなで取り組む、市民誰もが親しめる、文化芸術の推進」を基本理念とし、3 つの基本目標のもと、8 つの施策と 20 の細施策を設定している。文化芸術基本法第 8 条から第 14 条に規定された文化芸術を対象とした計画であるため、史跡河越館跡に関する記載はないが、令和 8 年度を始期として第四次川越市文化芸術振興計画の策定を進めている。

市民が一年間（平成 30 年 8 月～令和元年 7 月）に鑑賞した講演や展示会などの演目等の調査によると、「映画・映像」に続いて、「文化財（博物館や川越まつり会館の見学を含む）」が 2 番目に多かった。

【第二次川越市観光振興計画】

平成 28 年（2016）に策定された「第二次川越市観光振興計画」では、「世界に発信しよう！ EDO が粹づくまち 小江戸川越」の基本理念のもと、4 つの基本方針とともに 67 の施策を定めている。

「基本方針 1. 新たな観光をつくりだそう」のうち、「施策 18 郊外エリアへの誘客促進」では、河越館跡等の郊外エリアにある観光資源の活用促進を図ることを目指している。令和 4 年（2022）度から令和 7 年（2025）度までの 4 年間において、優先度が高く、集中

的に実施する必要性が高い施策である戦略的重点施策（後期）には含んでいないものの、計画の中で河越館跡に触れていることから、観光資源として有用かどうか検討を進める。

【第三次川越市環境基本計画】

本計画は川越市環境基本条例に基づき平成 28 年（2016）に策定され、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」を望ましい環境像として、5 つの環境目標のもと、11 の大施策と 37 の中施策を展開し、具体的取組を設定している。なかでも、「環境目標 5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します「地域づくり・人づくり」」では、中施策 9 において川越址とともに河越館跡の整備・活用を掲げている。具体的には、「郷土学習の場、市民の憩いの場として、国指定史跡河越館跡史跡公園の有効活用を図ります。また、史跡公園の充実を図るため、引き続き整備事業を継続します。」と記載している。

【川越市緑の基本計画（平成 28 年改定版）】

本計画では、「みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越」を基本姿勢として、伝統的な文化を生かしつつ市民との協働のもと「緑の保存、緑地の整備、緑化の推進」を積極的に進めていくことで、緑の面から市の新たな局面を切り開くとともに、緑の歴史的文化的遺産との関係をより発展させていくことを目指すとしている。平成 26 年 3 月末時点、川越市には 5,664.9ha の緑（樹林地、農地、河川、都市公園等）があり、市域に対する割合は 51.9% である。緑地（法規制や公園整備等により守られた緑）は 3,939.7ha であり、市域に対する割合は 36.1%。本計画では、市域の約 4 割に当たる約 4,100ha の緑を将来にわたり維持していくことを目標とし、地域制緑地の指定や都市公園等の整備に努めるとしている。

「個別計画 6 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備」では、国指定史跡河越館の整備について、「河越館跡整備基本計画に基づいて引き続き整備を推進します。」と設定している。

また、河越館跡が所在する地区に関しては現状と課題として、都市公園の整備水準の比較的高い地区と評価し、周辺環境との調和のとれた都市公園等の整備の検討や、河越館跡の活用を図るため、今後も整備を推進していく必要があるとしている。

【川越市都市計画マスタープラン】

平成 12 年（2000）に策定され、令和 6 年（2024）に改定された本計画では、第四次総合計画に即した将来都市像を設定するとともに、地域特性や魅力を生かした都市機能をもつ「拠点」を適切に配置し、道路、公共交通によって各地点を有機的に結びつける「都市的な骨格」を基本としつつ、豊かな自然・歴史環境を享受できる「自然的な骨格」を合わせた 2 つの骨格により、多極ネットワーク型都市構造の形成を目指している。

河越館跡は、「自然的な骨格」の一つを形成する緑拠点として位置付けるとともに、名細地区の地域別構想では、市民の憩いの場となる史跡公園として、引き続き整備を図ることとしている。

【川越市都市・地域総合交通戦略】

平成 29 年に策定され、川越市都市計画マスタープランを上位計画とし、市民の生活利便性を向上させるため、さまざまな交通施策をパッケージ化した戦略。

当初は交通空白地域も存在したものの、令和 4 年 3 月に策定された同計画の追補版では、事前予約・乗り合い方式の「かわまる（デマンド型交通）」や、郊外におけるシェアサイクルによって、交通空白地域の移動を支援する施策が補足された。

本計画では河越館跡についての記述はないものの、史跡整備事業の進展に伴う河越館跡の活用にあたり、河越館跡を取り巻く交通状況の確認と整理が必要となるため、関連計画として取り上げた。

第2章 史跡河越館跡の自然的・社会的・歴史的環境

第1節 川越市の概況

川越市は、都心から30km圏内の埼玉県南西部地域に位置するベッドタウンでありながら、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光業など、多様な業態が発達している。現在も埼玉県南西部地域の中心都市として発展を続けている。

大正11年（1922）には埼玉県内で初めて市制を施行し、昭和30年（1955）には隣接する9村を合併して現在の市域となり、平成15年（2003）には埼玉県内で初めて中核市に移行した。令和6年（2024）10月1日現在の人口は353,034人で、埼玉県内ではさいたま市、川口市に次ぐ第3位の人口を有する。

市内には、東武東上線、西武新宿線およびJR川越線の駅が多数存在している。鉄道の他にも、市西部を関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市北部に接して通り、国道16号が東西に、国道254号が南北に抜けている。また、この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射線状に伸びる構造を取り、流通拠点としての良好な位置付けを示している（第2-1図）。

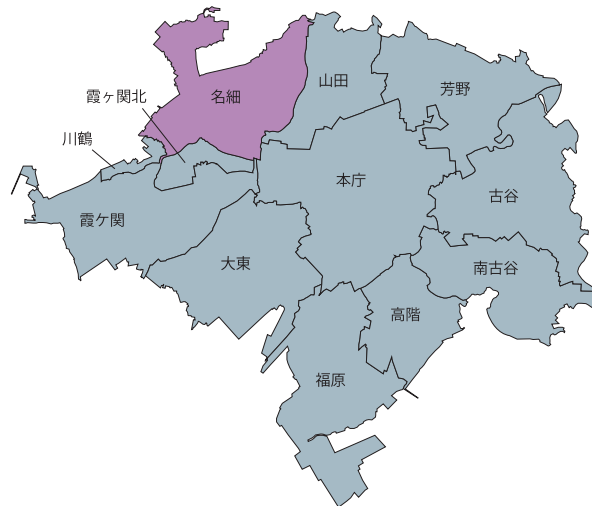


第2節 自然的環境

1. 地形

河越館跡は埼玉県川越市大字上戸 192－1 他に所在し、名細地区^{なぐわし}に属する（第 2-2 図）。埼玉県は関東平野西部に位置し、県西部は関東山地北部にあたる外秩父山地と奥秩父山地、上武山地、そして中央の秩父盆地からなる。県中央部では、武蔵野台地北端部から山麓部に沿って入間台地、岩殿丘陵、比企丘陵、北武蔵台地などが広がる。東部には、荒川低地と中川低地、妻沼低地^{めぬま}等に囲まれる大宮台地が分布する（第 2-3 図）。

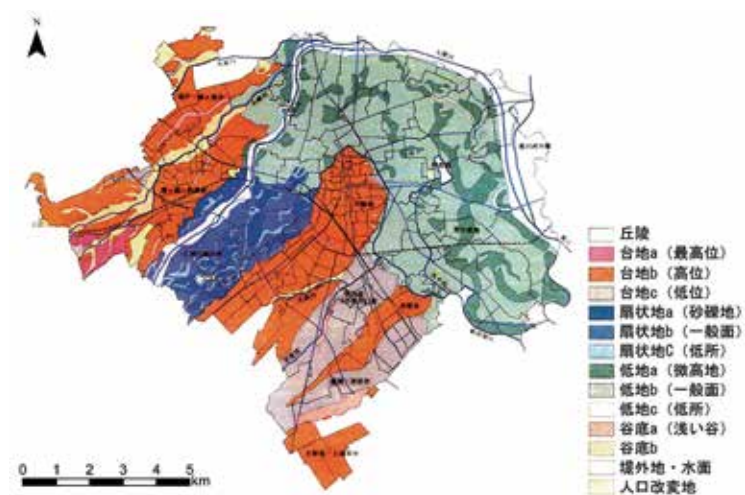
川越市域の北部から東部にかけては荒川低地が広がり、南部から中央部は広大な武蔵野台地の北端部となる。西部は入間川を東の境として入間台地となっており、河越館跡はこの入間台地の東端、入間川を東に臨む位置に立地している（第 2-4・5 図）。また、宮沢湖に端を発し、台地北側で越辺川^{おつべがわ}に合流する小畔川^{こあぜがわ}も入間台地には流れており、多くの河川が集まる環境に河越館跡は立地する。つまり、河越館跡は、広大で肥沃な荒川低地が広がる入間台地の東端に位置し、河川による水上交通へのアクセスが容易で、かつ水田耕作に適した沖積低地を擁する環境にあると言える。



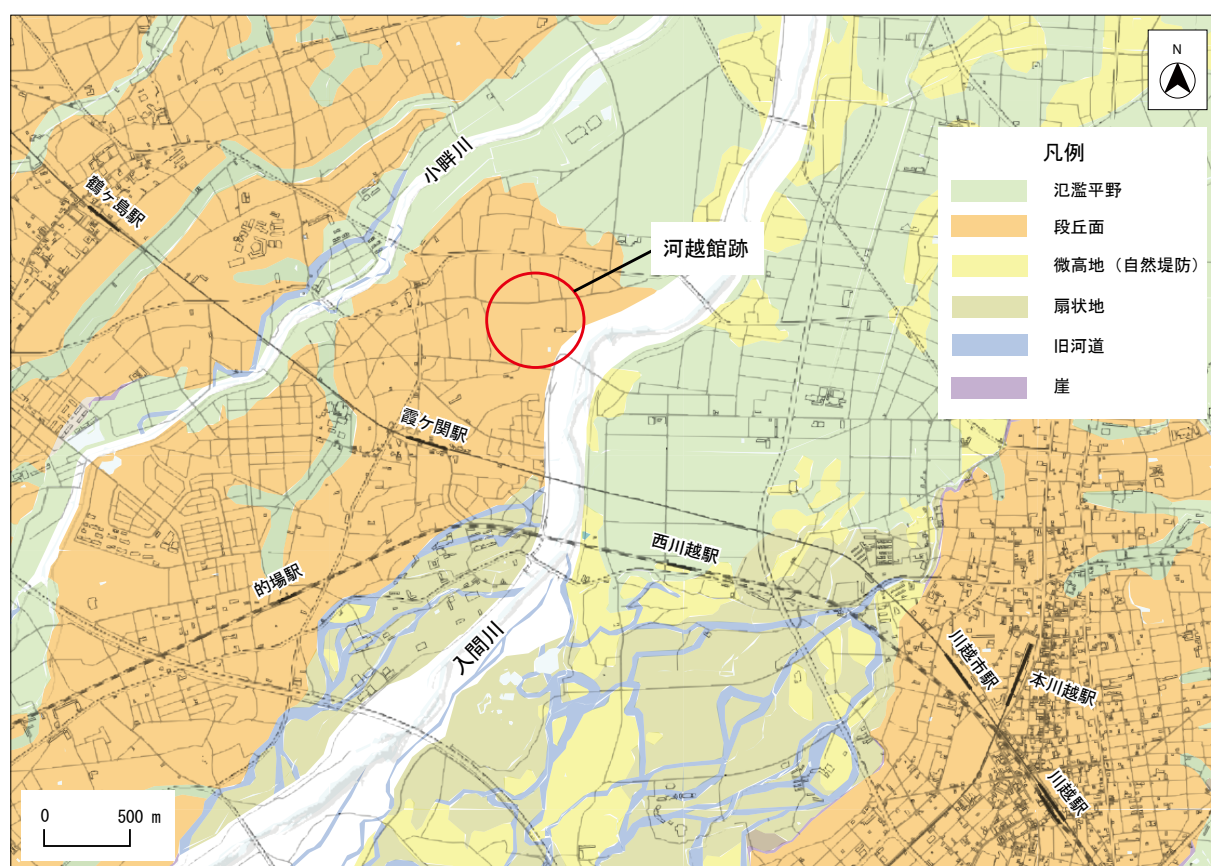
第 2-2 図 名細地区の位置



第 2-3 図 埼玉県の地形分類図



第 2-4 図 地形図



第 2-5 図 地形区分と河川、河越館跡の位置

II. 気候

川越市の気候は太平洋側気候に属し、夏は高温多湿で南からの季節風により蒸し暑く、冬は低温少雨で北からの季節風が強く、乾燥する。年間を通じて晴天の日が多く、穏やかな気候である。平成 29 年（2017）から令和 3 年（2021）までの過去 5 年間の平均値は、年間降水量が 1367.4mm、年間平均気温が 16.0℃、年平均湿度が 65%である（第 2-1 表）。ただし、令和 5 年はそれまでの平均を大幅に上回る平均気温と大幅に下回る平均降水量が記録された（第 2-2 表）。

乾燥した冬の季節風は、大火事をもたらす要因でもあり、江戸時代や明治時代の大火後に行われた町割りや蔵造りの建築など、防火対策は川越城とその城下において特に重視された。

第 2-1 表 平成 29 年度から令和 3 年度までの気温等の平均値
（『第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）26 頁』）

	2017 年度（平成 29 年度）～ 2021 年度（令和 3 年度）の 5 年間の平均	全国平均（2017-21）※2
平均気温（℃）	16.0	16.0
平均湿度（%）	65.0	70.5
年間日照時間（時間）	2220.5（熊谷市）※1	2013.4
	2014.1（さいたま市）※1	
平均風速（m/秒）	2.1	-
降水量（mm）	1367.4	1758.9

※川越市のデータは令和 3（2021）年版統計かわごえ

※1 気象庁「過去の気象データ」の数値より算出

※2 全国 47 都道府県における平均値（2017 年（平成 29 年）～2021 年（令和 3 年））を平均
総務省統計局「第 72 回 日本統計年鑑 令和 5 年」からの数値により算出

第 2-2 表 平成 21 年度から令和 5 年にかけての川越の気象（『令和 5 年度統計かわごえ』）

年 次 ・ 月	気 温			平均湿度	風 速		降 水 量	
	平 均	最 高	最 低		平 均	最 大	降 水 量	1 日 最 大
平成21年	15.8	37.1	-3.5	62.8	2.1	25.3	1,320.0	110.0
22	16.1	38.7	-3.5	62.3	2.0	24.1	1,319.0	75.0
23	15.6	38.9	-5.6	59.0	2.1	26.4	1,263.5	131.0
24	15.3	38.1	-5.2	62.8	2.2	31.5	1,266.5	106.0
25	15.9	39.1	-4.9	68.4	2.3	32.7	1,299.5	113.0
26	15.5	39.1	-4.6	70.6	2.2	24.0	1,623.5	118.0
27	16.1	38.1	-3.2	73.9	2.1	23.0	1,337.0	152.0
28	15.9	37.2	-5.5	75.7	2.1	26.5	1,232.0	157.5
29	15.3	36.9	-5.4	68.0	2.2	24.9	1,336.0	134.0
30	16.4	39.8	-6.4	62.6	2.1	32.8	1,052.0	47.0
令和元年	16.1	38.2	-3.6	63.2	2.2	30.1	1,666.0	279.5
2	16.1	39.0	-4.0	66.4	2.1	24.9	1,380.5	91.0
3	16.0	37.5	-6.0	64.7	2.1	24.8	1,402.5	73.5
4	16.0	39.4	-5.7	65.1	2.1	21.4	1,173.0	131.0
5	17.2	39.2	-5.2	63.1	2.2	28.0	959.5	121.5
1月	4.6	14.0	-5.2	49.8	2.1	28.0	6.0	5.5
2	6.2	18.9	-3.5	49.2	2.6	19.0	32.0	15.0
3	12.2	23.4	1.7	61.9	2.0	23.8	91.0	24.0
4	15.9	29.0	4.7	54.5	2.7	19.0	48.0	23.0
5	19.1	34.6	9.2	63.9	2.4	19.1	116.0	23.5
6	23.4	34.8	14.3	73.6	2.0	14.6	249.0	121.5
7	29.1	39.2	21.5	66.9	2.2	15.1	12.0	4.5
8	29.7	37.8	23.3	72.9	2.5	14.8	105.5	27.0
9	26.9	36.4	16.2	75.6	2.0	14.0	153.0	69.5
10	18.2	28.7	9.2	64.3	1.9	15.7	91.0	33.0
11	13.0	26.4	2.9	65.5	1.8	17.9	49.5	38.5
12	7.9	20.0	-2.6	58.1	1.6	17.6	6.5	5.5

単位：気温 ℃、平均湿度 %、風速 m/s、降水量 mm

資料：川越地区消防組合

Ⅲ. 植生

令和5年10～11月に河越館跡敷地内の樹木調査を実施した。区域内に生育する樹木は、30科50種である。内訳は在来種33種、外来種（ほとんどが植栽木）17種である。種数における外来種の占有度は34%である。

第2-3表、第2-6図は種別に積算胸高断面積をもとめ降順に示している。また第2-6図は樹木の位置関係を示している。

測定は胸高直径1cm以上の樹木について、樹木名及びcm単位で胸高直径を測定した。扁平断面は長径・短径を平均した。それらの値から樹木はすべて正円に見立て断面積を計算した。館跡の代表樹木は積算胸高断面積の大きい順にエノキ、ケヤキ、ウワミズザクラとなる。いずれも平均胸高直径は30cm前後で株数も多く、今後さらに肥大成長するものと考えられる。後継木も育っている。

また、1株当たりの平均胸高断面積で比較すると大きい順にイヌザクラ、クヌギ、ヒノキとなる。とくにイヌザクラ、ヒノキでは、大径木があるのみで後継木は育っていない。

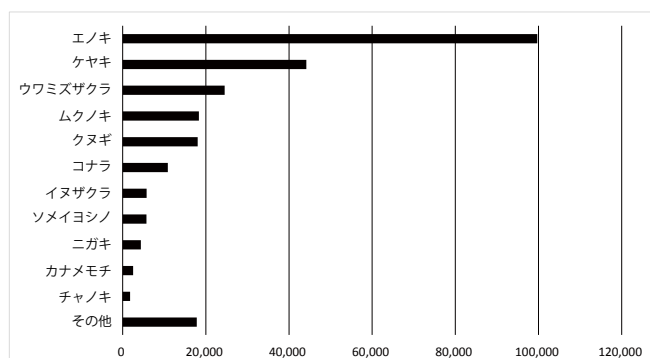
株数の比較ではチャノキ628株を筆頭に、ユキヤナギ、エノキ、ドウダンツツジと続く。

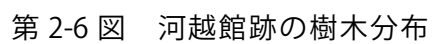
植栽木として、積算胸高断面積を比較すると、大きい順にソメイヨシノ、カナメモチ、チャノキ、ヒノキ、マダワ、ドウダンツツジ、カキノキ、サザンカ、ハコネウツギとなる。トウネズミモチは、順位は低いが環境省「生態系被害防止外来種リスト」のうち重点対策外来種に指定されている。

（執筆：牧野彰吾 川越市文化財保護審議会委員）

第2-3表 種別積算胸高断面積（降順）と株数の関係

順位	樹木名	積算胸高断面積 (cm ²)	株数	1株の平均胸高断面積 (cm ²)	平均胸高直径 (cm)
1	エノキ	99,711	121	824	32
2	ケヤキ	44,153	51	866	33
3	ウワミズザクラ	24,524	43	570	27
4	ムクノキ	18,331	31	591	27
5	クヌギ	18,029	10	1,803	48
6	コナラ	10,838	15	723	30
7	イヌザクラ	5,763	3	1,921	49
8	ソメイヨシノ	5,704	37	154	14
9	ニガキ	4,364	23	190	16
10	カナメモチ	2,515	94	27	6
11	チャノキ	1,764	628	3	2
	その他	17,806	970	3,494	276
	全樹木	253,502	2,026	11,166	560





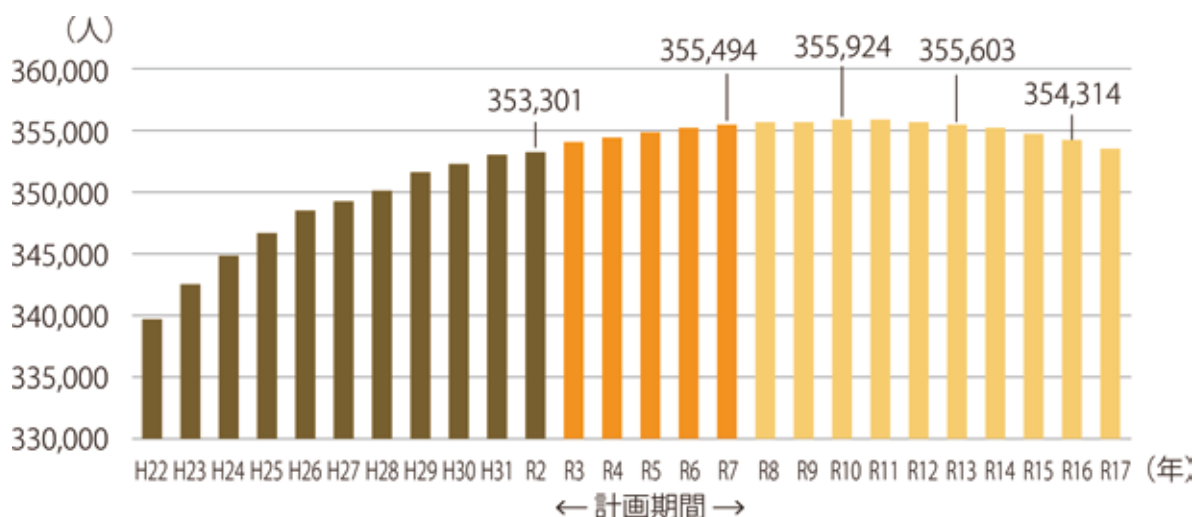
第3節 社会的環境

川越市の人口は、住民基本台帳における男女別人口、近年の人口動態及びコーホート要因法に基づく人口推計によると、人口の伸び率は落ち着きを見せながらも、微増で推移しているが、令和10年度を境に人口減少局面に転じるものと見込まれる（第2-7図）。年齢別構成は、生産年齢人口（15～64歳）が横ばい傾向で推移する一方、年少人口（0～14歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加することが見込まれる（第2-8図）。河越館跡が所在する名細地区においても、人口の増減は市全体と同様に横ばい傾向にある。また、高度経済成長期以降、同地区では、大規模な住宅街が形成されている（第2-9図）。

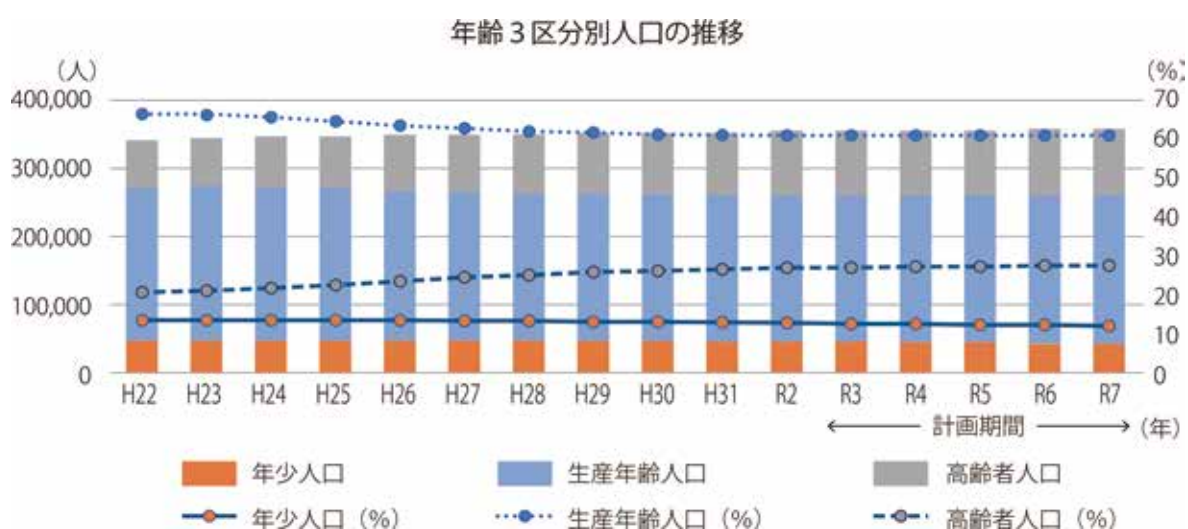
本計画に対する上位計画である「第四次川越市総合計画」の取組のうち、年代や性別を問わず重要度が高いと市民が評価する施策として、「社会保障の適正運営」、「水道水の安定供給」、「消防・救急体制の充実」、「高齢者福祉の推進」、「防災体制の整備」などが挙げられている。市民生活に直接関わる福祉や社会保障、消防・救急の分野に対し、市の取組の充実を求める傾向にあると言える。一方、市の取組のうち、年代や性別を問わず重要度が低いと評価する施策として、「多文化共生と国際交流・協力の推進」、「広域的な連携の推進」、「時勢に応じた施策の推進」などが挙げられている。また、市の取組の結果に対し、年代や性別を問わず満足度が高いと評価する施策として、「水道水の安定供給」、「文化財の保存・活用」、「観光の振興」、「景観まちづくりの推進」などが挙げられている。市民生活との関わりが深い分野や、本市の貴重な財産である文化財の保護に対する取組に対し、高い評価となっている。一方、市の取組の結果に対し、年代や性別を問わず満足度が低いと評価する施策として、「道路交通体系の整備」、「交通ネットワークの充実」等が挙げられている。

以上のように、河越館跡を含む市の文化財への取り組みに対する市民の注目度は高いことがうかがえるものの、地下に埋蔵され視覚的な理解が難しいということもあり、史跡に対する市民の関心は薄い傾向にあるため、改めて啓発が必要と思われる。

史跡公園として整備された河越館跡の一部は、都市公園法及び川越市都市公園条例によって都市公園に定められている。史跡として整備された範囲では、「川越市都市公園条例施行規則」によって禁煙、ごみの持ち帰り等、公園利用におけるルールを定めている。近隣の幼稚園・小学校の園児・児童とその保護者による利用やペットを散歩させる光景が史跡公園でたびたび見かけられることから、市民の憩いの場、コミュニティの場としての役割を担っていると言える。



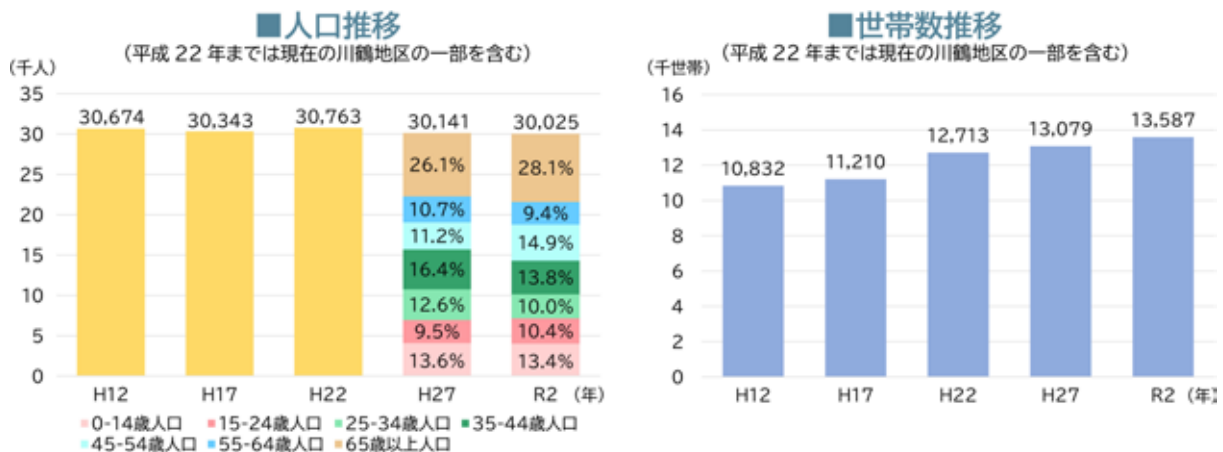
第 2-7 図 川越市の人口推移（『第四次川越市総合計画（後期計画）』10 頁）



	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口			
						(65歳以上)		(うち75歳以上)	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成 28 年	350,223	45,324	12.9%	217,272	62.0%	87,627	25.0%	36,813	10.5%
平成 29 年	351,654	45,172	12.8%	216,566	61.6%	89,916	25.6%	39,279	11.2%
平成 30 年	352,433	44,801	12.7%	215,997	61.3%	91,635	26.0%	41,854	11.9%
平成 31 年	353,115	44,350	12.6%	215,732	61.1%	93,033	26.3%	44,414	12.6%
令和 2 年	353,301	43,700	12.4%	215,555	61.0%	94,046	26.6%	46,725	13.2%
令和 3 年	354,137	43,479	12.3%	215,556	60.9%	95,102	26.9%	47,919	13.5%
令和 7 年	355,494	41,423	11.7%	216,798	61.0%	97,273	27.4%	57,816	16.3%

出典：川越市住民基本台帳（各年 1 月 1 日）
令和 3 年以降は市推計

第 2-8 図 年齢 3 区分別人口の推移（『第四次川越市総合計画（後期計画）』11 頁）



※人口推移の H17 以前は国勢調査から作成 (各年 10 月 1 日現在) そのほかは住民基本台帳から作成 (各年 1 月 1 日現在)

第 2-9 図 名細地区の人口・世帯数 (『川越市都市マスタープラン』R6 年 165 頁)

第 4 節 歴史的環境

河越館跡が立地する入間川左岸地域は、武蔵と呼ばれる地域のほぼ中央部に位置する。

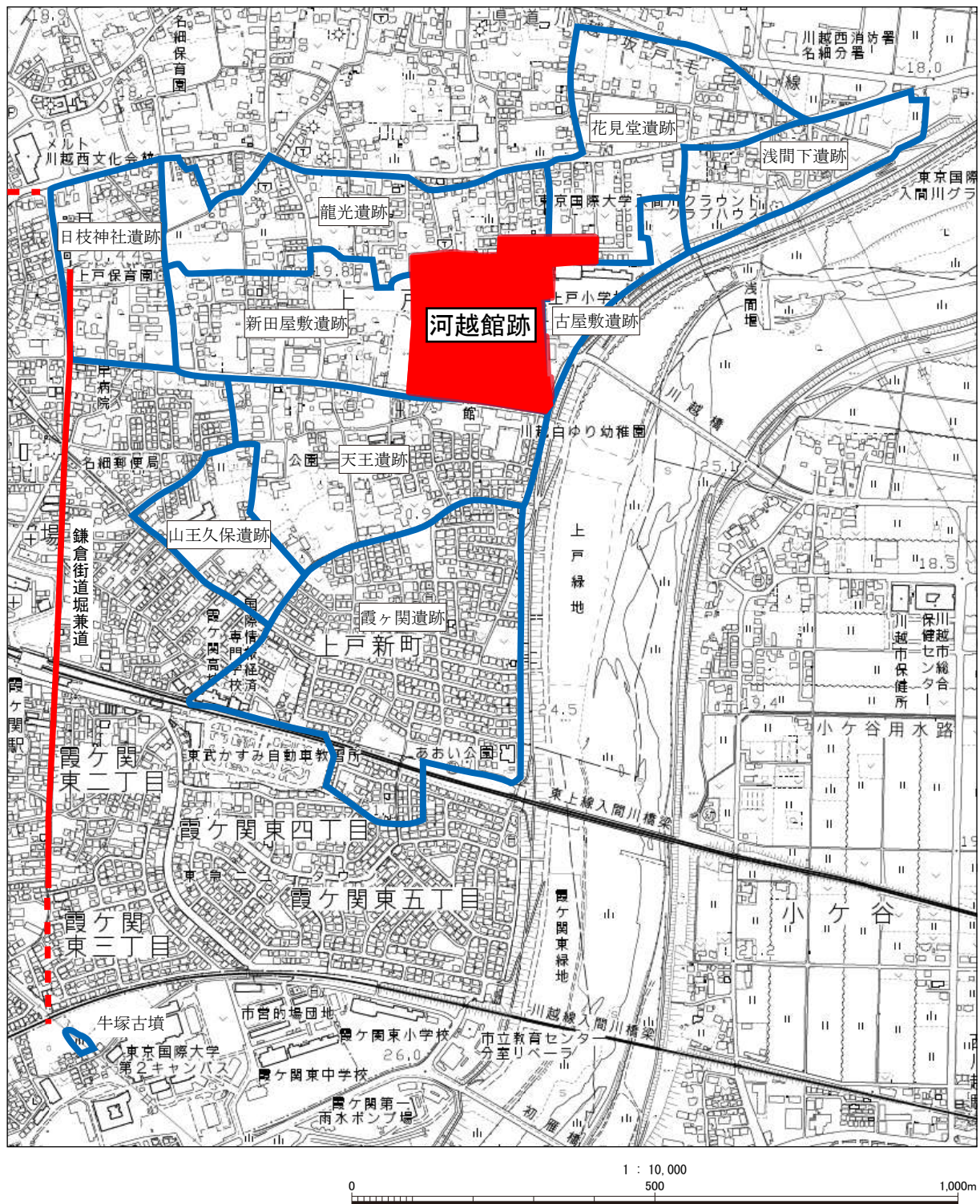
入間川左岸の低地に位置する^{せんげんした}浅間下遺跡では、弥生時代中期後半の方形周溝墓が発見されている。入間川左岸の台地上に位置する^{かすみがせき}霞ヶ関遺跡では、弥生時代後期の集落が調査され、南北の文化が交錯する様相が出土した土器から捉えられた。

古墳時代には武蔵各地で水系ごとに豪族が割拠するようになる。入間川水系の当地域には^{まとば}馬場古墳群が分布し、それを構成する 1 つである古墳時代後期 (6 世紀後半) 築造の^{うしづか}牛塚古墳は、7 世紀に石室が改装され、全国的にも珍しい^{こんどうせい}金銅製指輪が出土している。

7 世紀後半、飛鳥時代の川越周辺地域は^{むさしのくに}武蔵国入間評として編成され、役所である入間評家^{ひょうけ} (後に郡家^{ぐうけ}) が入間川左岸の霞ヶ関遺跡とその隣接遺跡を中心に設置された (第 2-10 図)。また、この時期には列島各地に官道として^{えきろ}駅路も整備され、武蔵国には上野国^{こうずけのくに}の東山道から南に分岐した通称東山道武蔵路が縦貫し、駅路を利用する使用者が馬を交換し休憩するほか、国内を巡行する国司の接待等が行われた施設である^{うまや}駅家が入間川渡河点の^{はちまんまえ}八幡前・^{わかみや}若宮遺跡にあったと推測されている。その根拠となったのが、同遺跡から出土した^{えきちやう}「驛長」と書かれた墨書土器である。

奈良時代になって入間郡と名称が変わった後も、^{ひがししたがわら}霞ヶ関遺跡を中心に南は東下川原遺跡、北は^{はなみどう}花見堂遺跡まで掘立柱建物を中心とした^{かんが}官衙関連遺構が分布するが、律令制が形骸化する平安時代以降はそれに関連する遺構は希薄となる。

平安時代末期、平氏の流れをくむ秩父氏が武蔵国内の河川流域に進出していく中、秩父氏の一派が^{むさしのくににおくら}武蔵国大蔵 (現在の埼玉県嵐山町) を経て河越へ拠点を移し、土地の名から河越を名字とした。河越氏は入間川左岸、現在の川越市上戸に館を築くが、その遺跡が現在の河越館跡である。河越館が築かれた 12 世紀後半以降、河越館跡に隣接する^{ふるやしき}古屋敷遺跡や^{しんでんやしき}新田屋敷遺跡等で、その時期の遺構・遺物が確認されていることから、史跡指定地外でも当時の人々が活発に活動していたと考えることができる (第 2-10 図)。特に古屋敷遺跡



第 2-10 図 河越館跡と周辺の遺跡（G ゾーン）

では、川越で出土した手づくねかわらけの中でも最古となる 12 世紀後半のものが出土している。また、遺跡名である「古屋敷」は小字名に由来しており、地名としての「河越(川越)」が残されていない河越館跡周辺地域において、河越氏の屋敷が存在したことを示唆する地名として重要である。出土遺物や地名からは、当初の館中心部がこの地点にあった可能性が考えられている。

河越館の西側約 500 m には、河越氏^{かんじょう}が勧請した新日吉社^{いまいえしや}と比定される上戸日枝神社を中心とした日枝神社遺跡が所在する。神社の参道は鎌倉街道上道の主要な支道の一つである堀兼道の一部でもあり、河越館は東隣を流れる入間川による水上交通路だけでなく、西側に主要な陸上交通路を擁していたことがわかる。なお、鎌倉街道堀兼道の入間川以南の路線については、大部分が古代以来の東山道武蔵路と重なることから、堀兼道は東山道武蔵路を踏襲する形で整備されたと考えられている(木本雅康 2018)。堀兼道については、古海道東遺跡^{ふるかいどうひがし}で現道にほぼ重なる位置に路盤が検出されているほか、市内小堤にある市民の森第 1 号には掘割状の遺構が残されている。

河越館が役割を終える平一揆^{へいいつき}の乱(応安元年(1368))後は、館内の持仏堂から発展して寺院になったとされる時宗常楽寺^{じょうらくじ}が残った。14 世紀後半から 15 世紀代にかけて、河越館跡周辺の各遺跡からは、かわらけや、瀬戸窯、常滑窯等の製品が出土している。また、河越館跡の南側に立地する天王遺跡などでは、地下式坑や土坑が検出され、板碑・宝篋印塔^{いたび ほうきょういんとう}といった供養塔が多数出土していることから、この一帯に供養の場が広がっていたと考えられる。

15 世紀末頃、河越館跡に山内上杉氏^{やまのうちうえすぎ}の上戸陣^{うわどじん}が築かれると、上戸陣に関わる遺構が天王遺跡・霞ヶ関遺跡など広範囲で確認されるようになる。さらに、それに伴うかのように、上戸陣段階の遺構からは山内上杉氏の関連遺跡で見られる特徴的なかわらけも出土している。上戸陣が終わる永正 2 年(1505)より後は、明確な遺構・遺物が少なく、土地利用の痕跡を追うことが困難となる。

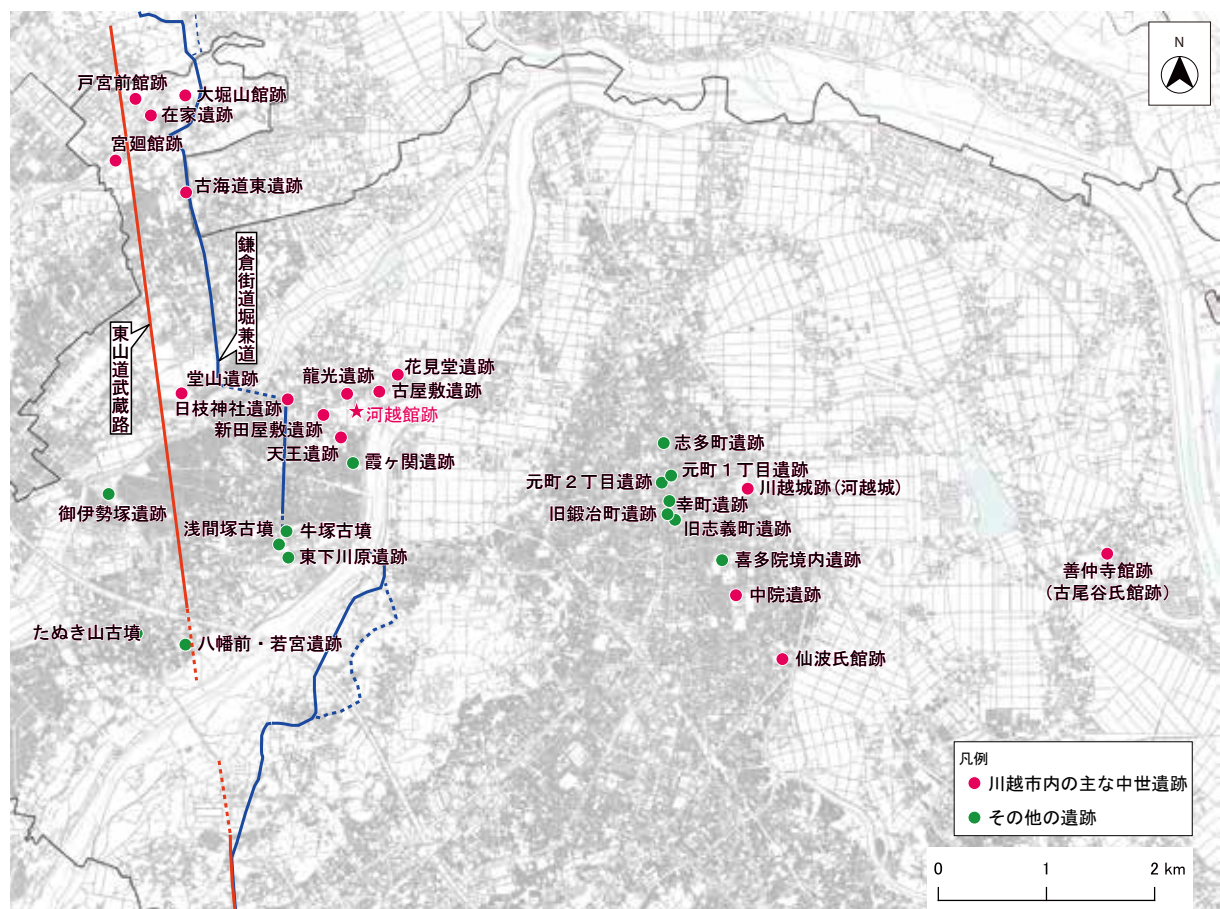
河越館跡が所在する上戸以外の地域の中世遺跡に目を向けると、市内中央の武蔵野台地先端部には長禄元年(1457)に扇谷上杉氏^{おうぎがやつ}の拠点として河越城^{かわごえじょう}(第 2-11 図 川越城跡)が築城される。15 世紀末に山内上杉氏が河越館跡に築いた上戸陣は、扇谷上杉氏との対立の中で河越城を攻めるためのものであった。また、市内北西部の下広谷には埼玉県指定史跡大堀山館跡があり、三重の堀・土塁に囲まれた「方形館」と 15 世紀後半の遺物が見つまっている。大堀山館跡の近辺でも同時期と考えられる城館跡が複数発見されており、大堀山館跡を含むこれらの遺跡は山内上杉氏と扇谷上杉氏^{おうぎがやつ}の争乱に関係するものではないかと考えられている。

天正 18 年(1590)に徳川家康が江戸城に入ると、戦国時代も終焉を迎える。河越には川越藩が置かれ、川越の中心は河越館跡の立地する入間台地東端部から戦国時代の河越城が立地する武蔵野台地北端部へと移る。寛永 16 年(1639)に川越藩主となった松平信綱^{のぶつな}は、中世以来の河越城の郭を拡張して近世城郭の川越城として整備した(以下、近世以降

は「川越」表記となる)。また、信綱は川越城城下町の整備を推進し、川越城跡とその城下町周辺には、多くの近世遺跡が確認されている。

近世の河越館跡周辺は、一部に旗本領と鯨井藩領(10年間のみ)があったが、大部分は川越藩領であり、天沼新田・平塚新田等の新田開発が行われた。江戸時代中期以降、河越館跡周辺地区は、古代以来属してきた入間郡から高麗郡の一部となった。江戸時代後期の文化・文政期(1804～1829)成立の地誌『新編武蔵風土記稿』のうち、高麗郡上戸村常楽寺の項には、常楽寺周辺に残る土塁が表現された挿図があり、大道寺駿河守(大道寺政繁)の砦跡と伝わっていることが記されている。

近代になると郡制が一旦廃止された後、明治11年(1878)に再び河越館跡周辺は高麗郡に所属することになった。その後、明治29年(1896)に埼玉県内の18郡が9郡に整理された際、入間郡に統合された。近世以来の鯨井村・上戸村を始めとした九か村が合併して名細村が成立し、旧村はそれぞれ大字と改められて区長が置かれた。村役場は、昭和30年(1955)に川越市と合併するまで、鯨井に置かれた。旧名細村には近世以来の水田・畑地が広がり、農業を主体とする生活が営まれた。河越館跡の大部分は現代まで畑地として使用されてきており、結果として住宅建設等の開発が及ばず、地下の遺構が保存されてきたと言える。



第 2-11 図 川越市内の主な中世遺跡と河越館跡の位置

第3章 史跡河越館跡の概要

第1節 史跡指定に至る経緯

江戸時代の地誌である『新編武蔵風土記稿』の上戸村の項目には、河越氏への言及はないものの、川越の上戸にかつて武士の館があったと伝承されていたことが記されており、昭和7年（1932）に河越館跡は県指定史跡となった。ところが、戦後の高度経済成長に伴う急速な都市化の波は上戸にも至り、昭和44年（1969）9月には史跡指定地内で不動産会社による宅地造成工事が計画された。この計画に対して地元住民から河越館跡の保存運動が起こり、一部工事は始まっていたものの、埼玉県と川越市の勧告により工事は中止された。翌年、不動産会社と川越市が協議を行い、埼玉県の補助を受けて開発の対象地を川越市が取得することとなった。

昭和47年（1972）には、川越市が計画した小学校建設の予定地の一部が県指定史跡の範囲に一部及ぶことから、地元関係者を含めて国、埼玉県、川越市との間で協議が行われた。その結果、河越館跡の範囲を明確にすることが必要となり、昭和48年（1973）、川越市は国庫補助を受けて範囲確認調査（河越館跡第1次調査）を実施した。

範囲確認調査の成果を受け、昭和50年（1975）11月には、国の文化財保護審議会が河越館跡を国史跡に指定すべきという答申を行った。その後、河越館跡の国史跡指定に向けた手続きを進め、昭和58年（1983）には史跡指定地内の地権者の同意を得ることができた。そして昭和59年（1984）12月6日の官報告示により、河越館跡は国史跡に指定された。

第2節 史跡指定の状況

Ⅰ. 指定告示

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を表2に掲げる理由によって史跡に指定する。

昭和59年12月6日

指定理由	
(1) 指定基準	特別史跡名称天然記念物及び史跡名称天然記念物指定基準 史跡2（城跡）による
(2) 説明	河越館跡は、現在の川越市の北西部、入間川西岸に位置し、その規模は遺存土塁の外周に検出された堀跡を含めて約5万平方メートルである。 河越館跡は、鎌倉時代から南北朝時代にかけて有力な関東武士であった河越氏の城館の遺跡であり、中世武家政権を支えた在地領主の実態を究明する上においてきわめて重要な遺跡である。

備考 官報告示 昭和59年12月6日付 文部省告示第142号

Ⅱ. 指定説明文

鎌倉時代の関東武士のなかで、とりわけて重鎮の位置を占めた河越氏の館跡である。遺跡は、現在の川越市の北西、入間川西岸に接する平坦地にあり、その東南部を占める常楽寺境内をはさんで、東西約150メートル、南北約200メートルの方形の区画を思わせる高さ1～3メートルの土塁及びその外側の堀が一部遺存している。

川越市教育委員会が、昭和46年～50年に実施した発掘調査により、平安時代末期から戦国時代にかけての堀や井戸、住居などの遺構が検出され、『新編武蔵風土記稿』が上戸村常楽寺の挿絵として描く河越館跡の姿が、現地においてほぼ確認されるに至った。

河越氏は、秩父氏の一族で、平安時代に河越荘の開発領主として勢力があり、その私領を後白河院に寄進している。重頼のとき源頼朝に重用され、その娘が義経の妻となったが、義経没落の際、縁坐して重頼は誅された。しかしその後も河越氏は依然として御家人の上位に位置し、室町時代に至るまで、有力武将として活躍した。この間、河越館が河越氏の居館として継続したものと思われ、本史跡は、鎌倉時代から室町時代にかけての関東武士の館跡を考察しうる遺跡として重要なものである。

（『月刊文化財』（12月号：昭和50年12月1日発行）より引用）

第3節 文献調査の成果からみる河越館跡

昭和45年(1970)の史跡範囲確認調査を皮切りに、史跡指定前に9次、史跡指定後に18次の計27次に及ぶ発掘調査が河越館跡で行われた。以下では各調査の概要とその成果を確認し、河越館跡の特徴を把握するが、文献に基づく理解も欠かすことができないため、まずは文献からみる河越館の歴史を見ていくこととする。

I. 平安時代末期の河越館

平安時代末期、平氏の流れをくむ秩父氏は武蔵国内の河川流域に進出していった。秩父氏から分かれた一族のひとつである河越氏は、当初武蔵国大蔵(現在の埼玉県嵐山町)を拠点としたが、河越能隆(葛貫別当)が同族の畠山氏との家督争いに敗れ、葛貫に拠点を移した。『保元物語』によると、河越氏は保元元年(1156)に起こった保元の乱で後白河天皇方に味方し、「河越」姓を名乗っていたことが確認できる(写真3-1)が、この頃は河越にいないため「河越」姓を名乗ったとは考えにくいこと、そして『保元物語』の成立は鎌倉時代前～中期と推測されていることから、実際には後白河上皇創建の京都新日吉社に土地を寄進して河越荘が成立した永暦元年(1160)頃に、「河越」姓を名乗ったと考えられている。年代的には能隆の子重頼の頃と思われる。河越氏は新日吉社を河越荘に勧請したことから、新日吉社(現在の戸田神社)が所在する現在の川越市上戸付近に館を構えたとされている。

重頼は妻方の比企氏を通じた縁のある源頼朝との約束により、娘を弟義経に嫁せることとなり、源氏と姻戚関係を結んだ。こうして重頼は、後白河上皇、平氏、そして源氏と三つの勢力と関係を結び、家の存続のため様々な手段を講じた。この後、義経の縁者であったため重頼・重房父子は誅殺され、所領も一時没収される。

II. 鎌倉時代～南北朝時代の河越館

河越氏は重頼らが殺害され所領を没収されたものの、一族の滅亡は免れ、没収された所領は後に後家尼に安堵された。その後、勢力の衰えた河越氏は執権北条氏との結びつきを強め勢力を回復する。特に鎌倉中期以降、河越氏は目覚ましい繁栄を遂げる。

嘉禄2年(1226)4月、河越重員が「武蔵国留守所惣検校職」に任じられ(『吾妻鏡』)(写真3-2)、文応元年(1260)11月には、経重は鎌倉大仏を造るなど当時一流の鋳物師であった丹治久友に発注した銅鐘を河越荘内の新日吉社に奉納している(写真3-3)。また安達泰盛等の呼びかけに応じ、文永9年(1272)5月、高野山参詣の町石を1本奉納している(写真3-4)。これらは、河越氏が幕府御家人としての地位を高め、財政的に豊かであったことをよく現している。

また、13世紀後半成立の仏教説話集『発心集』(写真3-5)には、河越氏の館が入間川の洪水被害にあった話が登場する(浅見和彦・伊東玉美2014)。説話集とはいえ、実話を



写真 3-1 『保元物語』
(出典：国立公文書館デジタルアーカイブ)



写真 3-2 『新刊吾妻鏡』(巻 28)
(出典：国立公文書館デジタルアーカイブ)



写真 3-3 銅鐘 (養寿院蔵)



写真 3-4 高野山町石
(複製、川越市立博物館蔵)

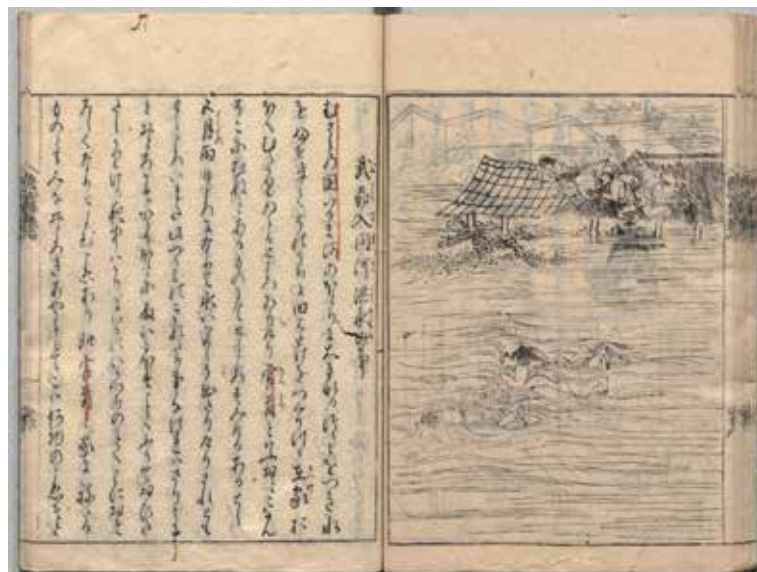


写真 3-5 『発心集』
(出典：国立公文書館デジタルアーカイブ)

下敷きにしていると考えられ、鎌倉時代における河越氏の土地利用の様子をうかがうことができる。

室町時代になると、河越氏は、鎌倉公方足利基氏^{もとうじ}との関係を強めた。また、(武蔵)平一揆^{へいいっき}と呼ばれる平氏系の在地武士団の中心的存在でもあった。平一揆は、武蔵国秩父平氏の系譜をひく武士等を中心に構成され、そこに地元の有力武士が集まって結成された関東有数の国人一揆であった。河越では、古尾谷荘の古尾谷氏^{ふるおや}や仙波荘の仙波氏^{せんば}などの有力武士も加わった一揆であった。

鎌倉府では基氏が没すると重臣の畠山国清^{くにきよ}が勢力を失い、上杉憲顕^{のりあき}が重用されるようになり、憲顕は平一揆と対立する。応安元年(1368)2月、憲顕と平一揆は合戦となり、鎌倉府は憲顕の甥、上杉朝房^{ともふさ}を大将として討伐軍を結成し、同年6月に平一揆を鎮圧した。河越氏はこの合戦で敗北して伊勢に逃れ、これ以降、河越氏などに関係する史料等は確認できなくなる。

こうした河越氏の栄枯盛衰を踏まえ、河越氏が最も繁栄した頃、つまり、鎌倉中期頃から室町初期頃の館について考えてみる。それは、『一遍聖繪』(正安元年「1299」成立)(写真3-6)に描かれている武士の館、それが河越館と共通する要素を備えた館の姿と思われる。つまり、平場に四方を板塀か樹木と溝で囲まれた方形館に、物見台が上にある正門が存在し、館の内は、主屋^{おもや}を中心に、副屋^{そえや}、廐^{うまや}、持仏堂^{じぶつどう}、広場などの建物が存在する姿であろう。上戸は、屋敷や宗教施設など、異なる役割を有する区画が複数存在し、河越氏の他、その家臣などが集住し、多くの人々が交流した地方都市の中心地と考えられる。



写真 3-6 『一遍聖繪』(模本、巻第四、東京国立博物館蔵)

III. 都市的な場の時代

近世成立の史料ではあるが、『南方紀伝』^{なんぽうきでん}及び『桜雲記』^{おううんき}には、河越氏は平一揆の乱で敗れて伊勢に逃がれたと記されているが、以降は当地に関連する史料は非常に少ない。平一揆の乱の後、当地は鎌倉府の直轄領となった。河越氏の持仏堂が起源とされる時宗常楽寺は、開山の中政智徳^{ちゅうせいちとく}が元応3年（1323）に没したと伝わるため、開山時期は14世紀前半と推測される。

また、この頃の河越氏は、上野国世良田^{せらだ}の長楽寺^{ちようらくじ}から月船琛海^{げっせんしんかい}を河越荘に招き、東栄寺^{とうえいじ}（東永寺）という寺院を創建して禅宗に皈依したと伝わる（『東福第八法照禅師十乗坊行状』^{とうふくだいはちほうしやうぜんじじゆうじやうぼうぎやうじやう}）。東栄寺の創建時期は月船琛海の長楽寺在任期間から弘安5年（1282）～徳治2年（1307）頃と考えられる。東栄寺の具体的な所在地は不明だが、河越館周辺にあった可能性が高い。東栄寺は後に曹洞宗宏智派^{わんしは}の寺院となり、平一揆の乱の4年後にあたる応安5年（1372）、夢窓疎石^{むそうそせき}の弟子・義堂周信^{ぎどうしゆうしん}が訪れたことが義堂周信の日記『空華日用工夫略集』^{くふうやくしゆう}に記されている。同日記によると、当時の東栄寺について「茅屋単于」と記され、謙称でないとしたら粗末な寺の様相を呈していたようである。なお、14世紀成立の『異制庭訓往来』^{いせいていきんおうらい}（写真3-7）には全国の銘茶産地が紹介されており、その中に「武蔵河越」が記載されている。河越荘内では禅宗系寺院での需要もあって茶の栽培が進んだものと思われる。

その後、『遊行縁起』^{ゆぎやうえんぎ}には、時宗15代上人の尊恵^{そんね}が常楽寺を訪れ念仏札を配った際に多くの人々が集まったという記述がある。また、文明18年（1486）冬頃の記録、京都聖護院門跡^{しょうごいんもんぎ}の道興^{どうこう}が記した『廻国雑記』^{かいこくざつき}（写真3-8）によると、常楽寺と、修験坊の最勝院^{さいしやういん}（大廣院か。明治期に廃寺）、新日吉社の別当寺^{べつとうじ}に逗留したという記述がある。このように、当時の河越館跡周辺は複数の寺院が存在し、何かあればすぐに人々が集まってくるような賑わいのある場所であったことがわかる。



写真 3-7 『異制庭訓往来』
（出典：国立公文書館デジタルアーカイブ）



写真 3-8 『廻国雑記』
（出典：国立公文書館デジタルアーカイブ）

IV. 上戸陣の時代

文明 18 年 (1486)7 月に起こった太田道灌^{おおたどうかん}暗殺は、関東の勢力関係に大きな影響を及ぼし、翌長享元年 (1487) から永正 2 年 (1505)3 月までの約 18 年間、山内上杉家と扇谷上杉家が全面対立を起し、在地武士まで巻き込んだ大規模な内乱となった。こうした中、上戸には山内上杉氏方によって陣所が築かれた。この上戸陣は、明応 6 年 (1497)、扇谷上杉氏の拠点である河越城（扇谷上杉氏が古河公方足利氏に対抗するため、長禄元年 (1457) に太田道真・道灌父子へ命じて築城させた、武蔵国における扇谷上杉氏の本拠地の城。p.22 第 2 - 11 図中央参照）に対抗するため築かれたとされる。その後、文亀 2 年 (1502)6 月、連歌師宗祇^{そうぎ}、宗長子弟^{そうちょう}がこの陣所に逗留し連歌会を催したことが、『宗祇終焉記』に記されている。またこの頃、『松陰私語』によると、古河公方とその供の武将 3,000 騎余が、上戸陣に滞在したことが記されている。さらに、『石川忠総留書』^{ただふさとどめがき} (17 世紀初期頃成立) によると、永正元年 (1504)8 月、山内上杉顕定^{あきさだ}は河越城を攻めるため、上戸陣から仙波陣所に移動し、同年 12 月になると、扇谷上杉朝良^{ともよし}が山内上杉方の武将、長尾与五郎^{よごろう}が守る上戸陣を攻めたことが記されている。

このように、上戸陣は扇谷上杉氏との合戦に備え、山内上杉氏方によって築かれた軍勢の駐屯所であり、古河公方の軍勢 3,000 騎余が逗留できる規模であったと考えられる。

V. 大道寺氏の時代

天文 6 年 (1537)7 月、北条氏綱^{うじつな}が扇谷上杉朝定^{ともさだ}との合戦で勝利すると、河越城を配下に治め、河越支配を始めた。領内家臣の所領高と領地名を書き上げた『小田原衆所領役帳』(永禄 2 年「1559」成立)によると、氏綱の嫡男^{うじやす}、氏康時代の上戸は、御馬廻衆^{おうまわりしゅう}の新田又七郎の所領 (永 20 貫 300 文) として記載されている。その後、北条氏による武蔵国の領国支配が安定してくると、重臣等に所領を与えるようになる。この流れの中で上戸地方の領主は、側近の新田氏から、重臣で河越城代^{だいどうじ}の大道寺氏に替わったと考えられる。



また、江戸時代後期に編纂された地誌『新編武蔵風土記稿』^{しんぺんむさしふどきこう} (写真 3-9) の常楽寺の項には、かつて大道寺氏の砦があった場所で、常楽寺に大道寺政繁の墓碑 (宝篋印塔か) や同家ゆかりの奉納品が伝来したこと等が記載されている。しかし、同時代史料が現存しないため、大道寺氏の館が上戸に存在したことは、現状では伝承の域を出ない。

写真 3-9 『新編武蔵風土記稿』
(出典：国立公文書館デジタルアーカイブ)

第4節 発掘調査の成果からみる河越館跡

1. 指定に先立つ発掘調査（第3-1図）

【河越館跡第1次調査（昭和44年度）】

史跡範囲の確認調査であり、西側土塁の西側にトレンチを設定し調査を行った。その結果、土塁の外側に堀跡を確認した。

【河越館跡第2次調査（昭和45年度）】

当初、学校建設予定地としてあてられた史跡範囲内北側の大字上戸379－5他において市が調査を実施した。古墳時代後期から平安時代の竪穴建物16棟の他、井戸10基（うち4基は中世）、土坑2基、堀3条（うち2条は中世）、掘立柱建物2基（いずれも中世）等を検出した。

【河越館跡第3次調査（昭和46年度）】

第2次調査に引き続き、指定範囲内北側の大字鯨井1757他において実施した。検出された遺構は堀2条（いずれも中世）、溝4条（うち2条は中世）、掘立柱建物5棟（うち3棟は中世）、井戸15基（うち3基は中世）、集石遺構4基、竪穴建物15棟（うち4棟は平安時代）などである。この調査においては、史跡としての遺構保存のため、プランの確認のみで掘削をしなかったものが多い。これ以後、プラン確認の調査が主体となった。

【河越館跡第4～6次調査（昭和47～49年度）】

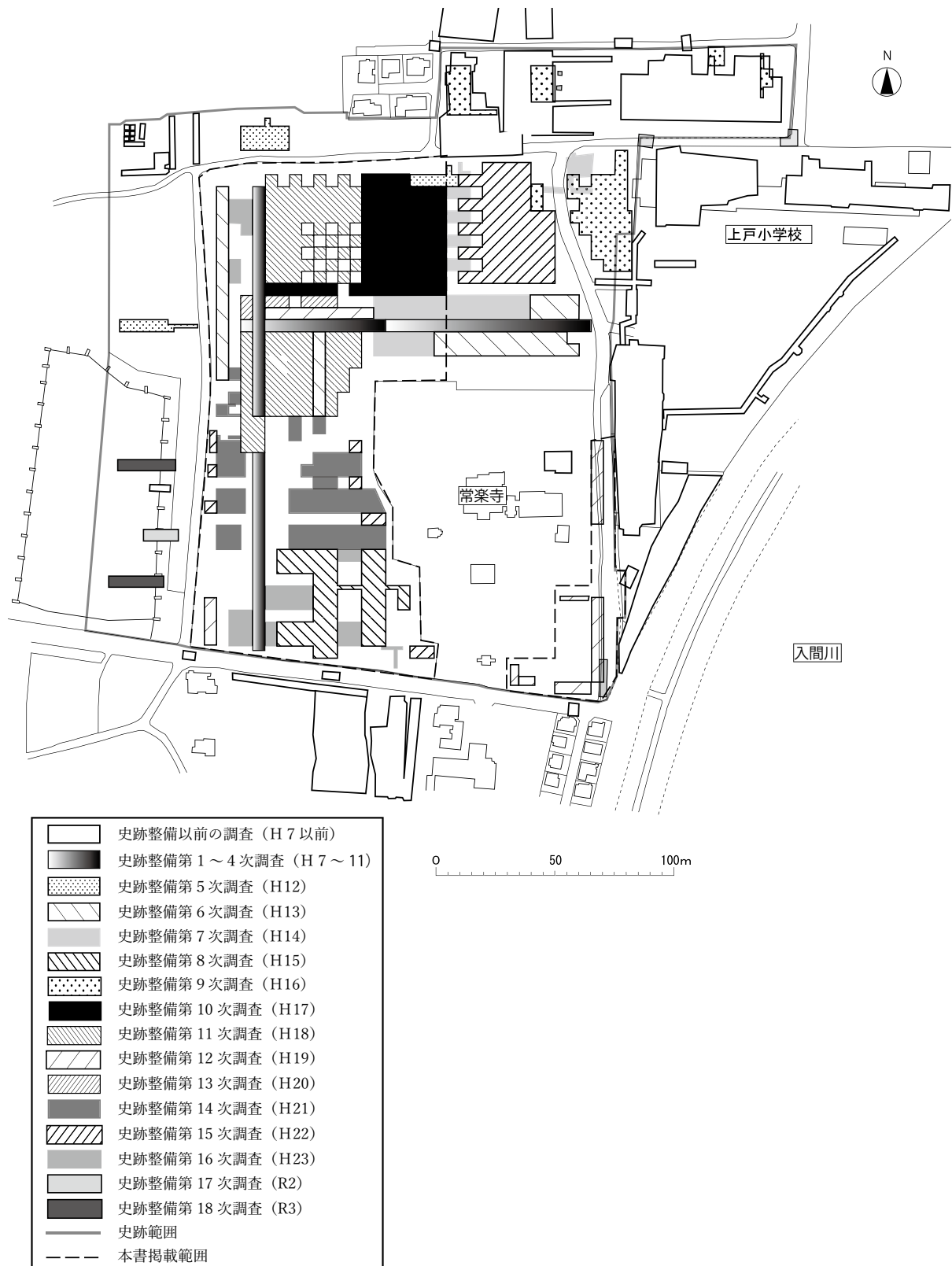
これまでの調査と異なり、指定範囲内の要所に対してトレンチ調査を実施した。第2次・第3次調査区の間を広く面的に調査したA区、東に延長したA'区、指定範囲東側限界の遺構把握のためのB・F区、指定範囲北西コーナー部であるD区というように、範囲確認に主眼を置いた。検出された遺構は堀14条、溝2条、井戸2基、掘立柱建物2棟、竪穴建物6軒等である。

【河越館跡第7次調査（昭和50年度）】

上戸小学校校舎建設予定地の調査であり、指定範囲外である。検出した遺構は、堀2条（中世）、井戸1基（中世）、溝1条（中世）、竪穴建物2棟（平安時代）等であった。

【河越館跡第8次調査（昭和51年度）】

上戸小学校校地プール部分の調査である。調査区のほぼ中央を近世の堀が東西に展開しており、西へ辿ると現在の常楽寺裏手にある堀状の窪地へ繋がると思われる。検出した遺構は堀2条、土坑89基（中世）、井戸11基（中世）、竪穴建物7棟（平安時代）等である。土坑は規模も形状も様々であり、方形土坑のなかには底部が硬化したものや配石を伴うも



第 3-1 図 令和 3 年度までの発掘調査地点

の、火葬骨を伴うもの等を確認した。また、調査区南東隅に展開する堀は出土したかわらけから 13 世紀の所産と考えられる。

【河越館跡第 9 次調査（昭和 52 年度）】

この調査は上戸小学校校舎建設に伴う発掘調査であり、指定範囲外である。第 7 次調査（昭和 50 年度）地点の西側にあたり、同調査で検出した 1 号堀跡の西側延長部分を検出した。また、この堀に直交する 2 号堀跡は第 3 次調査（昭和 47 年度）の 2 号堀跡に接続すると考えられた。その他の遺構としては竪穴建物 1 棟（平安時代）、井戸 4 基、小ピット群を検出した。井戸は古墳時代後期の 1 基を除いた他は中世の所産と考えられ、特に 2 号井戸跡からは板碑・宝篋印塔・五輪塔等が出土した。

II. 指定後に実施した発掘調査（第 3-1 図）

史跡整備に伴う発掘調査では、基本的に国土座標に基づいた 5m 四方の方眼ごとにトレンチ調査を実施した。第 1 ～ 16 次調査までは史跡整備事業に伴う発掘調査として実施した。また、第 17・18 次調査については、令和元年度に取得した用地に対し、史跡の範囲確認調査として実施した。

【河越館跡遺構分布調査（昭和 61 年度）】

指定範囲内の遺構分布を把握するため、物理探査によってその状況を調査・検討したものである。調査方法は常楽寺を除く指定範囲約 20,000㎡を、2m メッシュで比抵抗マッピング及び地下レーダーにより測定したものである。結果としては指定範囲のほぼ中央を南北に大堀が展開すること、第 7・8・9 次調査検出の 1 号堀が指定範囲内において南西方向に展開すること、調査範囲の外周部を堀が巡ることなどが推定された。

【河越館跡第 10 次調査（平成 4 年度）】

常楽寺庫裏新築の現状変更に伴う発掘調査であり、史跡指定地である境内地での調査である。検出した遺構は溝 3 条、方形竪穴 2 基、地下式坑 2 基、土坑 10 基、ピット多数であった。建物の痕跡は確認されず、遺構の時期は 14 ～ 15 世紀と考えられた。

【河越館跡史跡整備に伴う発掘調査（第 1 ～ 4 次）（平成 7 ～ 11 年度）】

史跡整備に伴う発掘調査は、基本的に国土座標に基づいた 5m メッシュの方眼毎にトレンチ調査を実施した。第 1 次調査では常楽寺北側、東西方向に連続する 19 グリッドを対象とし、常楽寺北側微高地の遺構確認を主眼とした。成果としては、河越氏時代の遺構は東側に多い点、遺物・遺構の時期的なピークは 15 世紀後半に求められる点、堀・溝は正方位に展開するものが多い点、集石墓・土坑墓、地下式坑などの宗教的施設は北側には見られない点などを確認した。

【河越館跡史跡整備に伴う発掘調査（第 5 ～ 9 次）（平成 12 ～ 16 年度）】

5 次調査では史跡西側土塁部分、史跡北側土塁の北および東側延長部分の各トレンチを調査し、土塁西側に 2 条の堀を確認した。続く 6 ～ 9 次調査では史跡北西部を中心に面的な調査を実施して各時期の遺構展開を確認した。その結果、戦国時代の遺構とは別に河越氏が活躍した時代の屋敷区画と思われる遺構を確認した。

【河越館跡史跡整備に伴う発掘調査（第 10・11 次）（平成 17 ～ 18 年度）】

第 10・11 次調査は史跡第 1 期整備範囲西側、史跡整備の工期では第 2 期整備対象地で面的に実施した。その結果、河越氏時代の屋敷区画に連続した、宗教的な役割を持つと思われる区画の存在、区画同士の間には南北の通路が存在した点を確認した。

【河越館跡史跡整備に伴う発掘調査（第 12 ～ 16 次）（平成 19 ～ 23 年度）】

第 12 ～ 16 次調査は、第 10・11 次調査の成果を受け、常楽寺及び河越氏の屋敷区画の西側に広がる区画の展開を把握することに重点を置く調査を実施した。その結果、区画にも溝・堀・生垣等複数の種類があり、その外周に存在する通路の存在から河越氏の目指した都市設計の一端に迫ることができた。

【河越館跡史跡整備に伴う発掘調査（第 17 次）（令和 2 年度）】

本調査では堀 3 条、方形竪穴建物 2 基、地下式坑 1 基、井戸 2 基などを検出した。これまで実施してきた河越館跡第 1 次調査（昭和 44 年）、史跡整備第 5 次調査（平成 12 年）、天王遺跡第 12 次調査（平成 5 年）の成果から土塁東側に土塁と平行する 2 条の堀があると想定されていた。今回の調査でそれらに対応する堀が確認された。これら堀の埋土からは、15 ～ 16 世紀初頭の陶磁器類が出土しており、堀が機能した年代が上戸陣（15 世紀末～ 16 世紀初頭）にあたるものと想定された。

【河越館跡史跡整備に伴う発掘調査（第 18 次）（令和 3 年度）】

本調査により検出された遺構は堀 1 条である。土塁の一部と堀跡を断ち割るように、幅 1.5m、長さ約 11m のトレンチを設定し、遺構の底面まで掘削した。その結果、一連の土層断面を確認した。土層断面からは、堀は 2 回掘られたことが明らかとなった。土塁は崩落しているため、堀と土塁の関係を直接的に示す材料は得られなかったが、両者が平面的に平行していることから同時期の所産と考えられた。堀の下層から、15 世紀末～ 16 世紀初頭の陶器片が出土し、これよりも新しい遺物は出土しなかった。また、土塁からは混入したと考えられる古代の土師器が出土したが、それよりも新しいものは確認できなかった。したがって、これらの遺構・遺物は山内上杉陣所時代のものである可能性が高いと判断された。

Ⅲ．発掘調査成果に基づく河越館跡の様相

以上の発掘調査成果と文献から明らかになっている時期区分を合わせて検討し、以下の区分で変遷の様相を確認する。

I 期「平安時代末期の河越館」（12 世紀後半）

Ⅱ期「鎌倉時代～南北朝時代の河越館」（12 世紀末～ 1368 年頃）

Ⅲ期「都市的な場の時代」（14 世紀後半～ 15 世紀後半）

Ⅳ期「上戸陣の時代」（明応 6 年 (1497) ～永正 2 年 (1505) 頃）

V 期「大道寺氏の時代」（16 世紀中葉）

I 期 【平安時代末期の河越館】

河越荘の成立から、河越重頼・重房父子が殺害されて河越氏が一時勢力を落とす時期、年代的には 12 世紀後半～ 13 世紀初頭頃の年代が与えられる（第 3-2 図）。

(1) 主な遺構

【区画 A】 続くⅡ期にも検出されているが、遺構の切り合い等から幅の狭い溝による生活空間と思われる区画 A がこの時期に存在していたと考えられる。

【区画 D】 溝で囲まれた区画で、史跡北側へ展開する。区画の性格は不明。

【その他の遺構】 12 世紀後半のかかわりが多数廃棄されている 86 号井戸跡（写真 3-10）が史跡南側で検出されたが、周囲に同時期と判断される遺構は確認されていない。

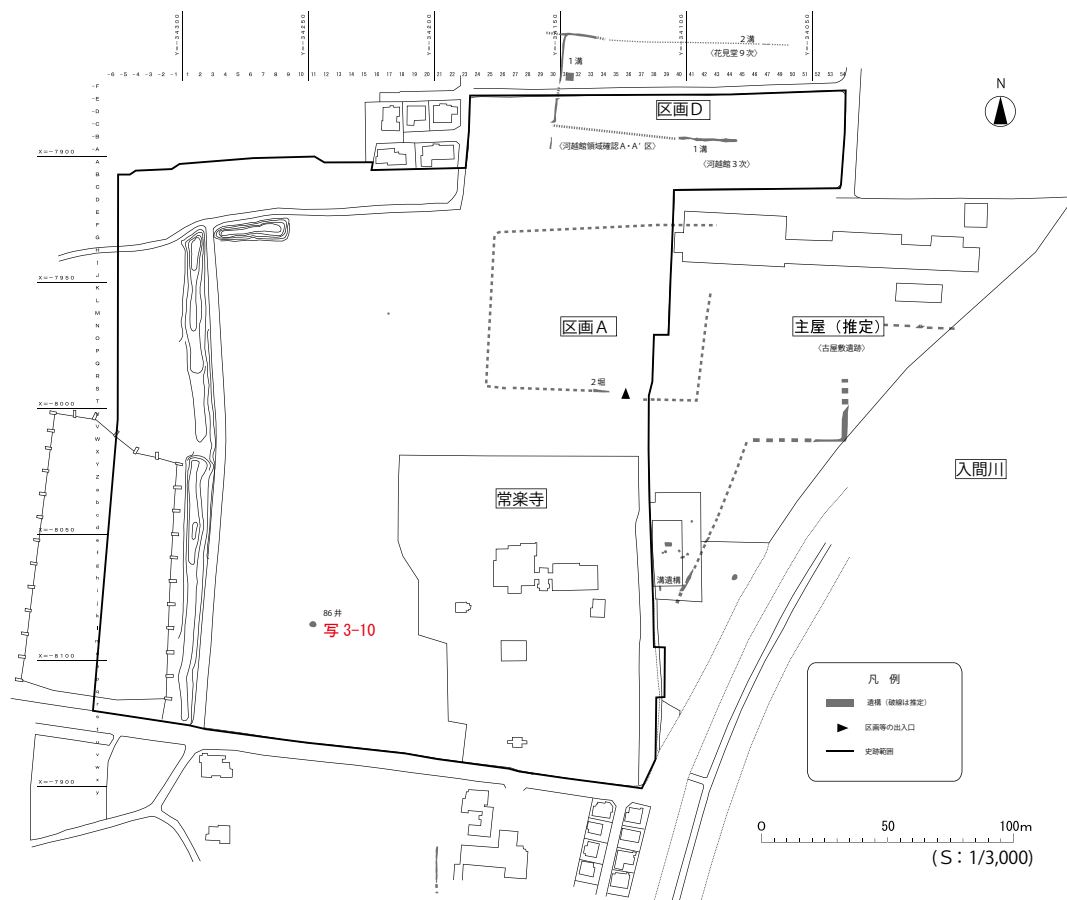
(2) 主な出土遺物

在地のロクロかわらけ（写真 3-11）に加え、京都の影響を受けて作られた灰白色系胎土の手づくねかわらけ（写真 3-12）が出土しており、いずれも 12 世紀後半の年代が与えられている。また、小破片であるが、青磁碗・皿、白磁碗・皿が出土している。

(3) 遺構・遺物の評価

I 期の手づくねかわらけは、指定地東側に隣接する古屋敷遺跡（上戸小学校校庭）を中心に出土しており、当初の河越館の中心が入間川寄りの位置にあったと考えられる。史跡内の遺構はほとんど検出されていないが、区画 A は続くⅡ期に同位置で拡張されたと考えられる。河越館跡は中世全般を通じて土地利用が続き、史跡の内外問わず重複する後代の遺構に壊されたものが多いため情報が少なく、この段階の館の構造を把握することは困難である。

中でも京都の影響を受けて作られた灰白色系の胎土をもつ手づくねかわらけは、河越氏が京都の貴族・皇族との関係を通じて独自に取り入れたものと評価されている。



第 3-2 図 I 期の遺構位置



写真 3-10 86 号井戸跡



写真 3-11 ロクロかわらけ



写真 3-12 手づくねかわらけ

Ⅱ期 【鎌倉時代～南北朝時代の河越館】

Ⅱ期は河越氏が再び勢力を盛り返し、平一揆の乱に敗れてこの地を離れるまでの13世紀前半～1368年頃の年代が与えられる。以下が代表的な遺構である（第3-3図）。

(1) 主な遺構

【区画A】Ⅰ期から存在したが、幅4m、深さ2m程の8号堀（写真3-13）へと拡張される。区画内には床束柱を有する掘立柱建物（写真3-14）や大型井戸、西北の角に塚状遺構（写真3-15）が存在することから、先祖供養の場を内包した屋敷空間と考えられる。

【区画B】区画Aの西に隣接する区画で、布掘り基礎を持つ塀で囲われている（写真3-16）。区画の北辺が歪むのは、区画北側に存在する道路（3号通路状遺構）に規制されたためと考えられる。また、区画北辺中央部に開口部が確認され、開口部から区画内へ向けて道路の硬化面が検出されており、道路の西側は方形竪穴が分布し、東側は土坑が分布する傾向が見えるが、遺物が少なく、構築年代が明らかな遺構は少ない。

【区画D・E・G・H】溝とその展開方向や位置から想定される区画である。

【区画C・区画F】区画Bの南、生垣跡と思われる溝状遺構に囲まれた区画である。区画C・Fの間は生垣跡が鍵手状に展開して区切られている。

【道路】それぞれの区画外周には硬化面が検出されるなど道路が存在した痕跡が確認されている。また、常楽寺西隣には断続的に続く2条の生垣跡（溝状遺構）が検出され、この生垣の間にも南北方向の道路が想定される。

【常楽寺】14世紀前半には成立していたと考えられるが、常楽寺境内の調査は限定的で、明確な遺構の確認はできていない。

(2) 主な出土遺物

手づくねかわらけ（写真3-17）、青白磁^{めいびん}梅瓶、白磁^{しじこ}四耳壺、青白磁^{ごうす}合子蓋、といった優品（写真3-18）が出土する。区画A北西角の塚状遺構からは、蔵骨器として使用された常滑壺（写真3-19）と菊花紋の押された在地系片口鉢、古瀬戸^{いれこ}入子^{のきまるかわら}が出土している。また、区画Aを構成する堀からは火災を受けた軒丸瓦（写真3-20）が出土している。

(3) 遺構・遺物の評価

検出された区画は、堀・塀・生垣というように、区画の性格やランクによって外周施設が使い分けられている。

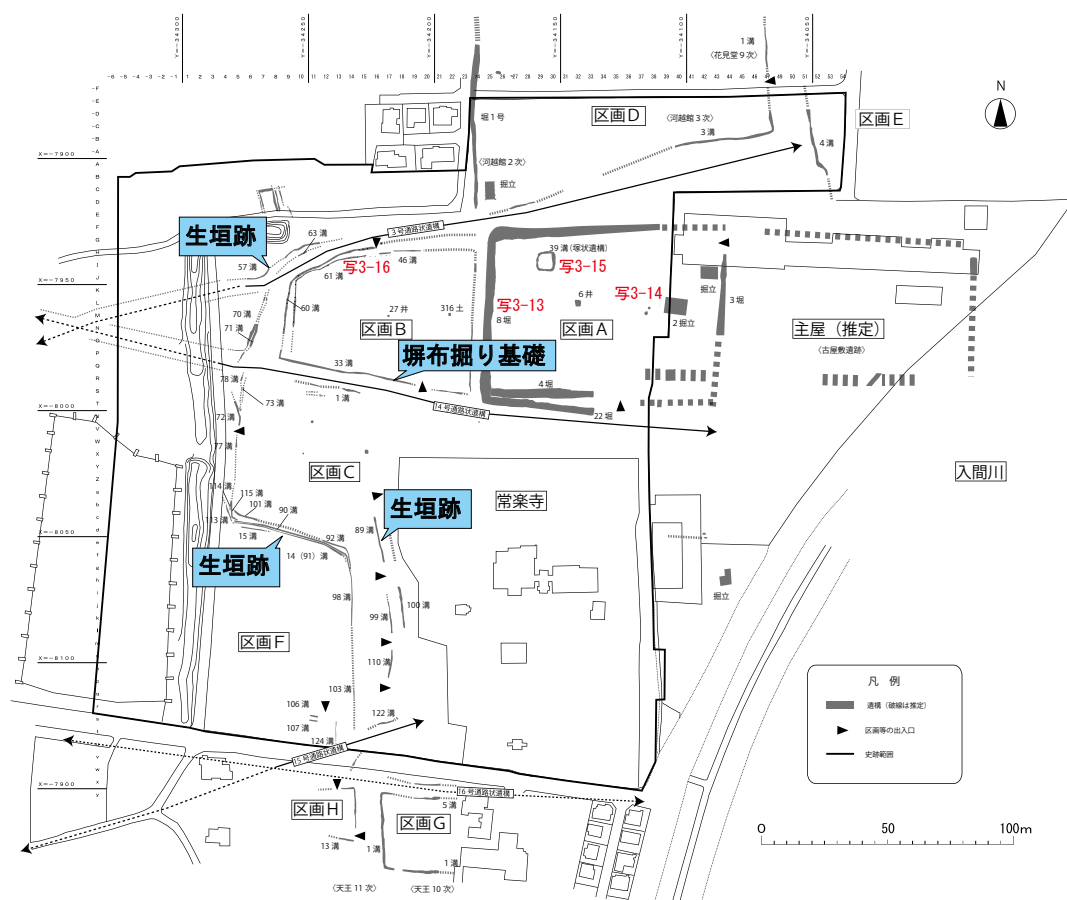
区画Aは先祖供養の場を内包した居住空間と理解される。西に隣接する区画B内側では遺物が少なく、区画の性格ははっきりとしない。続くⅢ期ではⅡ期の区画Bとほぼ同位置に寺域あるいは墓域など、宗教的な性格を有する区画が確認されているため、Ⅱ期の区画も同様に宗教的な性格を持っていた可能性が高い。

区画の連続性、区画外周の道路等からは、区画A・Bの南側に入間川から北西方向へ展

開する道が、同区画の北側には南西方向へ展開する道が主要な導線として存在したと考えられる。また、史跡の南に隣接する天王遺跡^{てんのう}での調査成果より、史跡南側現道の下にも新日吉社方向の道路と並行する道路が確認されている。

上記の主要な導線となる道路に沿い、様々な機能を有する区画が並ぶというのが、Ⅱ期における河越館の景観である。特に区画A・B南側の導線は河越館と河越荘の鎮守である新日吉社^{いまいへしや}を結び、小畔川^{こあぜがわ}をはさんで伝鎌倉街道（鎌倉街道堀兼道）^{ほりがねみち}・中世の墓域（堂山遺跡）^{どうやま}をつなぐ重要な導線であると考えられる。

また、河越館跡は入間川を東の至近に臨む位置にあり、入間川を通じて運ばれた物資の集積地としての機能や渡河点が近隣に存在したと想定される。河越氏がこの地域に館を構えた背景には、水・陸の交通を結ぶ結節点を膝下に置くことで、入間郡の中央部（同時に武蔵国中央部でもある）の物流と情報の流れを掌握しようという意図が想定できる。



第3-3図 Ⅱ期の遺構位置



写真 3-13 8号堀



写真 3-14 掘立柱建物



写真 3-15 塚状遺構



写真 3-16 堀区画の布掘り基礎



写真 3-17 かわらけだまり (古屋敷遺跡出土)



写真 3-18 青磁・白磁・青白磁



写真 3-19 塚状遺構出土蔵骨器ほか



写真 3-20 焼けた軒丸瓦

Ⅲ期 【都市的な場の時代】

年代的には平一揆の乱後、上戸陣^{うわどじん}が構築されるまでの間である、14 世紀後半～15 世紀後半に該当する（第 3-3・4 図）。

(1) 主な遺構

Ⅲ期ではⅡ期の堀や生垣で囲まれた区画をほぼ踏襲する位置に、堀・溝による区画が複数検出されている。これらの区画を構成する遺構は重複する箇所もあり、区画の拡張や改修が行われた痕跡と考えられる。

【区画 B】Ⅱ期の区画 B と重なる位置に、堀・溝による区画が検出されている。Ⅱ期と比較すると、区画内北東部をさらに小区画で区切る（区画 B-1）等、構造が複雑化している。また、区画南側中央には門の基礎地形^{じぎょう}が確認されている。Ⅱ期の堀で区画された段階ではこの位置に出入口が確認できないことから、細部の導線は変化していると思われる。

【区画 C】Ⅱ期の区画 C とほぼ共通の地割で検出されている。範囲内には板碑や集石遺構が集中する。また、区画内北西部からは、ローンを掘り込んだ平坦な底面に白色粘土が敷かれた不整形の 33 号竪穴状遺構（池跡か）が検出されている。

【道路】各区画外周で、Ⅱ期から踏襲する位置に道路が検出されている。

【焼成遺構】粘土による土器焼成遺構（区画 B 南側）と思われる遺構（写真 3-29）のほか、箱形の炉跡（写真 3-28）等が検出されている。

(2) 主な出土遺物

かわらけ、古瀬戸の平埴^{おろしざら}・卸皿^{すりばち}・播鉢、常滑甕、備前播鉢等の他、板碑^{ほうきよういんとう}・宝篋印塔といった多数の供養塔が出土している。また、区画 B 南東隅の土坑から、地鎮に使用されたと思われる銅製尊式花瓶^{そんしきびょう}（写真 3-25）が出土している。瓦や焼けた壁土等の建造物に関連した遺物、香炉^{しよくだい}・燭台^{しよくだい}・仏花瓶等の仏具については、区画 B-1 とその東側に集中して出土する傾向がある。同様に瓦質風炉^{ふうろ}（写真 3-23）・茶臼^{ちやいれ}（写真 3-27）・茶入^{ちやいれ}・茶壺^{ちやいれ}・天目茶碗（写真 3-26）等の喫茶関連遺物もまた区画 B-1 の周辺で多く出土している。なお、喫茶関連遺物は中国産のものを含んでいる。

上記の遺物以外に、区画 B・C では鍛冶に関する遺物（埴塙^{るつぼ}・羽口・鉄滓・銅滓）や滑石製スタンプ^{ろうけつ}（蠟纈染めの型か）（写真 3-30）等、職人たちの活動を示す遺物が出土しているが、どこかに集中するような傾向は認められない。その他、滑石製鍋を転用した温石^{おんじゃく}が出土している。

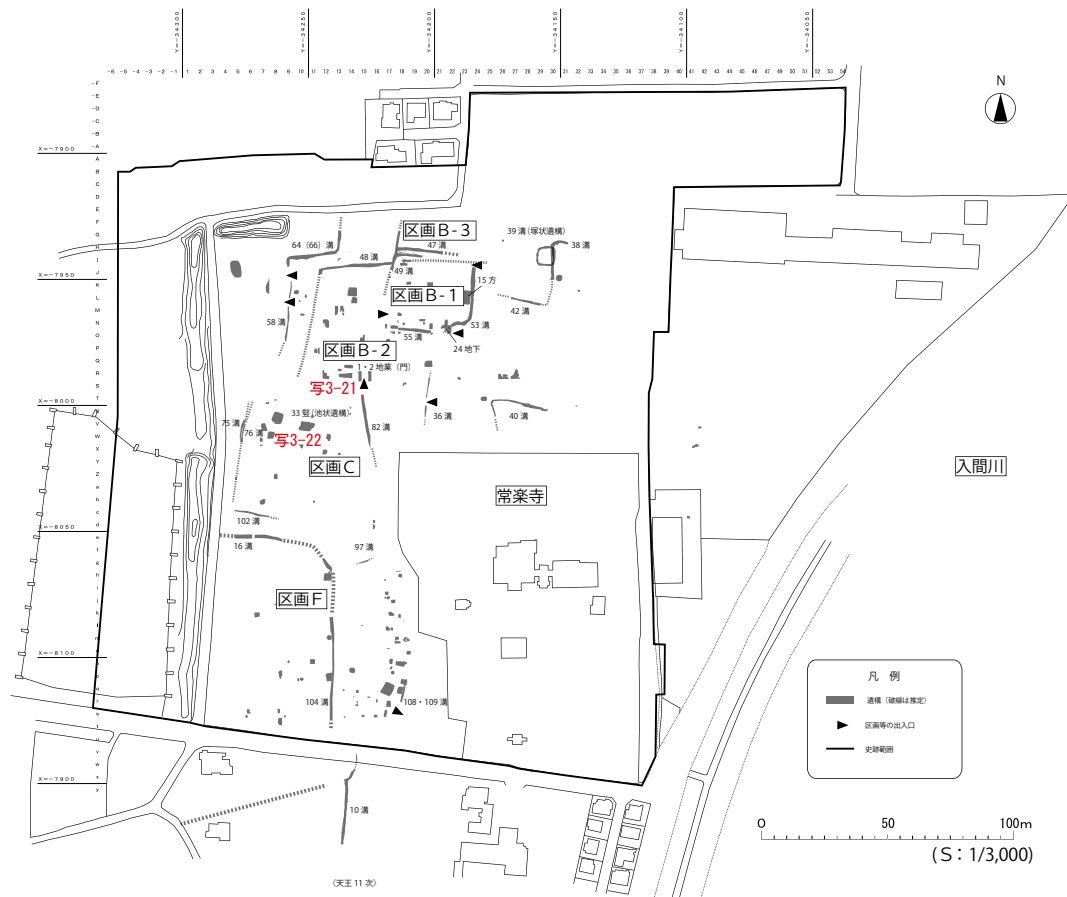
(3) 遺構・遺物の評価

区画を構成する堀・溝および周辺の道路は、Ⅱ期の堀や生垣による区画と周辺の道路とほぼ重なってくる位置関係にあることから、Ⅱ期の地割や土地利用形態が踏襲されていたと考えられる。

Ⅱ期では性格がはっきりしていなかった区画Bについては、区画B-1に仏具を伴う白壁・瓦葺の寺院を構成する建物の一部が存在し、区画B-2は竪穴建物を中心とした空間、区画B-3は供養塔が集中する墓域と推測される。区画Cは墓域と考えられるが、池としての使用が想定される遺構の存在から、庭園として使用された部分もあったと考えられる。

これらの墓域と思われる地点から出土する供養塔の年号は、上戸陣（Ⅳ期）以降のものが確認できないこと、^{きんてい}金泥や朱が風化せず遺存した状態のものが廃棄されていることから、大部分がⅢ期までの間に立てられ、Ⅳ期上戸陣の構築に際して片付けが行われたものと考えられる。

以上の点から、河越氏がいなくなった後の河越館跡は、時宗常楽寺等の宗教施設や、様々な職人たちの活動の場が求心力となり、多くの人々が行き交い賑わう、都市的な場として機能していたと推測される。



第 3-3 図 Ⅲ a 期の遺構位置

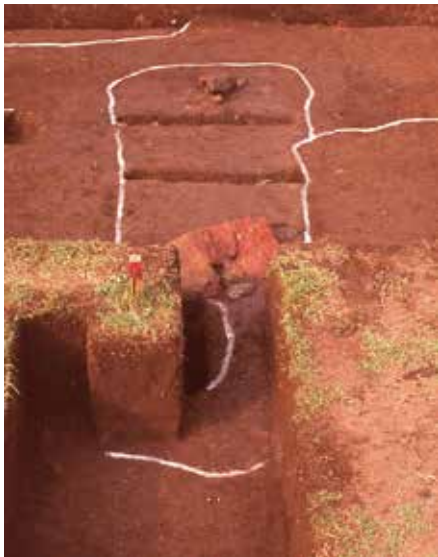


写真 3-21 門の地形跡



写真 3-22 池と思われる遺構 (33 号竪穴状遺構)



写真 3-23 瓦質風炉



写真 3-24 ロクロかわらけ



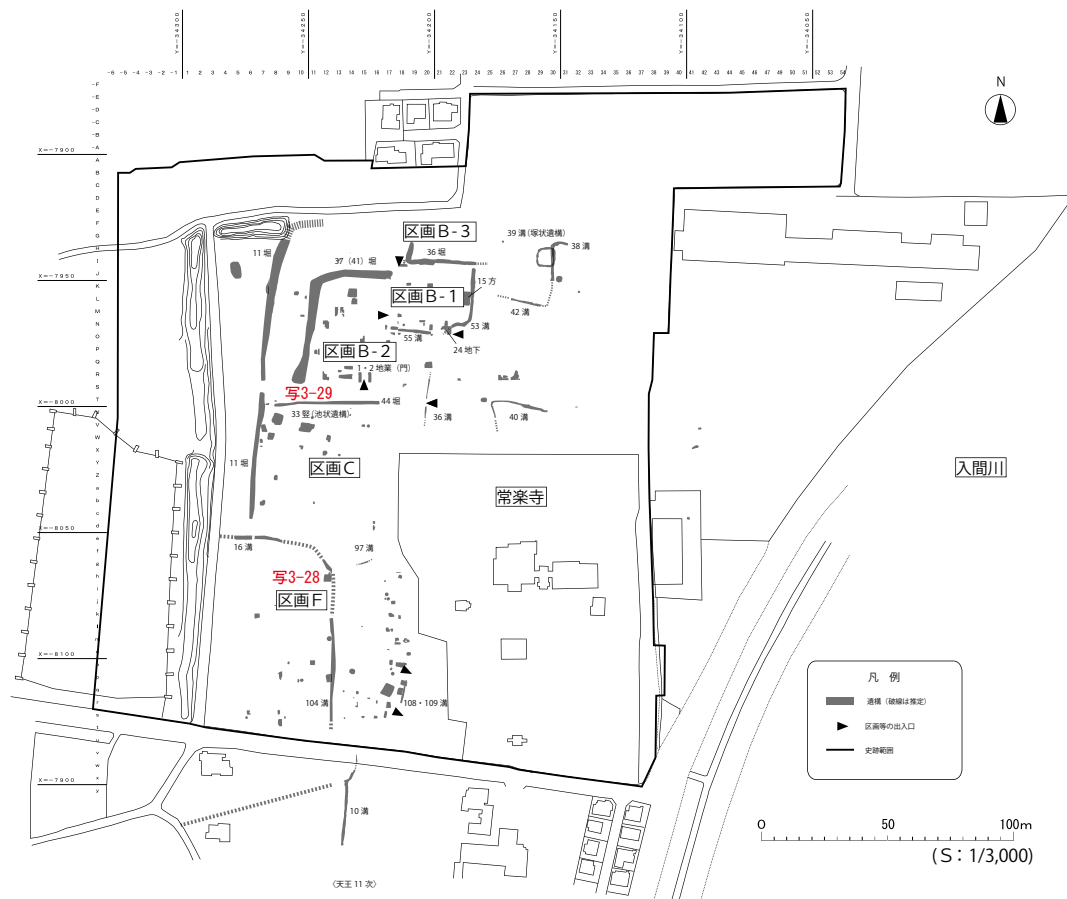
写真 3-25 銅製花瓶



写真 3-26 天目茶碗 (中国産)



写真 3-27 茶臼



第 3-4 図 III b 期の遺構位置



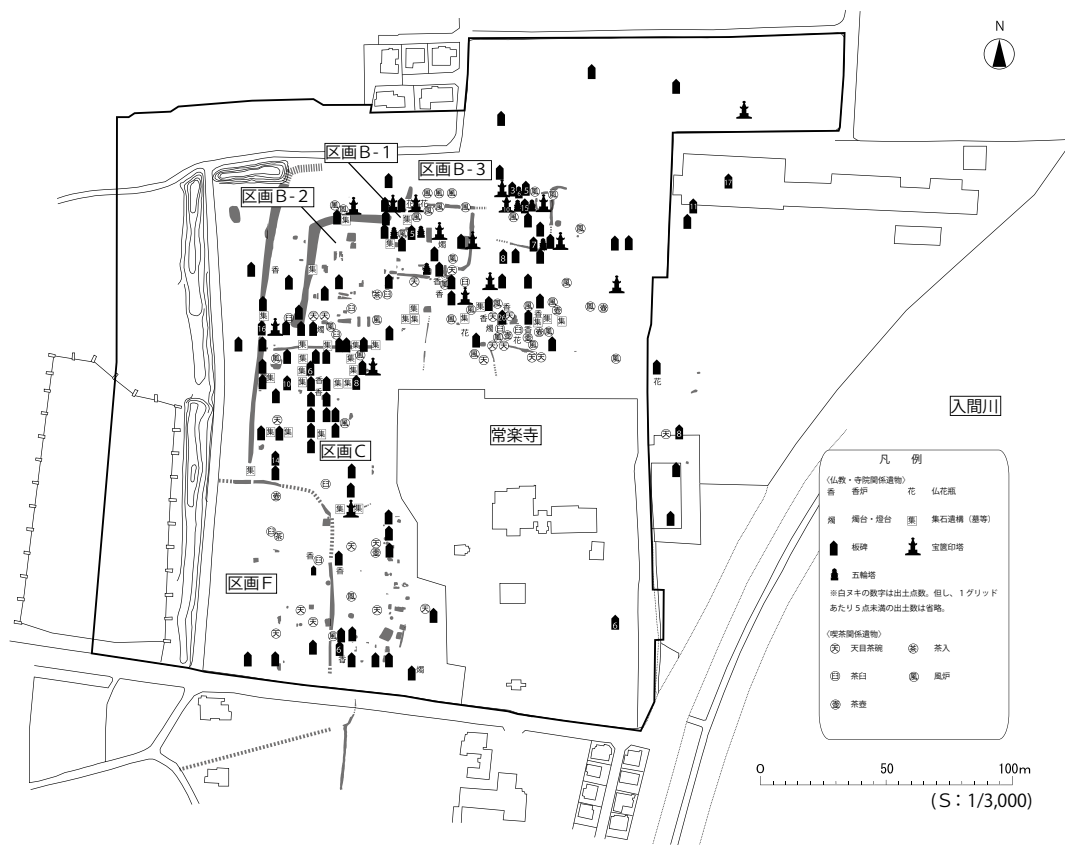
写真 3-28 炉跡



写真 3-29 かわらけ焼成遺構か



写真 3-30 滑石製スタンプ



第 3-5 図 III期遺物出土分布図

Ⅳ期 【上戸陣^{うわどじん}の時代】

年代的には上戸陣が構築され、山内・扇谷の両上杉氏の和睦により陣が引き払われるまでの間である、明応6年(1497)～永正2年(1505)頃に該当する(第3-6～9図)。

(1) 主な遺構

堀溝で囲まれた小区画が複数連続する状況が確認されたため、小区画を郭とし、複数の郭が連続して陣所を形成していると想定した。堀・溝の重複関係と近接する位置関係から、Ⅳ期の中でもⅣa～Ⅳdまでの4段階に変遷している様子が見えてくる。

【郭A～郭M】 常楽寺を囲むように北～西に郭が連続して配置されている。各郭は堀・溝の内側に土塁を伴ったと思われるが、明確な痕跡は確認できない。小規模な溝から深い堀へと郭の拡張・改修が行われた地点(郭D・F・G等)だけでなく、堀による郭と溝による郭が併存する地点(郭A・I・J・K等)があることから、郭のランクによって堀・溝が使い分けられた可能性がある。また、堀を鍵手状に屈曲させるなど横矢^{よこや}を意識するように改修された地点(郭D・G等)や虎口^{こぐち}(郭I・M等)も確認されている。

区画内部の主な遺構としては、掘立柱建物跡と井戸跡が検出されている。区画Iの南西部で検出された3号・4号掘立柱建物跡は東西4間・南北3間と推測され、建て替えのため2棟重複していた(写真3-40)。複数検出されている井戸跡のうち、61号井戸跡には板碑を転用した石敷き(写真3-33)、68号井戸跡には小礫による石敷き(写真3-34)が併設されていた。

【造成面】 各郭の遺構検出面では平坦な硬化面が広く検出されており、陣所を構築する際に前段階の遺構を片付け、造成を行った面と判断される。

【現存土塁】 史跡西側に現存する土塁の西側に土塁と並行した堀が検出されている(写真3-31・32)。

(2) 主な出土遺物

山内上杉氏に関連する遺跡で見られるかわらけ(ロクロ成形で口縁が直線的に開き、広い底部を有するかわらけ)(写真3-37)が出土することが特色で、中には金箔の痕跡が確認できるもの(写真3-39)も確認されている。

また、上記のかわらけを含むこの時期の在地のかわらけと器形・胎土ともに異なる墨書かわらけが造成面より1点出土している(写真3-38)。県内では古河公方支配段階^{こがくぼう}の騎西城跡^{きさい}で出土するかわらけと特徴が似ており、古河公方足利氏が上戸陣に在陣していた際に持ち込まれたかわらけの可能性はある。

他に瀬戸・美濃系の縁釉小皿^{えんゆう}・天目・盤・播鉢^{すりばち}・常滑甕^{とこなめかめ}、青磁碗・皿、青花皿、在地系の内耳鍋・片口鉢・火鉢・風炉・香炉等が出土している。特に喫茶関連遺物からは風雅の活動があったことがうかがえる。

(3) 遺構・遺物の評価

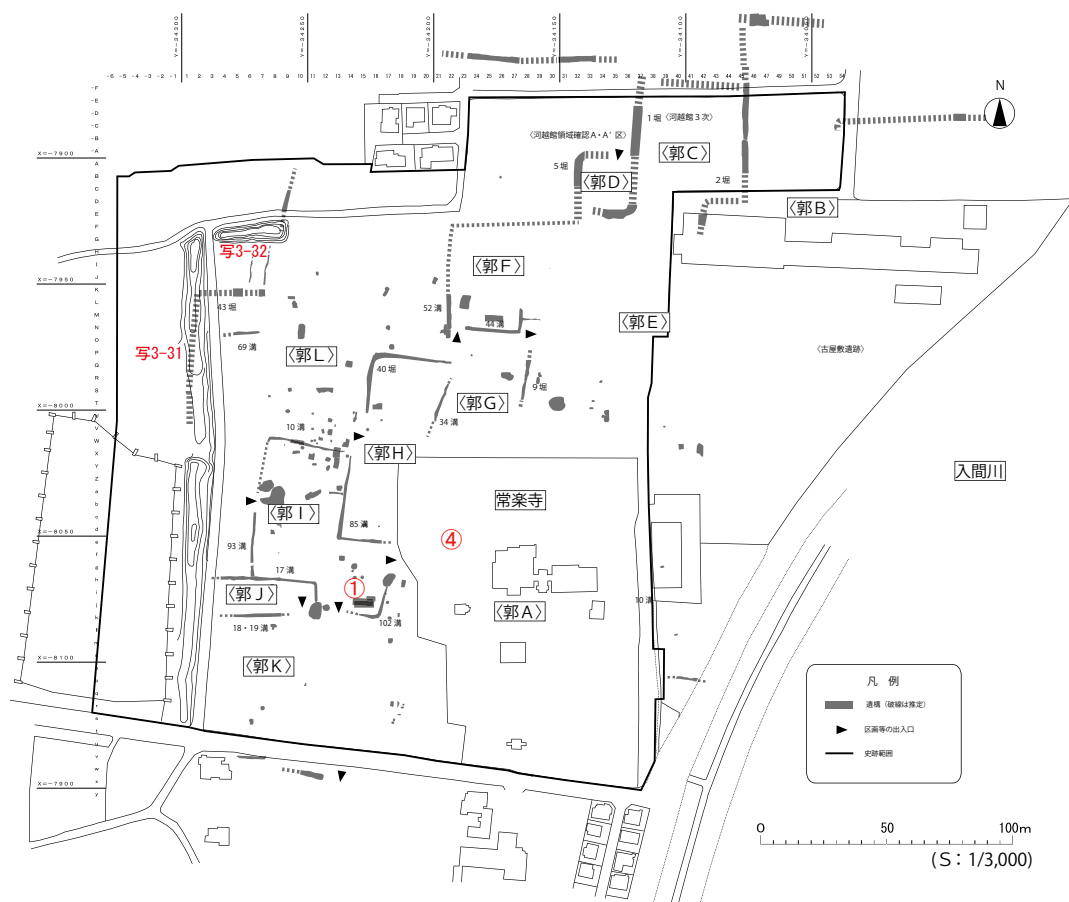
Ⅱ期からⅢ期の変遷では遺構のプランに大きな変化がなく、地割等の土地利用形態は基本的に踏襲されていたと考えられるが、Ⅳ期の上戸陣構築にあたっては、Ⅲ期までに建てられた墓域・寺域を片付け、広い範囲の造成を行った後、堀・溝による区画割りを行ったと考えられ、河越館跡周辺の地割がリセットされている。

上戸陣を構成する一連の郭が常楽寺を囲むように北～西に配置されていること、上戸陣が解かれた後も常楽寺が現在まで残されていることから、上戸陣の中核となる機能は常楽寺と併存あるいは内包する形で常楽寺付近に置かれた郭Aが相当すると考えられる。

郭Aに隣接する郭Iからは、石敷きを伴う井戸跡2基、掘立柱建物跡が確認されているほか、金箔かわらけも出土するなど、他の郭とは趣が異なっている。

郭Lは郭G・F・I及び西側現存土塁に囲まれた空間で、郭に伴う遺構は少ない。その一方で山内上杉氏が持ち込んだと見られる多数のかわらけが集中し、古河公方足利氏が持ち込んだと思われるかわらけも出土していることから、大勢が集まることのできる障害物の少ない平場という特徴を生かし、郭Lで屋外での儀礼的な酒宴が行われていた可能性がある。

郭の位置や構造から上戸陣中枢部は河越館跡、常楽寺付近にあったと推測されるが、上戸陣段階の遺構・遺物は史跡外の天王遺跡・霞ヶ関遺跡^{かすみがせき}など広範囲で確認されている。上戸陣は郭が連続するエリアだけでなく、外縁部も含めた広域が陣所として機能していたと考えられる。



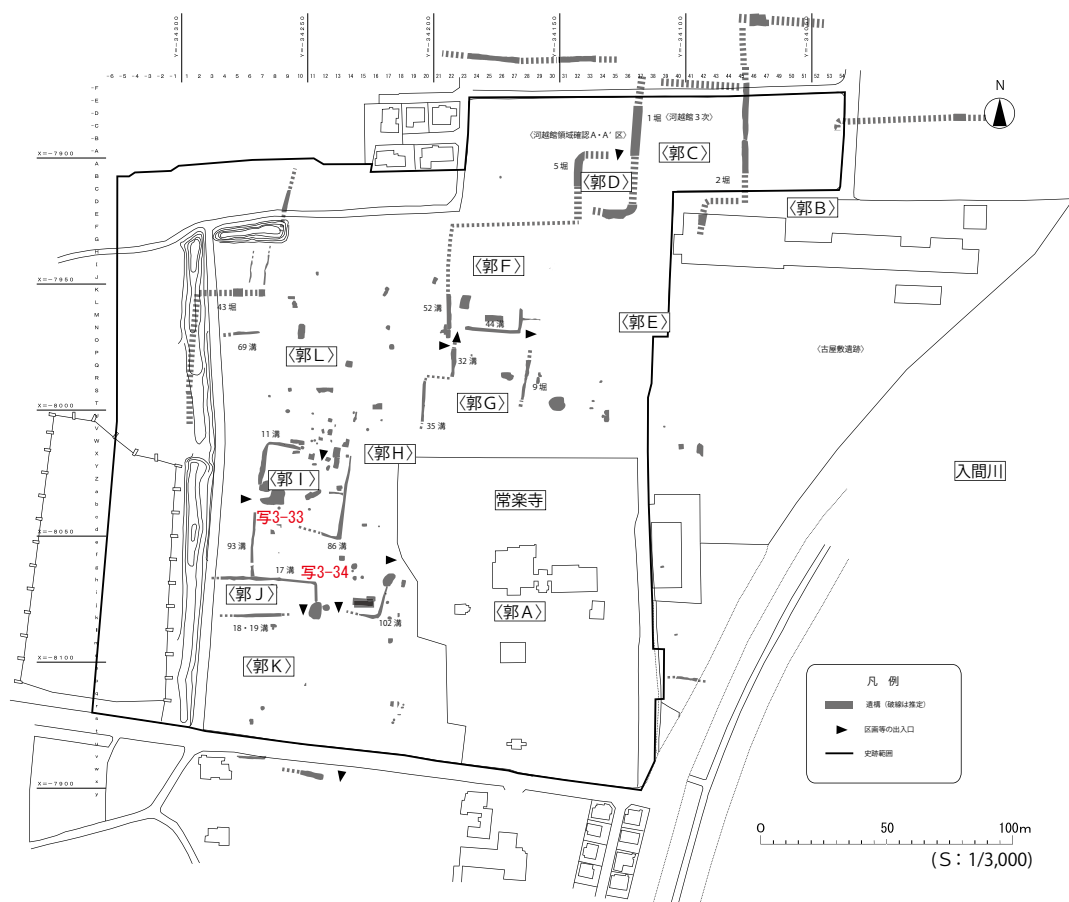
第 3-6 図 IV a 期の遺構位置



写真 3-31 史跡西側の土塁



写真 3-32 史跡北側の土塁(断ち割り状況)



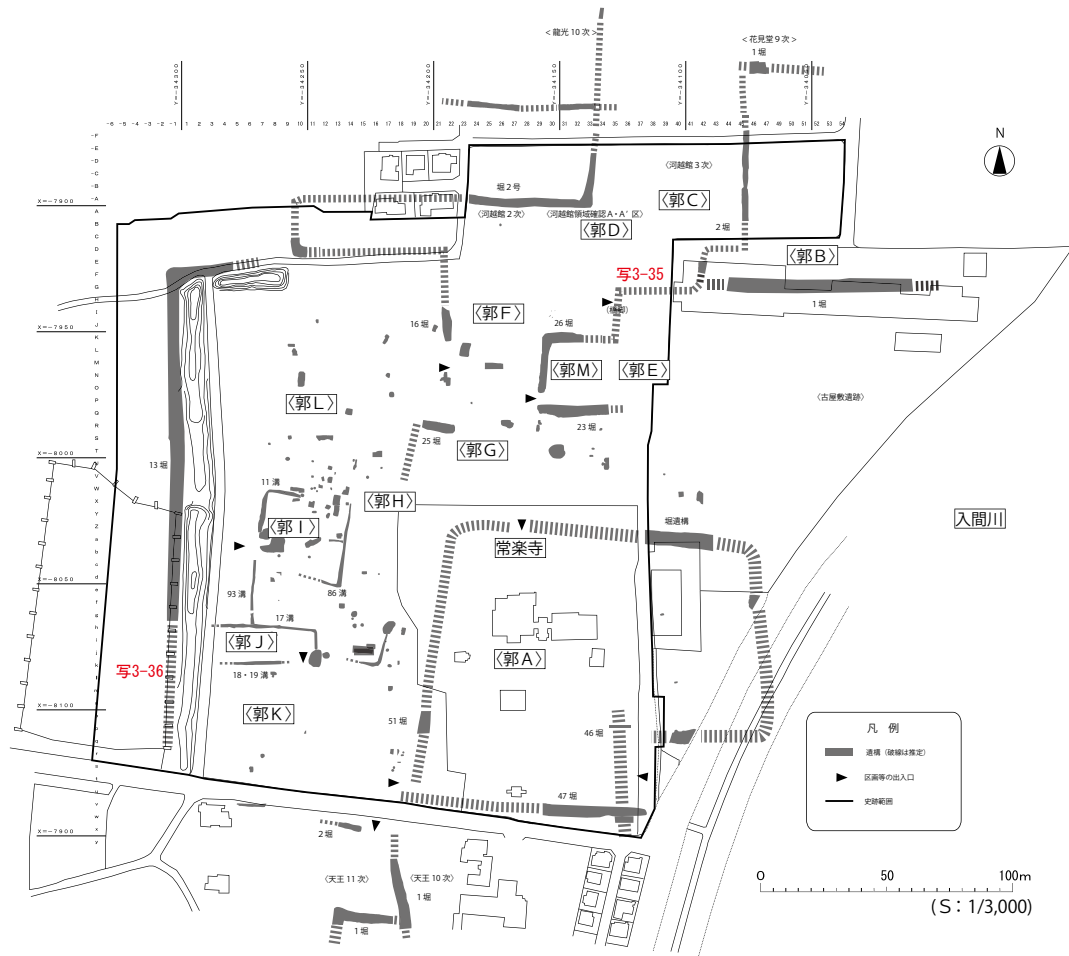
第 3-7 図 IV b 期の遺構位置



写真 3-33 板碑を転用した石敷き



写真 3-34 石敷きを伴う井戸



第 3-8 図 IV c 期の遺構位置



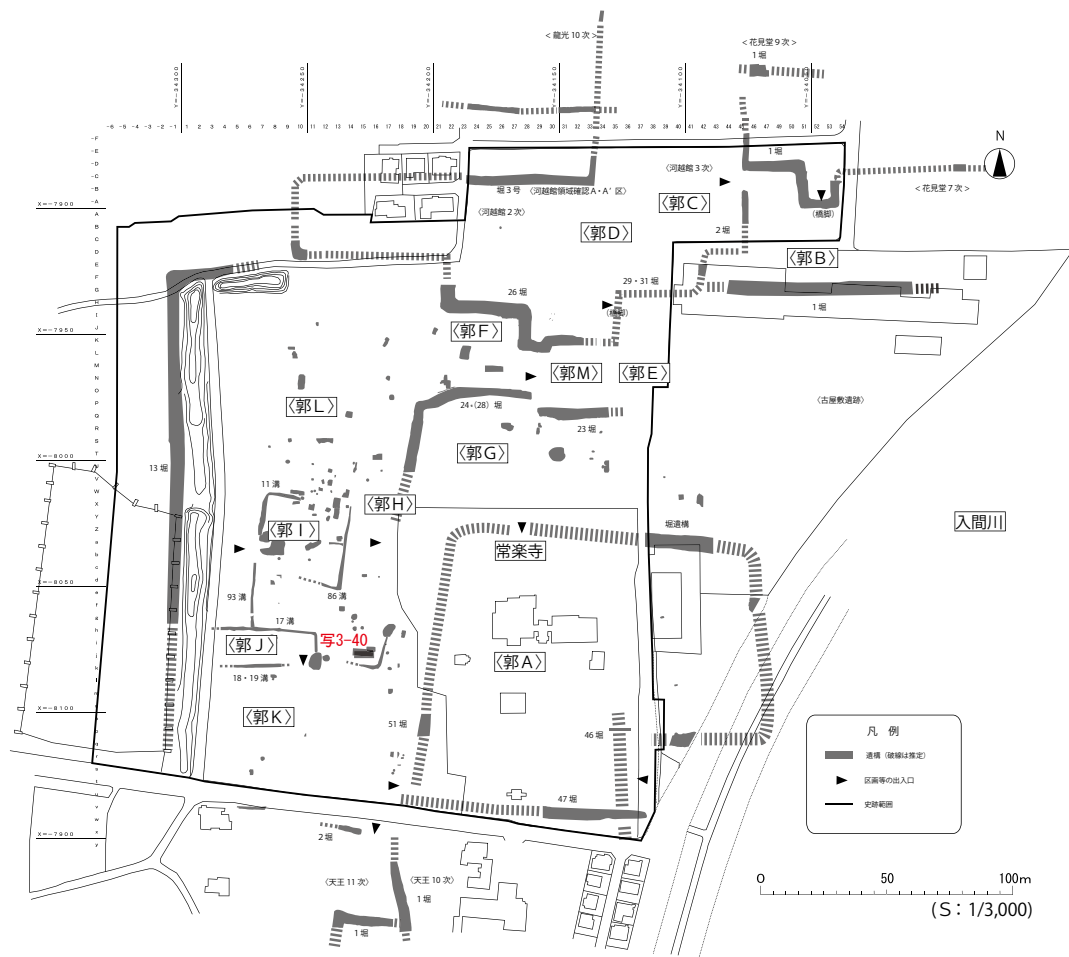
写真 3-35 重複した上戸陣の堀



写真 3-36 上戸陣の堀



写真 3-37 かわらけ (山内上杉氏関連遺構から出土するタイプ)



第 3-9 図 IV d 期の遺構位置



写真 3-38 かわらけ
(騎西城跡出土かわらけと類似したもの)



写真 3-39 金箔かわらけ



写真 3-40 掘立柱建物

V期 ^{だいでうじし}【大道寺氏の時代】

年代的には 16 世紀中葉に該当する。発掘調査では 16 世紀中葉～後半の年代が与えられる遺物は出土するが、遺物に対応する遺構が検出されておらず、『新編武蔵風土記稿』(p.29 写真 3-9) に記されている大道寺氏砦の存在を裏付ける証拠はない。現存する土塁についても、発掘調査の成果からはⅣ期の上戸陣に伴う可能性が高いと判断される。また、常楽寺墓地に残る大道寺政繁の宝篋印塔（写真 3-42）については、^{かえりばなご}反花座が鎌倉時代中期のものであるなど、宝篋印塔に伴うものかについては疑義が残る。

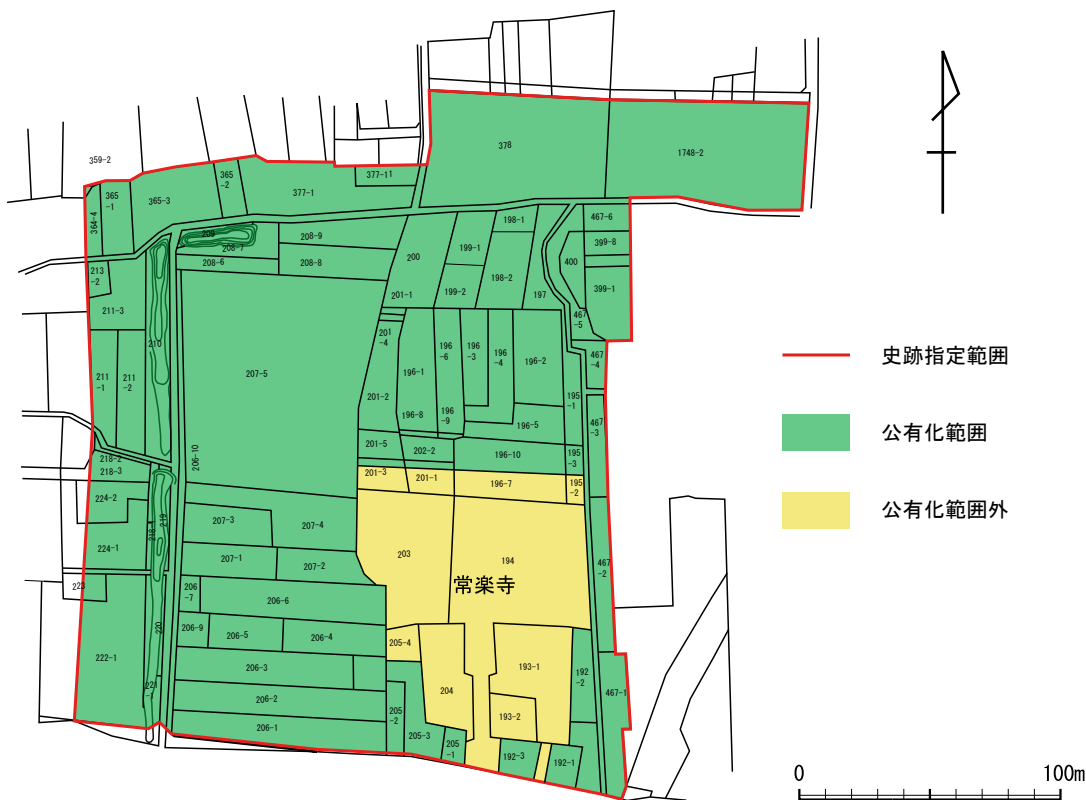


写真 3-42 大道寺政繁の宝篋印塔

第5節 指定地の状況

管理団体 (1) 名 称 川越市
(2) 指定年月日 平成元年 7 月 31 日

史跡指定地公有化については、令和元年度に公有化予定面積（常楽寺を除く）のすべてを取得した（第 3-2 表、第 3-10 図）。なお、史跡指定地公有化の推移については第 3-1 表のとおりで、公有化率は国指定地面積（48,509.18㎡）に対する比率である。



第 3-10 図 河越館跡指定地地番

第 3-1 表 史跡指定地公有化の推移

年度	取得面積(㎡)	取得面積合計(㎡)	公有化率	年度	取得面積(㎡)	取得面積合計(㎡)	公有化率
昭和45年度	5,865	5,865	12%	平成9年度	1,763	22,169	46%
昭和46年度	6,741	12,606	26%	平成10年度	10,286	32,455	67%
昭和62年度	809	13,415	28%	平成11年度	1,638	34,093	70%
平成元年度	253	13,668	28%	平成12年度	181	34,274	71%
平成2年度	487	14,155	29%	平成13年度	1,999	36,273	75%
平成3年度	512	14,667	30%	平成14年度	295	36,568	75%
平成4年度	796	15,463	32%	平成15年度	204	36,772	76%
平成5年度	1,196	16,659	34%	平成16年度	395	37,167	77%
平成6年度	1,079	17,738	37%	平成17年度	232	37,399	77%
平成7年度	1,275	19,013	39%	令和元年度	2,619	40,018	82%
平成8年度	1,393	20,406	42%	国史跡指定地面積: 48,509.18㎡			

第 3-2 表 河越館跡所在地地番一覧

所在地	地番	地目	面積	備考	所在地	地番	地目	面積	備考
大字上戸字新田屋敷	192-1	畑	74	私有地	大字上戸字新田屋敷	206-7	畑	109	
大字上戸字新田屋敷	192-2	山林	429		大字上戸字新田屋敷	206-9	畑	121	
大字上戸字新田屋敷	192-3	畑	198		大字上戸字新田屋敷	206-10	畑	390	
大字上戸字新田屋敷	192-5	畑	295		大字上戸字新田屋敷	206-13	畑	180	
大字上戸字新田屋敷	192-6	畑	204		大字上戸字新田屋敷	207-1	畑	415	
大字上戸字新田屋敷	193-1	畑	965	私有地	大字上戸字新田屋敷	207-2	畑	489	
大字上戸字新田屋敷	193-2	畑	297	私有地	大字上戸字新田屋敷	207-3	畑	435	
大字上戸字新田屋敷	194	境内地	3,725.18	宗教法人所有地	大字上戸字新田屋敷	207-4	畑	914	
大字上戸字新田屋敷	195-1	畑	250		大字上戸字新田屋敷	207-5	畑	5,475	
大字上戸字新田屋敷	195-2	畑	62	私有地	大字上戸字新田屋敷	208-6	畑	247	
大字上戸字新田屋敷	195-3	畑	120		大字上戸字新田屋敷	208-7	畑	320	
大字上戸字新田屋敷	196-1	畑	501		大字上戸字新田屋敷	208-8	畑	793	
大字上戸字新田屋敷	196-2	畑	694		大字上戸字新田屋敷	208-9	畑	495	
大字上戸字新田屋敷	196-3	畑	466		大字上戸字新田屋敷	209	山林	247	
大字上戸字新田屋敷	196-4	畑	446		大字上戸字新田屋敷	210	山林	737	
大字上戸字新田屋敷	196-5	畑	509		大字上戸字新田屋敷	211-1	畑	439	
大字上戸字新田屋敷	196-6	畑	448		大字上戸字新田屋敷	211-2	畑	439	
大字上戸字新田屋敷	196-7	畑	394	私有地	大字上戸字新田屋敷	211-3	畑	439	
大字上戸字新田屋敷	196-8	畑	13		大字上戸字新田屋敷	213-2	畑	73	
大字上戸字新田屋敷	196-9	畑	20		大字上戸字新田屋敷	218-1	山林	121	
大字上戸字新田屋敷	196-10	畑	669		大字上戸字新田屋敷	218-2	公衆用道路	3	
大字上戸字新田屋敷	197	畑	304		大字上戸字新田屋敷	218-3	雑種地	136	
大字上戸字新田屋敷	198-1	畑	204		大字上戸字新田屋敷	218-4	山林	105	
大字上戸字新田屋敷	198-2	畑	475		大字上戸字新田屋敷	219	山林	234	
大字上戸字新田屋敷	199-1	畑	361		大字上戸字新田屋敷	220	山林	142	
大字上戸字新田屋敷	199-2	畑	256		大字上戸字新田屋敷	221-1	山林	290	
大字上戸字新田屋敷	200	畑	727		大字上戸字新田屋敷	222-1	雑種地	936	
大字上戸字新田屋敷	201-1	畑	90		大字上戸字新田屋敷	223-1	雑種地	121	
大字上戸字新田屋敷	201-2	畑	515		大字上戸字新田屋敷	224-1	雑種地	373	
大字上戸字新田屋敷	201-3	畑	116	私有地	大字上戸字新田屋敷	224-2	雑種地	135	
大字上戸字新田屋敷	201-4	畑	100		大字上戸字龍光	359-2	畑	10	
大字上戸字新田屋敷	201-5	畑	154		大字上戸字龍光	364-4	畑	125	
大字上戸字新田屋敷	201-6	畑	49		大字上戸字龍光	365-1	畑	370	
大字上戸字新田屋敷	202-1	畑	163	私有地	大字上戸字龍光	365-2	畑	116	
大字上戸字新田屋敷	202-2	畑	191		大字上戸字龍光	365-3	畑	759	
大字上戸字新田屋敷	202-3	畑	62		大字上戸字龍光	377-1	畑	574	
大字上戸字新田屋敷	203	墓	1,752	共同管理地	大字上戸字龍光	377-11	畑	235	
大字上戸字新田屋敷	204	畑	707	私有地	大字上戸字龍光	378	雑種地	2,703	
大字上戸字新田屋敷	205-1	畑	145	私有地	大字上戸字古屋敷	394-1の一部	学校用地	455	元467-3・4が史跡内
大字上戸字新田屋敷	205-2	畑	201		大字上戸字古屋敷	399-1	畑	573	
大字上戸字新田屋敷	205-3	畑	471		大字上戸字古屋敷	399-7	畑	107	
大字上戸字新田屋敷	205-4	畑	153	私有地	大字上戸字古屋敷	399-8	畑	181	
大字上戸字新田屋敷	206-1	畑	833		大字上戸字古屋敷	400	畑	175	
大字上戸字新田屋敷	206-2	畑	992		大字上戸字古屋敷	467-1	畑	253	
大字上戸字新田屋敷	206-3	畑	812		大字上戸字古屋敷	467-2	畑	307	
大字上戸字新田屋敷	206-4	畑	525		大字上戸字古屋敷	467-5	畑	228	
大字上戸字新田屋敷	206-5	畑	396		大字上戸字古屋敷	467-6	畑	214	
大字上戸字新田屋敷	206-6	畑	823		大字鯨井字花見堂	1748-2	雑種地	3,016	

第4章 史跡河越館跡の本質的価値と構成要素

史跡河越館跡が有する価値については「本質的価値」と「本質的価値に準じる価値」、そして「社会的価値」の3つに分けて整理を行う。

本質的価値とは、史跡指定に値する最も重要な価値のことを指す。この点については、河越館跡の史跡指定時に説明されたが（第3章第3節参照）、指定後の調査と研究の進展によって新たに付加された価値も含まれる。史跡河越館跡の本質的価値は、史跡の保存と活用を計画するための前提であり、本計画の根幹となる概念と言える。本質的価値に準じる価値とは、本質的価値そのものではないが、本質的価値と重層的に連結することで、河越館跡が持つ歴史性を顕在化することのできるものである。社会的価値とは、現代の社会活動を行う上での価値を指すものとする。

第1節 史跡河越館跡の本質的価値を構成する要素

河越館跡は、中世武家政権を支えた在地領主の実態を究明する上においてきわめて重要な遺跡であり、河越館跡の特徴は、発掘調査報告書である『河越館跡史跡整備（第1期整備）に伴う発掘調査』『河越館跡史跡整備（第2期整備）に伴う発掘調査』によって以下の4点が示されている。

- ①秩父平氏一派が入間川流域に進出し、館を築いた「河越」を名字の地とした。
- ②入間川を東に臨む台地上に立地する、平安時代末期に始まる武蔵武士・河越氏の館跡であり、屋敷や墓域など様々な性格の区画や道路が集まった、在地領主による都市計画が把握できる遺跡である。
- ③政治的な酒宴や儀式で使用される手づくねかわらけの他、儀礼の場を飾る調度品としても珍重された青白磁の梅瓶など、館の格式を示すステータスシンボルとなる器が河越館跡から出土し、河越荘における政治・経済の中心だったことを確認できる。
- ④河越館は平安時代末期から南北朝時代にかけて存続したが、河越氏がなくなった後も跡地が繰り返し利用され地域の中心として機能したことを示す、寺院や生産にかかわる遺構・遺物、戦の陣所にかかわる遺構などを確認できる。

以上のことから、武蔵国中央部、入間川水系における政治・経済の中心地として約350年間にわたって繁栄した河越館跡の戦略的重要性とその変遷過程が把握できる。

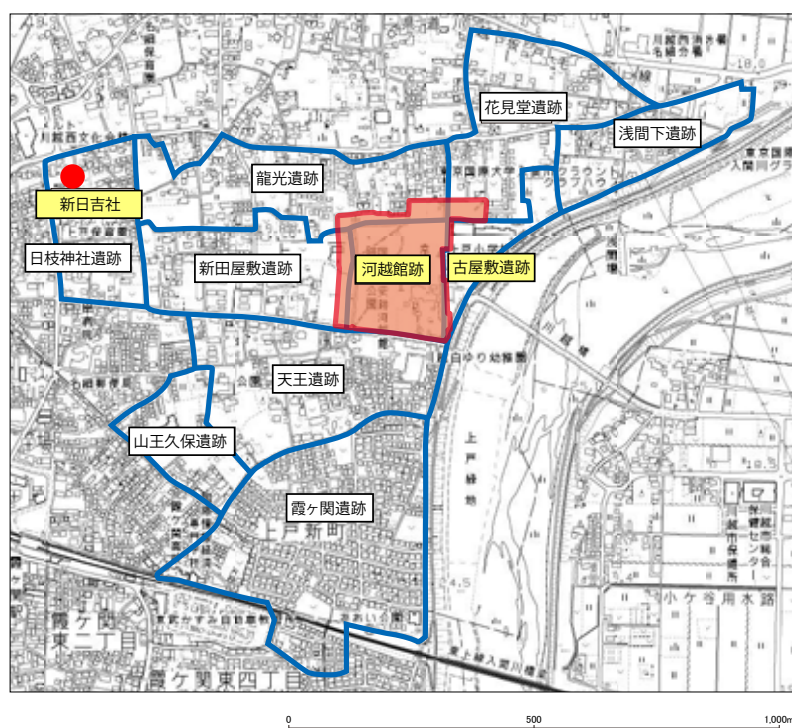
これらの4点の特徴を踏まえ、河越館跡の本質的価値を次のとおりまとめる。

(1)「かわごえ」ゆかりの地

「かわごえ」という地名が文献に登場するのは、平安時代末期の12世紀後半に秩父平氏の一派が入間川流域に進出するに際し、土地の名から「河越」を名乗り（名字の地）、「河越荘」を成立させた時まで遡る。後に河越氏が伊勢に敗走した影響によるものか、残念ながら現代では「河越」という地名こそ残されていないものの、河越館跡の東隣には「^{ふるやしき}古屋敷」という河越氏の屋敷を想起させる小字名が残されており、古屋敷遺跡（第4-1図）が所在する。古屋敷遺跡からは武士の館等の政治的な場で行われる儀礼的な酒宴において消費される酒器であるかわらけが大量に出土しており、その中には河越館跡周辺出土資料では最も古い12世紀後半の手づくねかわらけ（写真4-1）が含まれている。このことから、河越荘成立段階である12世紀後半、永暦元年（1160）頃の館が古屋敷遺跡と河越館跡を中心とした場所に存在したと考えられる。

また、河越氏が京都の^{いまひえしや}新日吉社へ河越荘を寄進したことを契機として河越荘に勧請された新日吉社（現在の上戸日枝神社。第4-1図左）が、河越館跡の近隣に所在することからも、中世において「河越」と呼ばれた地域、河越荘の中心が河越館跡にあった可能性が高い。

その後の「かわごえ」の名称については、中世までは「河越」表記で多くの文献に登場していたものが、近世になると「川越」の表記がほとんどとなり、現在に至るまでこの「川越」の表記が使用されている。このように、「かわごえ」という音で示される地域は平安時代末期から現在まで残り、川越市という市名にまでつながっていることから、河越館跡は河越荘の中心地だっただけでなく、「かわごえ」地名ゆかりの地でもあると評価できる。



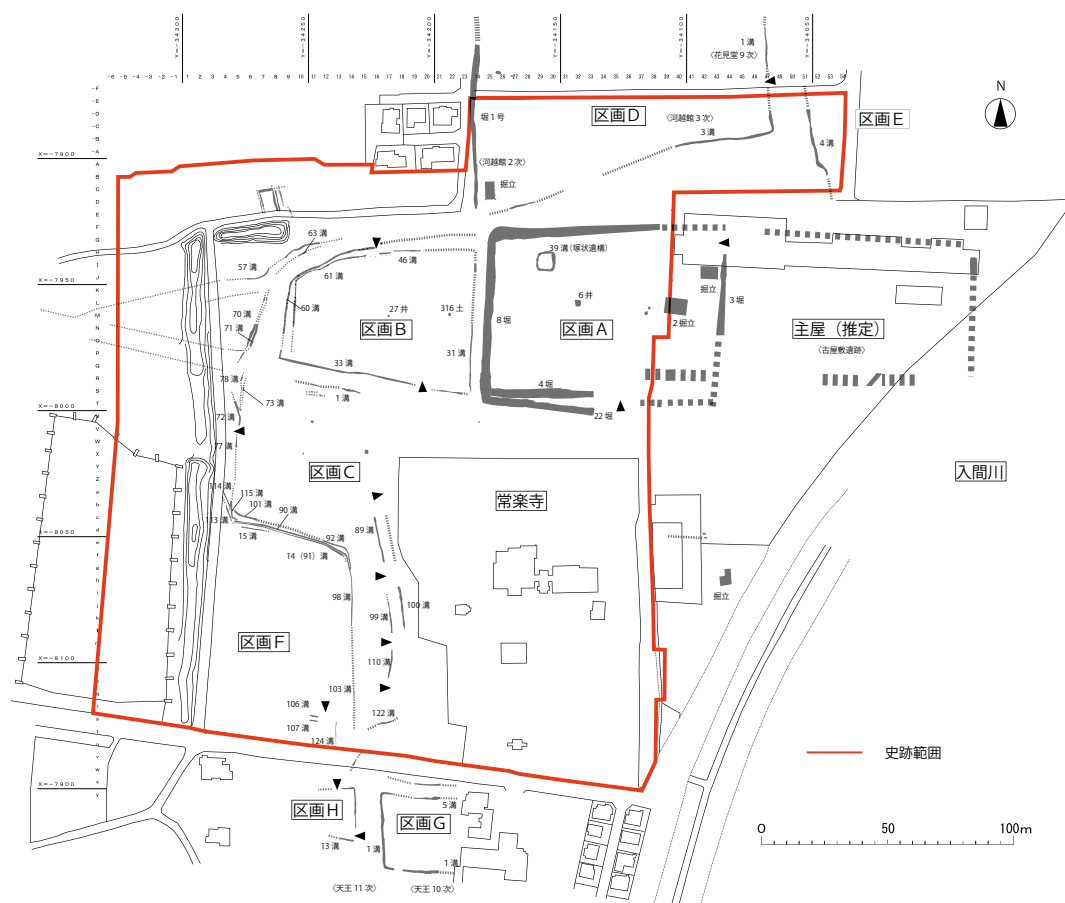
第4-1図 河越館跡と古屋敷遺跡・新日吉社



写真4-1 12世紀後半の
手づくねかわらけ

(2) 中世前期における在地領主の館跡

往時の河越館は、屋敷や寺域といった機能の異なる複数の区画が、道路に沿って並ぶというものであり、各区画は堀や塀、生垣等で囲まれていた（第4-2図）。また、館の中心部では参加者の身分を確認し、結束を固める儀礼的な酒宴が行われていたことを示す手づくねかわらけ（写真4-2）が集中的に出土している。中世前期における在地領主の本拠地の在り方の一端を示す遺跡だと言える。



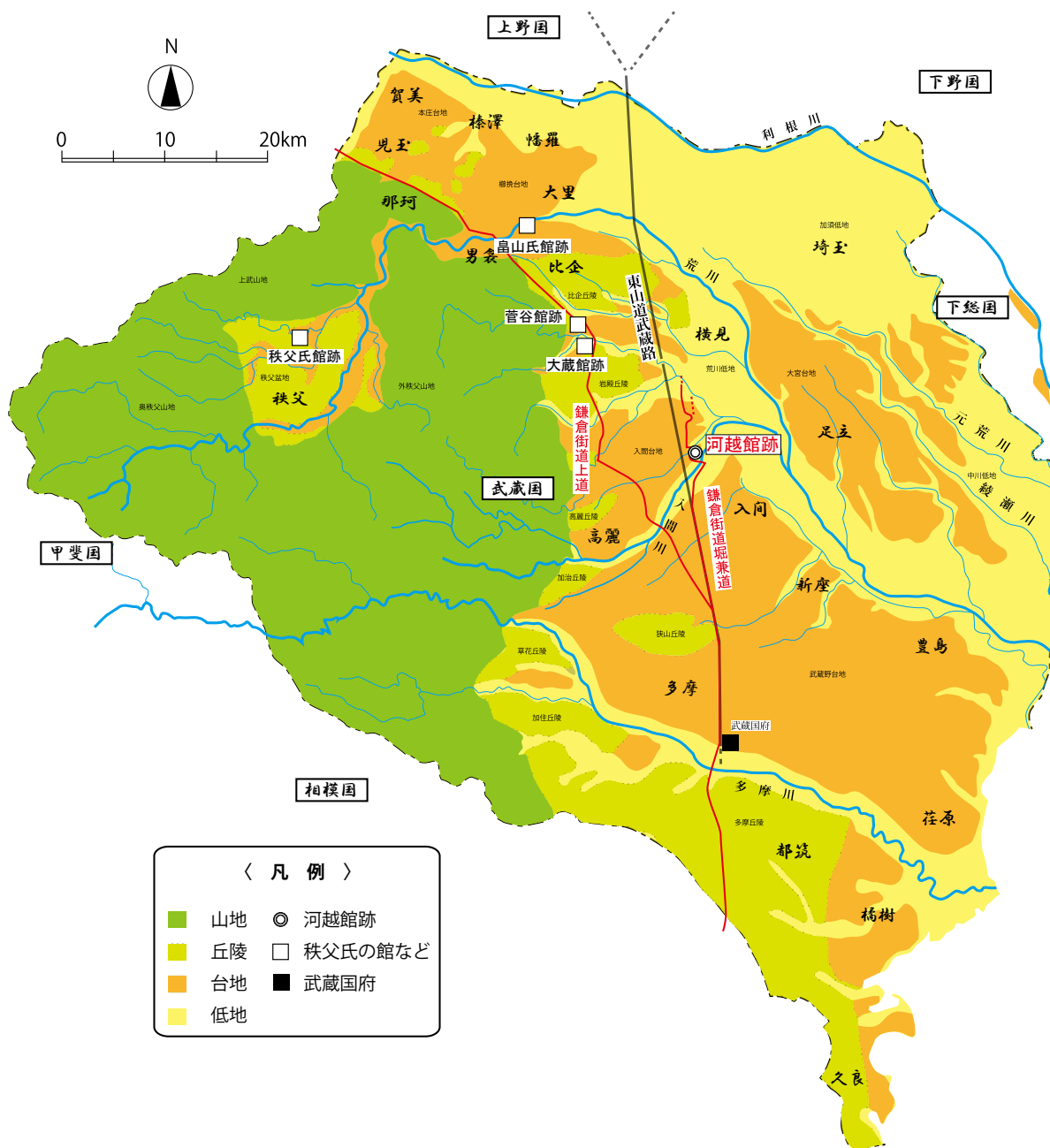
第4-2図 鎌倉時代の河越館跡



写真4-2 手づくねかわらけ（古屋敷遺跡ほか）

(3) 水陸交通の要衝

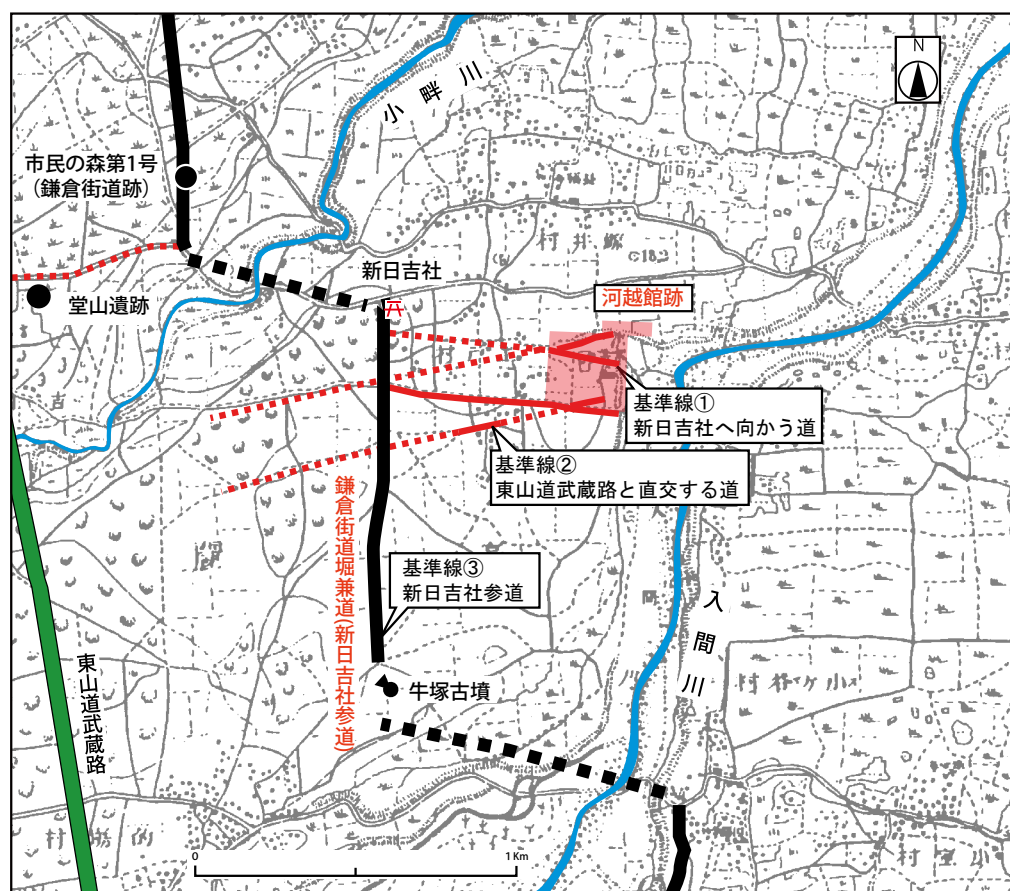
秩父平氏は11世紀より武蔵国内の水系に沿って移住していった。河越氏も大蔵（現在の埼玉県比企郡嵐山町）から武蔵国中央部に位置する河越の入間川を至近に臨む地域に進出し、館を構えた。入間川は古代以来、入間地域の物流の要であった。また館の西約1.5kmには古代以来様々な往来に利用された東山道武蔵路（後に路線の多くが鎌倉街道堀兼道へと再編・利用される）が南北に通過している。河越氏は武蔵国の中央部であり、かつ水上交通（＝物流）と陸上交通（＝情報や人の流れ）の結節点という要衝を掌握することを意識して館を構えたと評価できる。（第4-3図）



第 4-3 図 河越館跡と水陸交通の位置

(4) 館跡の変遷と都市的な空間の継承

河越館を構成する屋敷や寺域等の区画群の外周に検出された周辺道路は、館と鎮守の新日吉社を結び、鎌倉街道堀兼道と接続する（基準線①）。館から南西に続く道は東山道武蔵路の軸と直交する（基準線②）。そして新日吉社から付近のランドマークの一つである牛塚古墳を結ぶ線上は新日吉社の参道であり、参道と鎌倉街道堀兼道が重なっている（基準線③）。これらの道は、河越館周辺の都市的な空間を形成する際の基準線となっている。これら河越氏による「都市的な空間」は、河越氏が去った後も都市的な場の時代、上戸陣の時代、大道寺氏の時代という館跡の変遷の中で基本的な地割・道路が継承されており、一部は現代においても道路としての利用が続けられているなど、往時の景観を感じることができる（第4-4図）。



第4-4図 都市的な空間の基準線と継承される地割（下図は明治14年迅速測図）



写真4-3 都市的な場の時代に
使われた門の基礎



写真4-4 現存する上戸陣の土塁

第2節 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

1. 本質的価値に準じる価値を構成する要素

本質的価値に準じる価値とは、本質的価値そのものではないが、本質的価値と重層的に重なることで、河越館跡が持つ歴史性を顕在化することのできるものである。

(1) 古代入間郡家

古代における河越館跡周辺には入間郡家に関わる遺構・遺物が集中し（写真4-5・6）、付近には駅路である東山道武蔵路が整備される等、既に飛鳥時代から地域開発が進められていた。平安時代末期には既に形骸化しているものの、かつて入間郡家を中心に整備された武蔵国中央部の政治拠点・経済拠点としての立地を評価した結果、河越の地に一族の新たな拠点を築くべく進出した可能性を示唆している。



写真 4-5 入間郡家の一部と思われる掘立柱建物（霞ヶ関遺跡7～9次）



写真 4-6 霞ヶ関遺跡出土「入厨」墨書土器（入間郡家の厨家を示したものか）

(2) 河越荘中心部の景観

河越館跡周辺には中世の遺跡群が広がるだけでなく、後白河上皇とのつながりを通じて河越氏が勧請した新日吉社（写真 4-7）、鎌倉街道堀兼道（写真 4-8）等の文化財や歴史遺産が分布し、河越氏が中央権力とつながることで権力を強めたことを示し、河越館跡が持つ歴史性を顕在化し、かつ景観形成と密接に関わる重要な要素である。



写真 4-7 新日吉社（現上戸日枝神社）



写真 4-8 鎌倉街道堀兼道（川越市市民の森第1号）

(3) 喫茶文化

『異制庭訓往来』(写真 4-9) に見える武蔵河越茶の伝承は、史跡で出土する多くの喫茶関連資料(写真 4-10)、そして河越荘内に存在した、河越氏が開山に関わったと伝わる禅宗寺院である東栄(永)寺、市内に現存し「河越茶発祥の地」とされる中院等とともに、中世の武蔵における喫茶文化の拠点としての価値を顕在化させる。



写真 4-9 『異制庭訓往来』
(出典：国立公文書館デジタルアーカイブ)



写真 4-10 河越館跡出土の茶道具
(上段：天目茶碗 下段：瓦質風炉)

(4) 入間川と災害

『発心集』（写真 4-11）に見える入間川洪水記事等の文献史料は、治水面上における河越氏と河川の関わりなど、河越館跡が持つ歴史性と地域性を顕在化させる要素であり、入間川流域の防災啓発と関連して活用が期待できる。

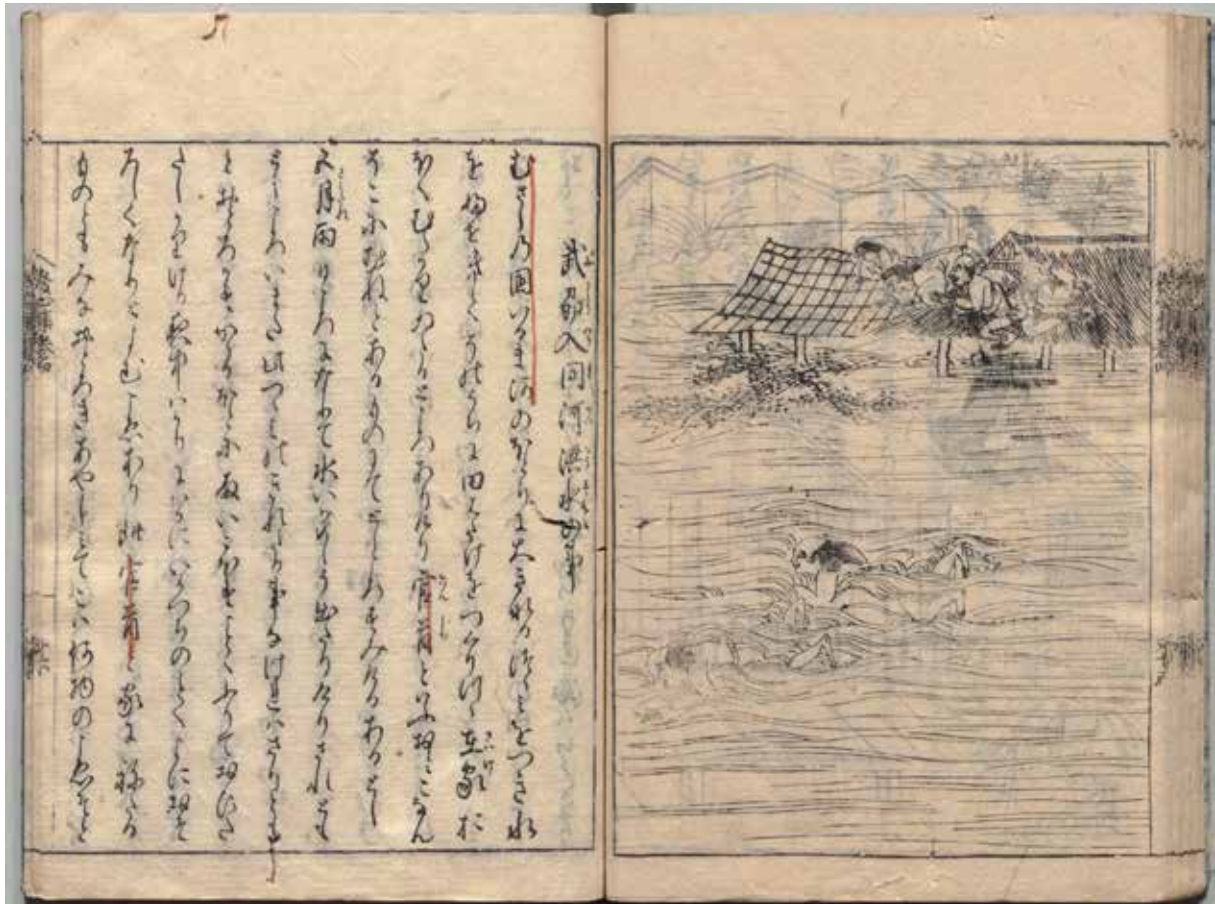
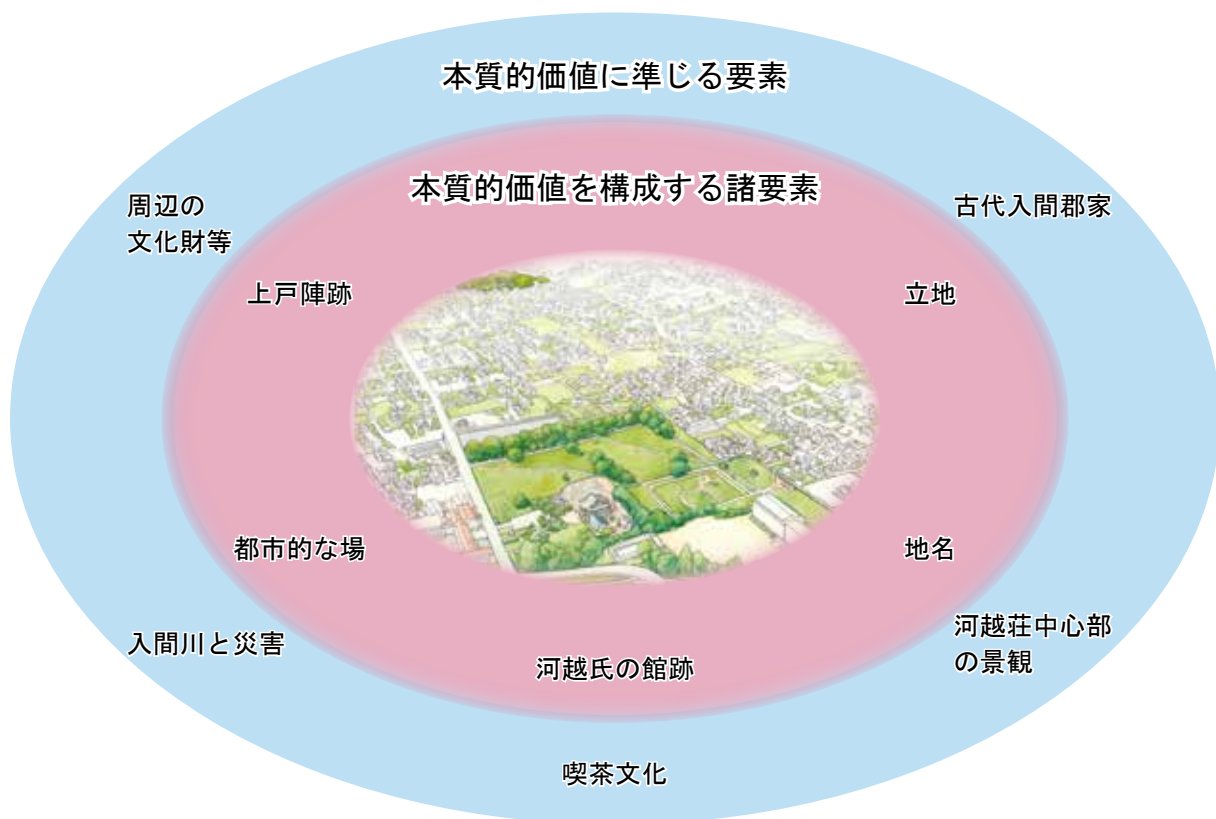


写真 4-11 『発心集』 武州入間川洪水の事
(出典：国立公文書館デジタルアーカイブ)



第 4-5 図 本質的価値と本質的価値に準じる価値の概念図

II. 社会的価値を構成する要素

(1) 学校教育・生涯学習の拠点としての価値

第 1 期整備事業によって史跡公園が開園し、そこに設置されたサインや復元遺構を通じて郷土の歴史を学ぶことができ、生涯学習の場として老若男女に利用されている。また、河越館跡に隣接する上戸小学校の子ども達が河越館跡について学習する場を提供している。

(2) 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園としての価値

「川越市緑の基本計画（平成 28 年 3 月改定版）」において、「みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越」を基本姿勢として設定されている。そして、そのための個別計画として、「歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備」が示されている。河越館跡史跡公園は、史跡という歴史を活用したシンボル空間としての都市公園であり、歴史・文化が調和しているという点において価値がある。また、河越館跡史跡公園は幅広い年齢層の地域住民の憩いの場としても機能し、地域住民に親しまれている。

第 2 期整備事業においても史跡公園としての理念を継承し、都市公園としての価値をさらに高める方向で整備内容を検討する。

(3) まちづくりの拠点としての価値

河越館跡は蔵造りの町並みから車で 15 分、東武東上線霞ヶ関駅から徒歩 12 分ほどの位置にあり、利便性は決して悪くない史跡と言える。さらに、河越館跡は川越市に花開いた武士社会の始まりの地であり、かつ室町時代後半には扇谷上杉氏の拠点である河越城(川越城)を攻めるための陣所が設置されたというストーリー性の高さから、川越城跡との一体的な活用が見込まれる。そのため、今後整備事業を進めることで、観光資源としての活用が期待できる。

第 3 節 構成要素の特定

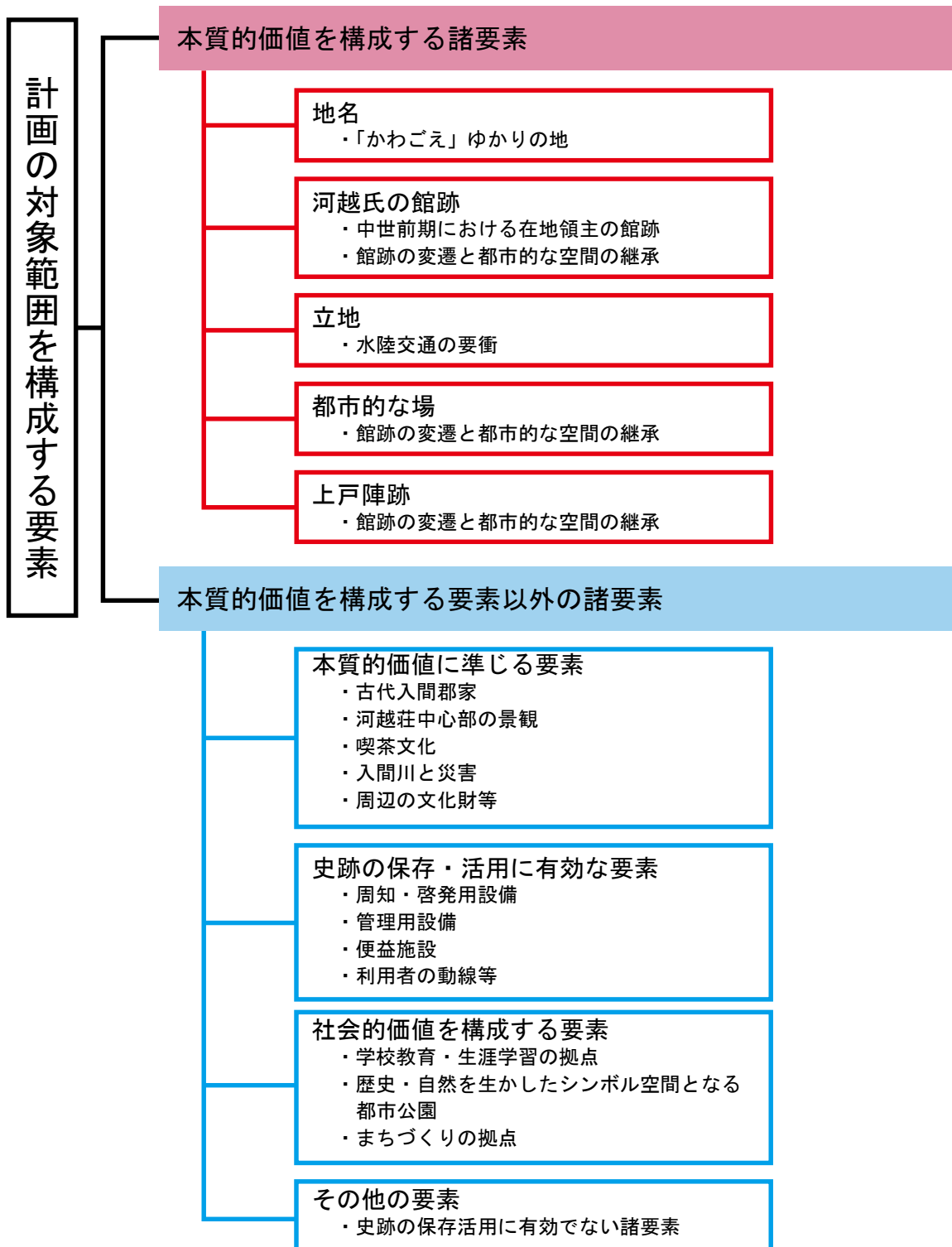
史跡河越館跡の構成要素を特定し、それらと本質的価値の関係について以下のとおり分類して整理する。各構成要素の位置については第 4-7 図で示した。

Ⅰ. 本質的価値を構成する要素

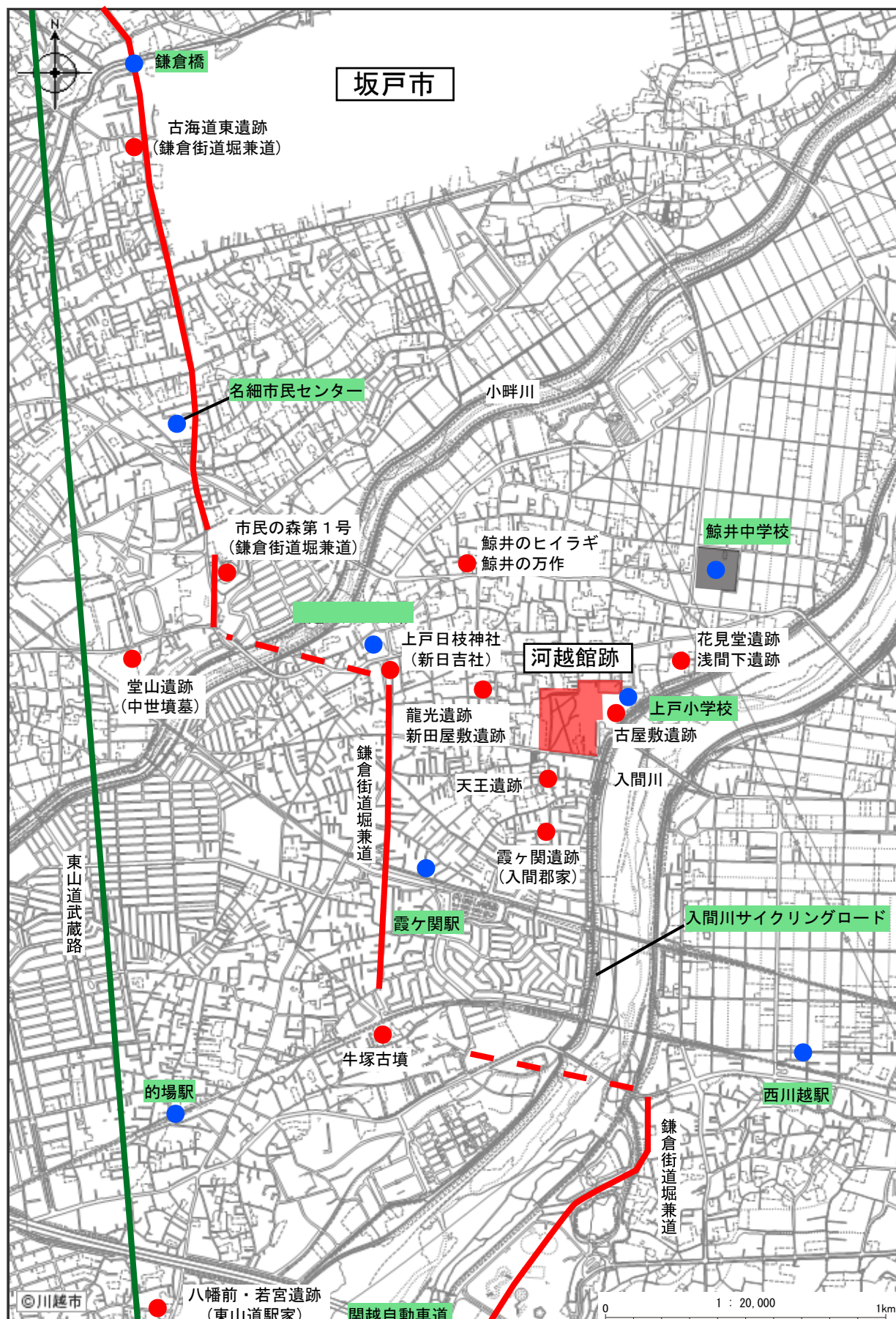
河越館跡の史跡指定地及び、今後保護を要する地域における構成要素について、本質的価値を有する要素を整理した(第 4-1 表)。

Ⅱ. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

史跡指定地及び今後保護を要する地域だけでなく、史跡範囲外の周辺地域を含めた中で、本質的価値を取り巻く環境を形成する要素について整理した(第 4-2 表)。



第 4-6 図 構成要素概念図



第 4-7 図 構成要素の位置

第 4-1 表 本質的価値を構成する要素

分類項目		内容	構成要素	史跡指 定地内	史跡指 定地外
本 質 的 価 値 を 構 成 す る 諸 要 素	立地	○水陸交通の要衝	○立地 ・ 入間川を臨む入間台地東端 ・ 鎌倉街道掘兼道を西に臨む	○	
	地名	○「かわごえ」ゆかりの地	○地名と名字 ・ 平安時代から「河越」と呼ばれていた ・ 地名を名字に	○	○
	河越氏の館跡	○中世前期における在地領主の館跡 ○館跡の変遷と都市的な空間の継承	遺構 ○屋敷を構成する遺構 ・ 堀 ・ 掘立柱建物、大型井戸、塚状遺構 ○墓域あるいは寺域 ・ 塀、生垣 ○道路 ・ 区画外周道路	○	○
			遺物 ○土器・陶磁器類 ・ 京都系の手づくねかわらけ ・ 青白磁梅瓶 他 ・ 蔵骨器、火災にあった軒丸瓦 ○金属製品 ・ 太刀の兜金 ○木製品 ・ 数珠、人形（ヒトガタ）	○	○
	都市的な場	○館跡の変遷と都市的な空間の継承	遺構 ○墓域あるいは寺域 ・ 堀、溝 ・ 竪穴建物、門（地形）、池 ○生産関連遺構 ・ 炉跡、土器焼成遺構	○	○
			遺物 ○土器・陶磁器類 ・ かわらけ ・ 喫茶関連遺物、仏具 ○金属製品 ・ 銅製花瓶、鉄滓、銅滓 ○石製品 ・ 板碑、宝篋印塔 ・ 滑石製スタンプ、温石	○	○
	上戸陣跡	○館跡の変遷と都市的な空間の継承	遺構 ○陣所の郭 ・ 土塁、堀 ・ 掘立柱建物、井戸、石敷き遺構	○	
			遺物 ○土器・陶磁器類 ・ かわらけ、金箔かわらけ ・ 喫茶関連遺物（茶臼・風炉等） ○石製品 ・ 石敷きに転用した板碑	○	

第 4-2 表 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

分類項目		内容	構成要素	史跡指 定地内	史跡指 定地外
本質的価値を構成する要素以外の諸要素	本質的価値に準 じる要素	○古代入間郡家	○実務官衙域 ・掘立柱建物、大型井戸、正倉、溝、柵 ○官衙関連遺物 ・遠隔地の土器（畿内産土師器 他） ・円面硯、帯金具、漆容器、漆パレット ・遠隔地の土器（東海・上野・常陸 他） ○古代交通 ・東山道武蔵路、『駅長』墨書土器	○ ○ ○	○ ○ ○
		○河越荘中心部の景観	○入間川 ○鎌倉街道堀兼道（市民の森第1号） ○中世墳墓（堂山遺跡） ○上戸日枝神社（旧・新日吉社） ○入間台地の中世遺跡群 （古屋敷遺跡・新田屋敷遺跡・天王遺跡 他）		○ ○ ○ ○ ○ ○
		○喫茶文化	○河越茶と狭山茶 ○河越館跡出土の喫茶関連資料 ○河越荘内の寺院（中院、東栄(永)寺 他）	○ ○ ○	○ ○ ○
		○入間川と災害	○入間川の堤防 ○氾濫土で埋没した周辺遺跡群		○ ○
		○周辺の文化財等	○上戸日枝神社本殿、懸仏 ○養寿院銅鐘 ○牛塚古墳 ○鯨井の万作 ○その他民俗芸能 等		○ ○ ○ ○ ○
	史跡の保存・活 用に有効な要素	○周知・啓発用設備 ○管理用設備 ○便益施設 ○利用者の導線等	○説明用サイン ○トイレ・東屋・駐車場 ○フェンス・侵入防止柵・境界標 ○通学路 ○入間川サイクリングロード	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	社会的価値を構 成する要素	○学校教育・生涯学習の 拠点 ○歴史・自然を生かした 都市公園 ○まちづくりの拠点	○上戸小学校、鯨井中学校 ○史跡公園 ○霞ヶ関駅、西文化会館、名細公民館	○	○ ○
	その他の要素	○史跡の保存活用には有 効でない諸要素	○史跡周辺の住宅地・耕作地 ○史跡内の市道、排水管、電柱等 ○建物基礎 ○常楽寺墓地のブロック塀（景観） ○樹木（枯木等）	○ ○ ○ ○	○

第 5 章 史跡河越館跡の現状と課題

第 1 節 保存管理

I. 史跡指定地内の現状

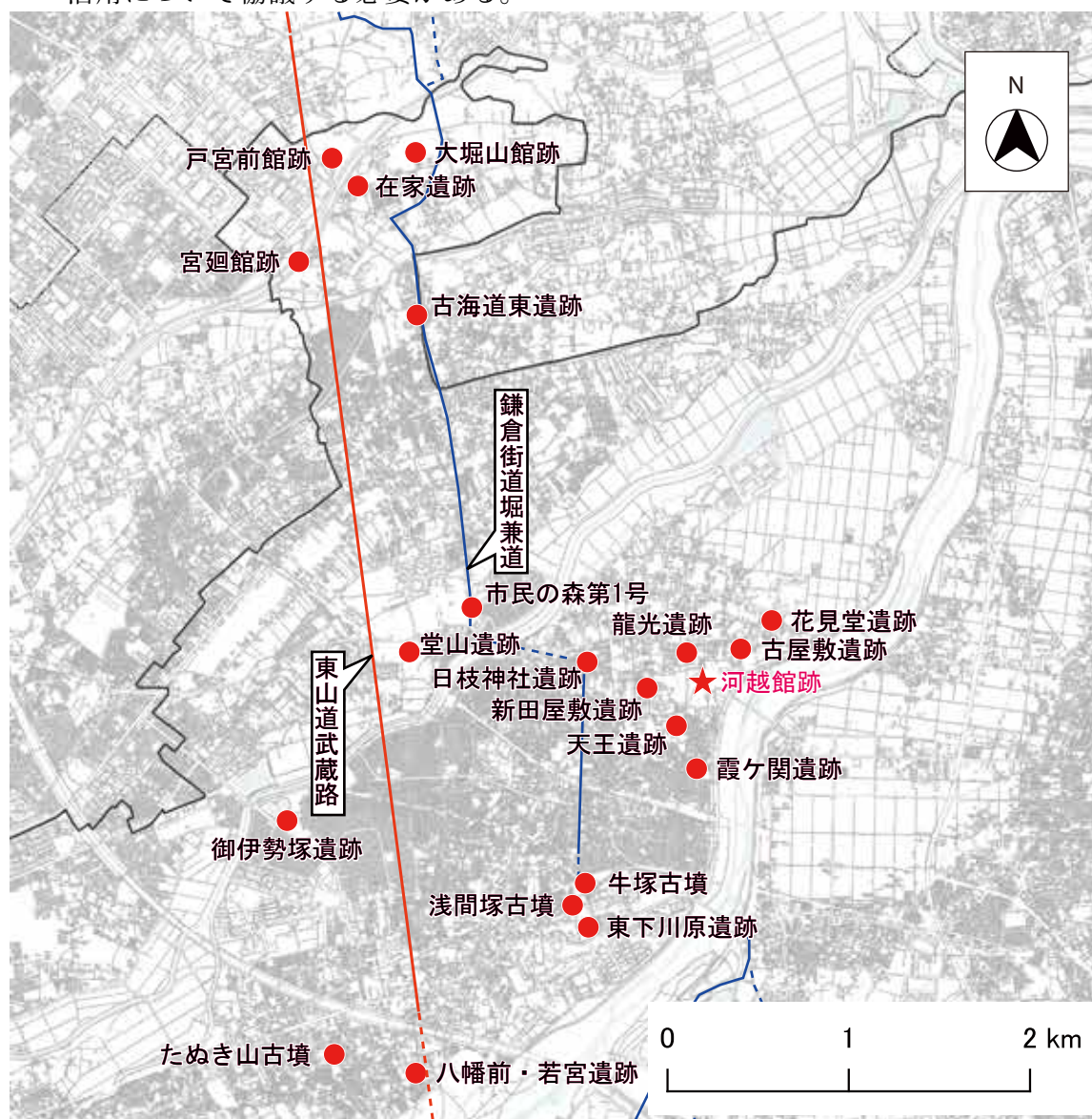
- (1) 遺構と遺物の保存 河越館跡の指定面積は 48,509.18㎡で、常楽寺境内と墓地等がある 8,491.18㎡を除いた土地の公有化は完了し、史跡指定地内は原則として現状維持を図っているため、遺構・遺物は保護されている。なお、公有地は川越市が管理団体であるが、常楽寺境内は宗教法人常楽寺が所有しており、墓地については墓地所有者の共同所有となっている。
- (2) 整備・改修の影響 史跡内を南北に縦断する生活道路（市道 9331 号線）を移設した。また、史跡公園、常楽寺でも将来的に改修等が生じることが予想される。第 1 期整備地については、解説サインや土舗装による復元箇所にも劣化が見られる。
- (3) 自然災害と樹木の影響 史跡内の土塁の一部が近年の大雨等の気象災害により削られつつある。また、この土塁上には高木が複数あるため、樹木の生長や倒木により、土塁が損傷する恐れがある。自然環境の調査が不足している。

II. 史跡指定地外の現状

- (1) 古屋敷遺跡 ^{ふるやしき} 国指定後の確認調査の成果を踏まえると、河越氏時代の中心地は史跡の北側および上戸小学校敷地の古屋敷遺跡である可能性が高い（第 5-1 図）。小学校校庭となっているため大部分は保存されており、開発等で失われる可能性はない。
- (2) 指定地周辺の遺跡群 河越館跡に関連する時期・内容の遺構・遺物が確認されているため、開発に際しては適切な発掘調査による記録保存を行う。
- (3) 鎌倉街道堀兼道 ^{ほりがねみち}（市民の森第 1 号） 河越館跡から北西へ約 1.2km の地点に、鎌倉街道上道の支道、堀兼道と伝わる幅約 3 m の掘割道路が約 90 m 残されている。現在は市民の森第 1 号として川越市が借地し、維持管理している。
- (4) 上戸日枝神社 河越氏が勧請した「新日吉社」^{いまひえしや}の現在の姿であり、河越館跡ともゆかりの深い神社で、土塁が現存する。神社の参道は鎌倉街道堀兼道の一部でもある。
- (5) 堂山遺跡 ^{どうやま}（鎌倉時代の墓域） 耕作により中世墓に関わる蔵骨器等が出土しており、河越館跡から西へ約 1.5km の位置にある鎌倉時代の墓域として認識されてきた遺跡である。出土地点は大学のグラウンドになっているため遺構は残されていないが、出土遺物は地元の郷土史家により収集され、現在は川越市立博物館が所蔵。

Ⅲ. 保存管理の課題

- (1) 史跡指定地内 河越館跡を将来にわたって確実に継承していくため、遺構整備をするとともに、公園設備の整備・植栽等を行い、併せて適切な保存管理を推進していくことが求められる。特に土塁の保護や、第1期整備地の劣化個所についての対応も検討が必要である。また、自然環境・地形の再測量を行う必要がある。撤去予定の市道 9331 号線には配水管が埋設されているため、撤去時には庁内で調整が必要である。併せて、史跡内北西に位置する市道 9319 号線には昭和 45 年施工の配水管が埋設されているため、今後老朽管の更新工事が必要となる可能性がある。
- (2) 史跡指定地外 地権者などの理解と協力を得ながら適切に対応することが求められる。とくに、これまでの発掘調査成果によって河越氏時代の主屋があると想定されている上戸小学校については、慎重な対応が必要であり、将来的に史跡の追加指定を行って遺構を保存し、整備を検討する必要がある。上戸日枝神社・鎌倉街道はそれぞれ日枝神社氏子会、川越市が管理しているため、管理団体・土地所有者らと保存・活用について協議する必要がある。



第 5-1 図 史跡指定地外の現状を示す図

第 5-1 表 保存管理の現状と課題

指定地内の現状と課題		
内 容	現 状	課 題
遺構と遺物	・ 予定した公有地化は終了し、現状維持。 ・ 宗教法人常楽寺の境内地は公有地化対象外。	・ 土塁の保存。 ・ 常楽寺境内地の保存管理。 ・ 常楽寺墓地外周のコンクリート塀が景観を阻害している。
イベントの開催	・ 河越流鏑馬の開催。 ・ グラウンドゴルフ大会の開催。	・ 地下遺構への影響を考慮したガイドラインが未整備。
整備・改修の影響	・ 第1期整備範囲の史跡整備が終了。 ・ 第2期整備範囲は現状保存。	・ 第1期整備地の劣化箇所への対応。
自然災害と樹木の影響	・ 第1期整備範囲は雨水を場内処理するための盛土を行っている。 ・ 第2期整備範囲は現状のまま雨水を自然浸透としている。 ・ 土塁上の他、第2期整備範囲には既存樹木が散在している。	・ 第1期・第2期整備範囲を含めた雨水処理対策が必要。 ・ 台風による倒木が土塁を痛めるため、土塁を中心に樹木の伐採を含めた管理計画が必要となる。
自然環境・地形の調査	・ 第2期整備範囲は発掘調査により微地形が変化している。	・ 地形の再測量が必要。 ・ 近年の公有地化範囲を中心に、自然環境調査が不十分。

指定地外の現状と課題		
内 容	現 状	課 題
上戸小学校 (古屋敷遺跡)	・ 上戸小学校校庭として現状保存。 ・ 校舎等、部分的に発掘調査済。	・ 学校用地であるため開発により失われることはないが、将来的に史跡の追加指定を検討する必要がある。 ・ 未報告の調査成果がある。
指定地周辺の遺跡群	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱っている。 ・ 現況保存がきかない開発に際しては適切な発掘調査による記録保存を行っている。	・ 史跡隣接地など、景観への配慮をお願いする必要がある。
上戸日枝神社	・ 河越氏ゆかりの神社として、土塁を含めて現況保存としている。	・ 管理者である日枝神社氏子会と保存について協議する。
鎌倉街道掘兼道 (市民の森第1号)	・ 市民の森第1号として一体が保存されており、掘割状の道路遺構が残されている。	・ 管理者である川越市環境部および地権者と保存について協議する。 ・ 現地に解説サインがあるものの、周知が不足している。
堂山遺跡 (鎌倉時代の墓域)	・ 東洋大学のグラウンドになっており、遺構は残されていない。 ・ 出土遺物は川越市立博物館に収蔵されている。	・ 遺跡や出土遺物の周知が不足している。

第2節 活用

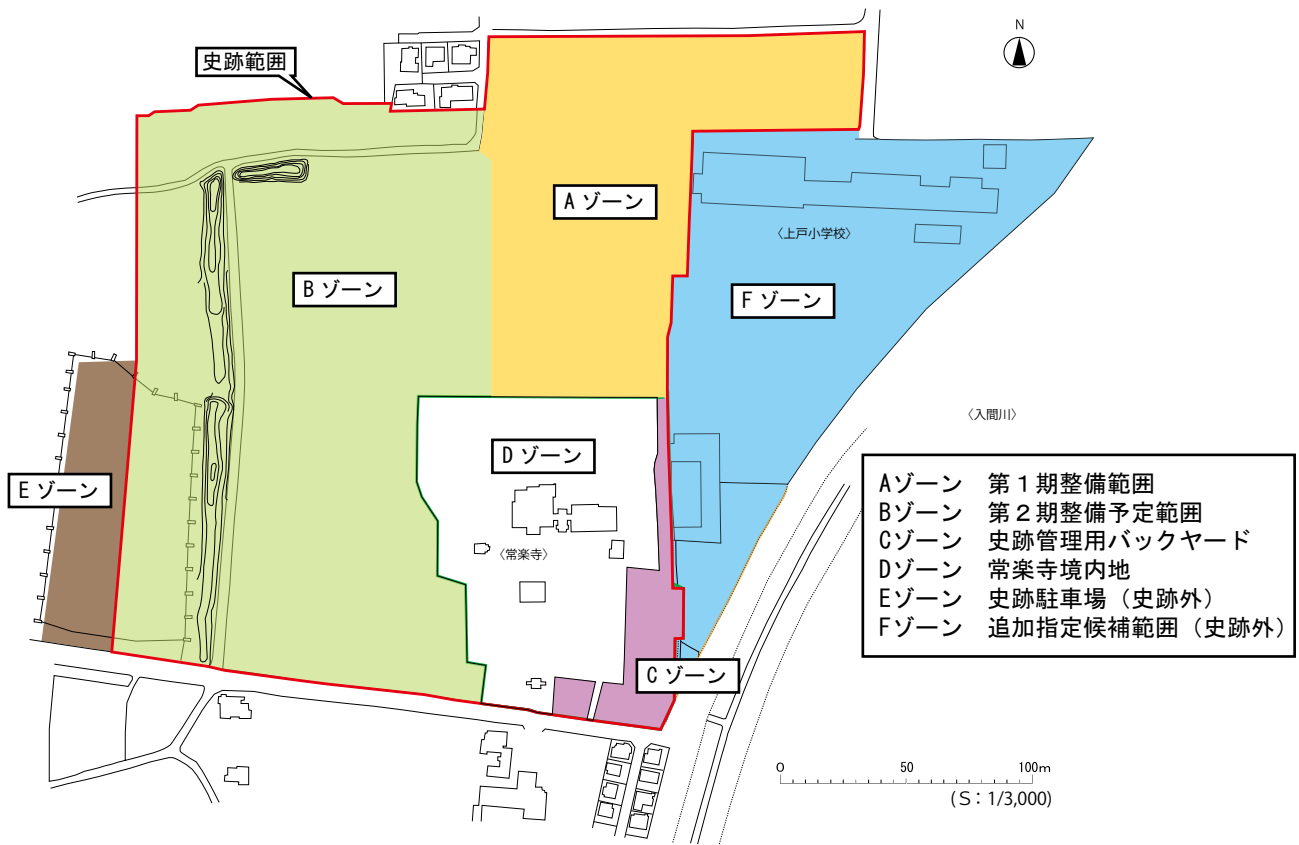
Ⅰ. 活用の現状

(1) 河越館跡の日常的活用（第5-2図）

- ・ 児童の通学路 Bゾーンの一部にウッドチップを敷いた通路を設けており、近隣小中学校の児童はこの通路とAゾーンの史跡公園を利用して通学している。
- ・ 幅広い年齢層による活用 河越館跡の周辺は住宅街ということもあり、高齢者の散歩ルートや児童やファミリー層の遊び場として利用されるなど、地域住民の憩いの場として幅広い年齢層に活用されている。

(2) 情報発信

- ・ 展示 川越市立博物館の常設展示にて河越館跡から出土した遺物が展示され、解説パネルが設置されている。また、河越館跡から徒歩約10分の距離にある川越西文化会館でも展示ケースを設置し、小規模な展示を行っている。
- ・ パンフレットの作成・配布 河越館跡の調査成果を紹介したパンフレット（第5-3図）と、河越館跡史跡公園について解説したパンフレット（第5-4図）の2種類を作成し、文化財保護課窓口と川越西文化会館で配布している。



第5-2図 河越館跡の活用に関するゾーニング

- ・ SNS(Social Network Service) を用いた情報発信 川越市のホームページで河越館跡の概要と史跡公園の紹介を行っている。
- ・ 講座・史跡解説 依頼を公民館や市内の民間団体から依頼を受け、河越館跡を主題とした講座や史跡公園での解説を行っている。
- ・ 企画展の開催 河越館跡をテーマとした企画展については、2000 年に「河越氏と河越館跡」、2010 年に「よみがえる河越館跡」が開催された。

(3) 河越館跡での各種事業

- ・ 河越流鏑馬 新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時的な中断はあったものの、河越館跡を周知するために河越流鏑馬^{やぶさめ}を毎年開催している（第 5-5 図、写真 5-1）。また、地元の民俗芸能保存会による踊りも披露され、伝統芸能の伝承の場としても活用されている（写真 5-2）。
- ・ その他のイベント 隣接小学校の持久走大会や高齢者を対象としたグラウンドゴルフ大会が開催されている。

(4) 学校教育における河越館跡の活用

- ・ 出前授業 河越館跡に隣接する上戸小学校からの依頼を受け、地域の歴史を学ぶ授業の一環として、児童に対して河越館跡とそこを拠点とした河越氏に関する出前授業を行っている。

(5) 河越館跡の保存・活用を支えるサポーター

- ・ 民間団体の設立 河越館跡を学び、史跡の保存・活用を応援することを目的とした「河越館の会」が 2010 年に設立された。
- ・ 民間団体による河越館跡の活用 「河越館の会」は名細公民館の登録団体となり、定期的に勉強会等を開催していることに加え、2013 年には「河越館の会シンポジウム」を開催するなど、河越館跡に関する事業を主体的に行っている。

II. 活用の課題

川越市ではこれまで、「保存管理計画」と「整備基本計画」、そして「整備基本設計報告書」を策定してきたが、いずれも整備に関する基本方針や方法には言及されてきたものの、活用に関する基本方針やそれを実現するための具体的な方法などは盛り込まれてこなかった。河越館跡の活用の充実を図る上で、活用に関する基本方針と方法は重要な指針となるため、この点は解決すべき課題である。そこで、前項で示した各項目の課題をここで整理し、第 8 章における活用の基本方針と方法を定めるための基盤とする。

(1) 河越館跡の日常的な活用

- ・ 通学路として利用している B ゾーンは未整備地のため、河越館跡を体感できるような活用ができているとはいいがたく、この課題を解消することが必要である。

(2) 情報発信

- ・ 展示 川越市立博物館は河越館跡から出土した実物に触れられる貴重な場である

にもかかわらず、充実した展示とは言いがたい点に課題がある。河越館跡に魅力を感じてもらうためにも、博物館と連携して展示のさらなる充実を図る必要がある。川越西文化会館も同様で、古くなったパネルや展示遺物の更新しつつ、さらに充実した展示とする必要がある。

- ・展示会・企画展 2010年の企画展を最後に、河越館跡に関する企画展や展示会は実施されていない。河越館跡の魅力を発信するためにも、定期的な企画展・展示会の開催を行う必要がある。
- ・パンフレットの配布 河越館跡に関する2種類のパンフレットは、文化財保護課窓口と川越西文化会館の2か所のみで配布しており、多くの人の目に触れる場に設置しているとはいえない。この課題を改善するためにも、パンフレット配布場所を増やす必要がある。
- ・SNS(Social Network Service)を用いた情報発信 SNSを用いた河越館跡に関する情報発信は川越市のHPのみであり、河越館跡を広く周知するためにも様々なSNSの媒体を用いて多面的に情報発信をする必要がある。
- ・講座・史跡解説・シンポジウム 市教委の主催による講座等がないことは、河越館跡のさらなる周知と理解の促進を図る上での課題であり、今後それらを実施する必要がある。

(3) 河越館跡での各種事業

- ・河越流鏑馬を除き、市教委主体の事業を河越館跡で行っていない点が課題である。地域住民は河越館跡の保存と活用を支えるサポーターとなりうる存在であり、河越流鏑馬以外にも各種の事業を河越館跡で実施することで、地域住民に河越館跡に対する理解を深め、愛着を抱ける事業を実施する必要がある。

(4) 学校教育における河越館跡の活用

- ・学校教育における河越館跡の活用は上戸小学校への出前授業のみであり、市内の各小中学校を対象とした河越館跡の学習機会を設けることが求められる。そのためにも、市内各小中学校に勤務する教員との連携を高めるとともに、同種の事業を行っている川越市立博物館とのすみ分けを調整する必要がある。

(5) 周遊のモデルルートの設定

- ・河越館跡をより魅力的なものとし、地域住民や観光客の理解が深められるためには、河越館跡を含む市内の文化財を結んだ周遊のモデルルートの設定を行う必要がある(第5-6図、第5-3表)。

(6) 河越館跡の保存・活用を支えるサポーター

- ・河越館跡を将来にわたって確実に保存し、そして活用していくためには、地域住民と民間団体、行政が一体となって取り組む必要があるが、河越館跡の保存と活用を支える地域住民や民間団体といったサポーターの裾野が広がっていない点は課題であり、それを改善する取り組みを行う必要がある。

- ・河越館跡に関わる民間団体が市内で活動しているものの、そうした団体との連携ができていない。市民と行政の協働による河越館跡の保存と活用を実現する上で解決すべき課題である。
- ・サポーターが主体的に活動する上で、河越館跡の利用に関するガイドラインを作成する必要がある。

(7) 自治体間の連携・交流事業

- ・自治体間の連携・交流事業は現在に至るまで実施していない。しかしながら、県内には鎌倉時代や戦国時代の史跡が点在しており、それらを有機的に結びけることは河越館跡に対する理解の促進につながり、その魅力をさらに高めるものとなる。そのため、自治体間の連携・交流事業の実現と、河越館跡を含む県内の史跡を結んだ見学ルートを設定することが必要である。

以上のことに加え、ターゲットを意識して河越館跡の各種事業を実施してきたとはいえない点も課題である。

第 5-2 表 活用の現状と課題

内 容	現 状	課 題
(1) 河越館跡の日常的な活用	・ A・Bゾーンを児童の通学路として利用。 ・ 幅広い年齢層が日常的に利用。	・ 通学路であるBゾーンの整備と活用。
(2) 情報発信	・ 川越市立博物館と川越西文化会館で小規模に河越館跡出土遺物を展示。 ・ 2000年と2010年に川越市立博物館で河越館跡の企画展を実施。 ・ 河越館跡のパンフレットを作成し、文化財保護課窓口で配布。 ・ 川越市HPで河越館跡と史跡公園を紹介。 ・ 依頼を受けて講座・史跡解説を実施。	・ 川越市立博物館と川越西文化会館の展示のさらなる充実を図る。 ・ 定期的な展示会等の開催。 ・ パンフレット配布場所の増加。 ・ 様々なSNSの媒体を用いた多面的な情報発信。 ・ 市教委の主催による講座等がない。
(3) 河越館跡での各種事業	・ 毎年河越流鏑馬を開催し、地元の民俗芸能保存会による踊りも披露。 ・ 隣接小学校の持久走大会や高齢者によるグラウンドゴルフ大会を開催。	・ 市教委主体の事業を河越館跡で行っていない。
(4) 学校教育における河越館跡の活用	・ 依頼を受けて河越館跡隣接小学校で出前授業を実施。	・ 市内の各小中学校を対象とした河越館跡の学習機会を設ける。
(5) 河越館跡の保存・活用を支えるサポーター	・ 「河越館の会」が2010年に設立され、勉強会やシンポジウムを開催。	・ 民間団体といったサポーターの裾野が広がっていない。 ・ 民間団体との連携ができていない。 ・ 河越館跡の利用に関するガイドラインの整備。
(6) 自治体間の連携・交流事業	未実施。	・ 自治体間の連携・交流事業の実現と、河越館跡を含む県内の史跡を結んだ見学ルートの設定。



第 5-4 図 国指定史跡河越館跡史跡公園パンフレット



写真 5-1 流鏝馬の実演



写真 5-2 鯨井の万作保存会による踊り



第十一回

河越流鏝馬

— Archery on horse back —

令和6年 11月 9日 |土|

国指定史跡 河越館跡

埼玉県川越市上戸192-2ほか

12:00~13:00 民俗芸能

13:00~13:30 出陣式

13:30~14:30 流鏝馬行事

15:00~16:00 体験乗馬会

※ 当日の天候等の都合により、一部変更になることがあります。

※ 体験乗馬会は有料です。

河越流鏝馬実行委員会事務局
(川越市教育委員会文化財保護課)
☎ 049-224-6097
8:30~17:15
(土・日・祝日を除く)

[主催] 河越流鏝馬実行委員会
川越市教育委員会

[協力] 上戸小校区8自治会
上戸自治会
鯨井自治会
上戸芸能保存会
鯨井の万作保存会
小江戸川越観光協会
川越市文化財保護協会

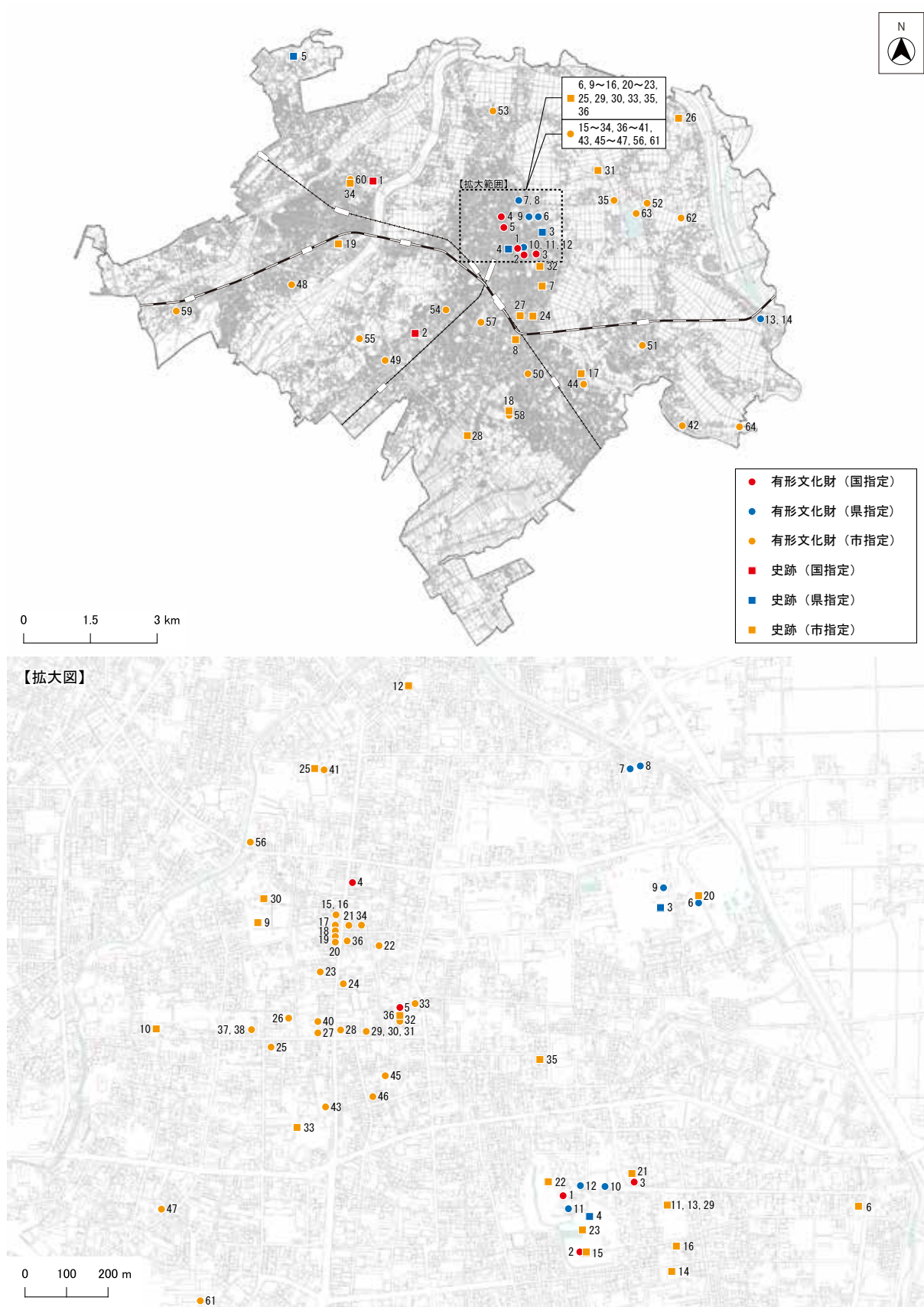
[演武] 倭式騎馬會

雨天決行、荒天中止

川越市 HP



第 5-5 図 河越流鏝馬のチラシ



第 5-6 図 川越の文化財マップ

第 5-3 表 川越の文化財マップ (No. 対応表)

No.	有形文化財（建造物）	No.	史跡
1	喜多院 （客殿 附渡廊下、書院、庫裏 附玄関・玄関広間・渡廊及び接続室、慈眼堂 附厨子、鐘楼門 附銅鐘、山門 附棟札）	1	河越館跡
2	東照宮 （本殿 附宮殿（円形厨子）、唐門、瑞垣、拝殿及び幣殿、鳥居、隨身門 附棟札）	2	山王塚古墳
3	日枝神社本殿 附宮殿	3	川越城跡
4	大沢家住宅	4	厩応の古碑
5	旧山崎家別邸 附茶室・供待	5	大堀山館跡
6	三芳野神社社殿及び末社蛭子社・大黒社 付明暦二年の棟札1枚	6	小仙波貝塚
7	氷川神社本殿 付造営関係文書4冊	7	仙波氏館跡
8	八坂神社社殿	8	鳥頭坂
9	川越城本丸御殿及び家老詰所	9	岩田彦助の墓
10	喜多院番所	10	安井政章の墓
11	喜多院慈恵堂	11	西川練造の墓
12	喜多院多宝塔	12	川越夜戦跡
13	古尾谷八幡神社社殿 付享保七年銘棟札1枚	13	高林謙三の墓
14	古尾谷八幡神社旧本殿 付天正五年銘棟札1枚	14	松平周防守家廟所
15	旧小山家住宅（店蔵、添屋）	15	松平大和守家廟所
16	旧小山家住宅（住居棟、一番蔵、二番蔵、三番蔵、便所棟、稲荷社、門及び塀）	16	中院
17	平岩・矢萩両家住宅（旧平岩・水飼両家住宅）	17	新河岸川河岸場跡
18	小谷野家住宅	18	砂久保障場跡
19	宮岡家住宅	19	牛塚古墳
20	原家住宅	20	三芳野神社
21	滝島家住宅	21	日枝神社
22	福田家住宅	22	喜多院
23	小島家住宅	23	東照宮
24	小林家住宅	24	愛宕神社古墳
25	塩野家住宅	25	水戸藩十九烈士埋葬の地
26	松本家住宅	26	舟塚古墳
27	松崎家住宅	27	浅間神社古墳
28	山崎家住宅	28	赤沢仁兵衛の墓
29	山崎家住宅	29	小河原家の墓
30	山崎家住宅（文庫蔵・便所）	30	横田家の墓
31	山崎家住宅みそ蔵	31	志誠の墓
32	原田家住宅	32	三変稲荷神社古墳
33	田口家住宅	33	運饗尼の墓
34	時の鐘	34	上戸日枝神社境内
35	薬師神社	35	永島家住宅（旧武家屋敷）
36	服部家住宅	36	原田家住宅
37	山下家住宅		
38	山下家住宅（内蔵）		
39	岡家住宅		
40	田中家住宅		
41	広済寺金毘羅堂及び常什物一式		
42	蓮光寺総門		
43	吉田家住宅		
44	斎藤家住宅		
45	旧川越織物市場		
46	旧栄養食配給所		
47	宮澤家住宅		
48	的場八幡神社本殿		
49	南大塚菅原神社本殿・拝殿 付建地割図1点、造営関係文書2点、万延元年棟札1枚		
50	砂新田春日神社本殿		
51	木野目稲荷神社本殿 付嘉永5年棟札		
52	鴨田八幡神社		
53	山田八幡神社本殿 付元禄10年棟札		
54	寿町白山神社本殿		
55	大袋白髭神社本殿		
56	元町2丁目六塚稲荷神社本殿 付文政2年棟札1枚		
57	新宿氷川神社本殿		
58	砂久保稲荷神社本殿 付天保14年棟札1枚		
59	笠幡白鬚神社本殿		
60	上戸日枝神社本殿		
61	埼玉県立川越女子高等学校明治記念館		
62	笹原門樋		
63	沼口門樋		
64	三軒家樋管		

第3節 整備

Ⅰ. 第1期整備事業の検証

(1) 平成12年度策定『史跡河越館跡整備基本計画』の概要

- ・川越市の貴重な文化財である河越館跡を保存するとともに、展示施設を併設して積極的な活用と総合的な保全を図る。
- ・継続的な発掘調査により館跡の歴史を解明していくとともに、調査成果を生かした整備を行い、館跡の魅力化を図る。
- ・館跡を特徴づける堀、土塁等を整備し、館の様子がわかりやすくすると共に、特徴的な遺構整備により、400年にわたる『場の連続性』を体験できる場とする。
- ・館跡の環境や立地を生かしながら、川を介在したウォーキング等の市民にとって身近で多様な楽しみが持てる場とする。
- ・「鎌倉街道上道整備活用総合計画」等の関連計画を生かし、県内城跡ネットワークの拠点として、幅の広い活用ができる場とする。

(2) 平成12年度策定『史跡河越館跡整備基本計画』の検証

- ・展示施設は隣接する上戸小学校の空き教室を借用して休日のみ利用できる展示施設としていたが、令和3年度より川越西文化会館の図書コーナーの一角へ展示を移動した。
- ・第2期整備範囲の大部分を継続的に発掘調査し、整備に必要な情報収集を行った。
- ・『場の連続性』を体験できる場とするためには、第1期整備範囲だけでは不十分である。
- ・立地と環境を生かした市民の主体的な活動の場とすること、他市町村と連携した広域活用の実施については、史跡整備の途中ということもあり着手できていない。

(3) 『河越館跡史跡整備基本設計報告書』と基本方針

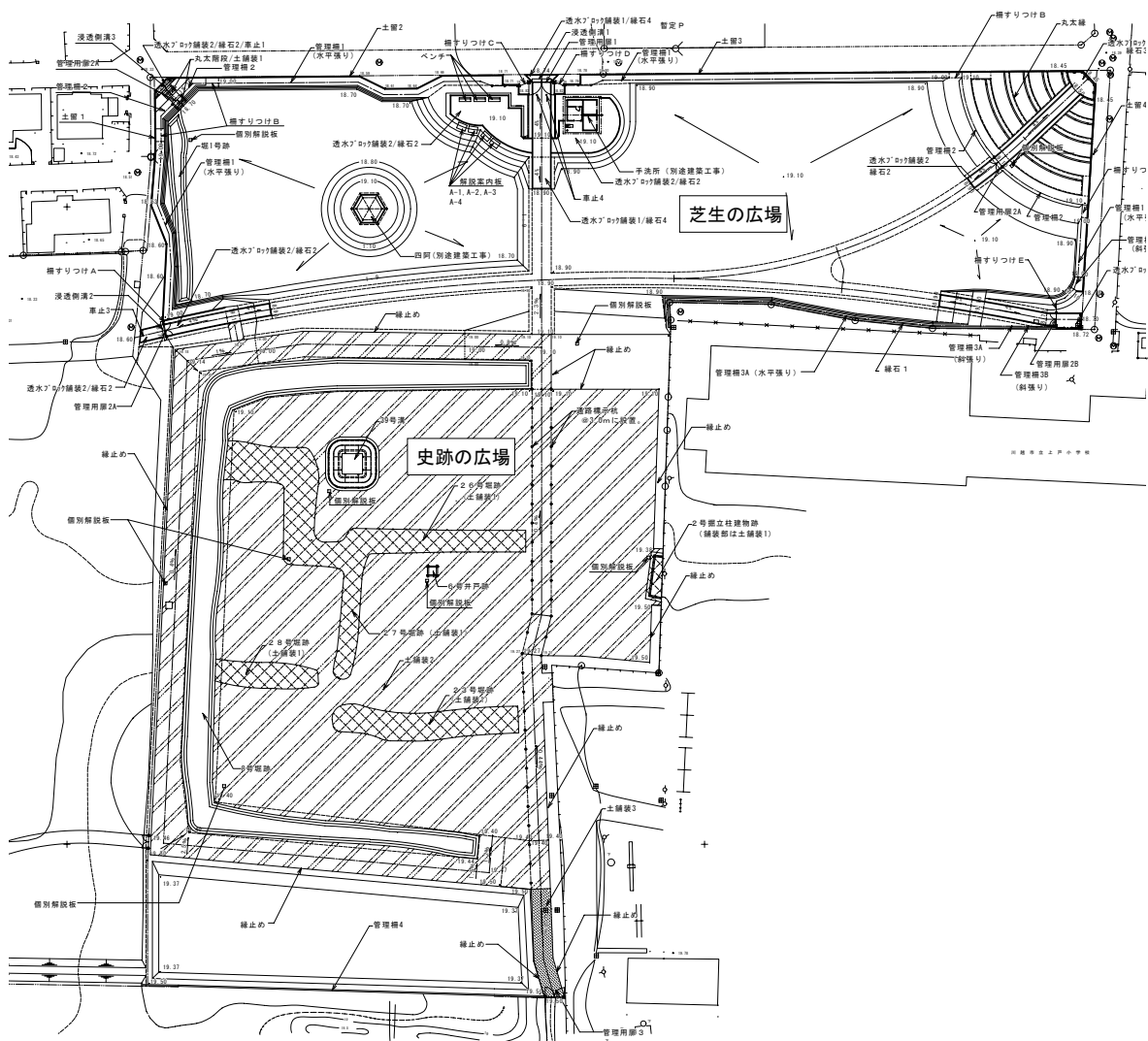
- ・【テーマ】：「関東武士の館を想像・体験できる史跡河越館跡」
- ・【整備目標】
 - 恒久的な保存を図ると共に調査成果を生かしたわかりやすい整備を図る。
 - 歴史的な環境を生かした地域住民の憩いの場とする。
 - 400年にわたる時間との交流が図れる場。
 - 一帯を地域の歴史散策の拠点とする。
- ・【遺構復元の対象時期】：国史跡としての指定理由を鑑み、第1期の史跡整備では、「河越氏の時代」の遺構を中心に復元した。一方で、河越館跡は複数の時代にわたって跡地が利用され続けた点も特色の一つである。よって、河越氏の時代以外の遺構についても一部を整備対象に含めた。その際に遺構の年代について見学者へ誤解を与えないために、河越氏の時代の遺構とは異なる整備手法を選択した。

II. 第1期整備範囲の現状

- (1) 芝生広場 A-1 ゾーンは公園的な利用を想定し、芝生広場内にトイレ・東屋・休憩用ベンチ・史跡解説サインを配し、植栽の一部に河越館の歴史と関係が深いチャノキを採用した。エリア西側に河越氏時代の堀跡（堀1号）を復元した。
- ・ 供用開始後、東屋の柱や解説サインの盤面に傷をつけられた箇所がある。解説サインのひとつはサインの上に貼った修正図版がひび割れ、内容が非常に読みにくくなっている。
 - ・ 上戸小学校の通学路として使用する箇所など、芝生が部分的に剥げてしまっている箇所がある。
 - ・ 植栽の育成は概ね順調だが、史跡北東隅のチャノキは地下茎が遺構を壊さぬよう下に防根シートを入れているため、発育はやや不良である。
- (2) 史跡の広場 A-2 ゾーンは強風時に土ぼこりを立てない仕様の土舗装を施し、発掘調査で検出された遺構を復元表示しているエリアである。
- ・ 河越氏の屋敷区画の一部である8号堀跡は、堀肩の土地舗装が風化作用により崩れ、砂利で表現した堀底を埋めてしまっている。施工時の制約で設けた目地板の箇所が豪雨時には水道となり、崩落が加速したと思われる。また、土舗装には雑草が繁茂し、景観を損ねている。
 - ・ 6号井戸跡は、地上部の木製井戸枠に傷や塗装の剥がれが見られる。
 - ・ 塚状遺構とその周溝として整備された39号溝跡は、周溝部分が風化作用で崩れ、半ば埋まっている。塚の上部に盛った土舗装については、豪雨の際に舗装が流失し、下のコンクリートが見えてしまっている。
 - ・ 2号掘立柱建物跡は柱の位置に2種類の金属プレートを設置して建物を平面的に表現したが、プレートの一部が外れ、失われてしまっている。
 - ・ 硬質の土系舗装で平面表示し、立体的に復元した他の復元遺構との差別化を図っている山内上杉氏時代の堀跡は、経年劣化によりいくつかのひび割れが見られる。
- (3) その他
- ・ 柵やフェンス等の外構施設については、特に大きな破損や劣化は見られず、良好に維持管理されている。
 - ・ 第1期整備範囲は外周部を高く、中心部を低くした盛土計画により、一定量の雨水を貯留し自然浸透させる雨水対策をとっており、良好に機能している。

III. 第1期整備範囲の課題

- (1) それぞれの基本的な方針に問題はないが、その後の活用については第2期整備範囲が未整備であることもあり、十分に活用できているとはいえない状況である。第2期整備が完了しソフト的・ハード的な環境を整えることで、当初設定した方針のもと成果を上げることができると思われる。
- (2) 芝生の広場 市民の憩いの場として活用され、上戸小学校児童の通学路として史跡を体験しながらの登下校を実現できている。一方で芝生のメンテナンスに係る費用が負担になっている。また、解説サインの劣化への対応、発掘調査が進展したことによる解説サインの内容更新などが求められている。
- (3) 史跡の広場 史跡を体験しながらの歴史学習の場として活用されており、文化財担当職員の解説を伴った見学会では、参加者の満足の声が多く聴かれる。しかし現状では個々の復元遺構の解説サインと芝生の広場にある史跡全体の解説サインしか存在しないため、案内なしで史跡を十分に理解できる状況とは言い難く、総合的な理解を助けるガイダンス機能の充実が求められる。



第 5-7 図 第1期整備施設平面図

劣化や破損が見られる復元遺構の幾つかは、日常的な管理体制が整っていれば軽微な破損に留められたものも多く、現状で史跡の管理施設や日常的に管理できる職員が存在しないことは、今後検討する必要がある。

復元堀跡が埋没している状況や広場に雑草が繁茂してしまう状況については、土舗装という整備手法による限界であるため、今後は遺構復元を行う箇所の素材について十分考慮し決定する必要がある。

- (4) その他 史跡周辺に雨水処理のための放流先がないため、第1期整備範囲では場内処理を基本とした計画を採用し、市内で大雨被害があった際でも良好に機能している。第2期整備範囲においても条件は同じであるため、雨水の場内処理を念頭に置いた盛土計画が必要となる。

また、第1期整備段階では史跡内に市道9320号線と市道9331号線が残されている(第5-8図)。このうち現存土塁東側を南北に走る市道9331号線については、史跡の外周整備に伴い付け替えが行われるため、廃道となる計画である。

第5-4表 Aゾーン(第1期整備範囲)における整備の現状と課題

内 容	現 状	課 題
芝生広場	- 公園的な利用を前提に芝生、トイレ、東屋、ベンチを整備。 - 史跡全体の解説サインを設置したが、盤面が老朽化し、内容も最新の研究成果に対応していない。 - 復元整備した堀まで芝生が広がる。 - チャノキ等の植栽を管理。	- 芝生の剥げと管理コスト。 - 解説サインについて、内容を含めた更新が必要。 - 一部の発育不良な植栽への対応を検討。
史跡の広場	- 時期によって表現を変えた堀の復元が、史跡の理解に効果的でない。 - 復元井戸の傷、掘立柱建物跡の柱表示プレートの欠損、立体復元の堀跡・塚状遺構が風化により部分的に埋没している。 - 個別解説サインが老朽化している。 - 土舗装が雑草等で荒れている。	- 今後、遺構表示の方法に再検討が必要。 - 破損、埋没した復元遺構の補修あるいは再整備。 - 解説サインの更新。 - 土舗装の再検討。
河越館跡の普及啓発	- 公民館等での歴史講座、小中学校への出前授業。 「河越館の会」による定期的な勉強会の開催(会場:名細公民館)。 - HPやSNSを通じた情報発信。 - 河越館跡をテーマとした企画展示開催(川越市立博物館)。	- 川越市立博物館による普及啓発活動との協力・住み分け。 - 史跡の歴史解説と史跡見学を一体とした広報事業の開催を定例化する。
その他	- フェンス等の外構施設は良好に維持されている。 - 雨水排水対策として範囲内に雨水を貯留、自然浸透させる盛土計画で施工されている。	雨水排水計画を第2期整備に継承する。



復元した河越氏時代の堀跡



復元堀跡の現状



復元した河越氏時代の塚状遺構



復元塚状遺構の現状



復元した河越氏時代の掘立柱建物



復元掘立柱建物の現状



復元した河越氏時代の井戸



復元井戸の現状

写真 5-3 Aゾーンにおける史跡公園完成時と現状の比較



史跡北側の解説サイン設置箇所



修正フィルムがひび割れた解説サイン（下段写真は上段写真内赤枠部分の拡大）

写真 5-4 劣化した史跡公園の解説サイン

Ⅳ. 第 2 期整備範囲の現状（第 5-8 図）

- (1) 整備対象範囲 第 2 期整備対象範囲（B ゾーン）は、現存土塁を除き、草地として現状保存されている。中木・高木が散在する中、ウッドチップによる通路を敷設し、通学路としても利用されている。土塁上にも高木があるが、一部は弱っており、台風等の自然災害では枝の落下や折れなどが度々見受けられる。
- (2) 景観 宗教法人常楽寺の境内地（D ゾーン）が史跡内南東部に広がっている。常楽寺は河越氏ゆかりの寺院であるため共存しているが、常楽寺墓地を囲むブロック塀が景観阻害要因となっている。また、史跡内に残る市道と電柱、車両の立ち入りを制限するための単管バリケードやロープ柵、史跡保存運動のきっかけとなった昭和 44 年（1969）の住宅建設工事の名残である建物基礎（写真 5-5）等も景観を阻害している。
- (3) サポーターの組織・育成 史跡の第 1 期整備の際に発足し、河越館跡について学ぶ「河越館の会」という愛護団体が存在し、名細公民館の登録団体として活動している。
史跡の維持管理に関わる団体はなく、シルバー人材センターに門扉等の施錠管理を委託している状況である。
- (4) 普及啓発 第 2 期整備予定範囲（B ゾーン）には、土塁南端の手押し信号付近に設置された史跡指定の概要が記された案内板が存在する。来場者が利用できる仮設の駐車場が史跡外の南西隣接地に整備されているものの、付近に来場者用トイレは未整備である（史跡北端、A-1 ゾーンにトイレが設置されている）。
現状では、草地となっている B ゾーンを中心に河越流鏑馬等の普及啓発事業を実施している。歴史講座や屋内での活用事業は史跡内部や史跡付近では実施できないため、座学と史跡の見学・体験が一体となった十分な学習効果が期待できる事業が実施できない状態である。
- (5) その他 河越館跡は周辺に雨水処理のための放流先がないため、自然浸透となっている。

Ⅴ. 第 2 期整備範囲の課題

- (1) 整備対象範囲 遺構を保護するため、第 1 期整備範囲（A-1・A-2 ゾーン）と整合性を持たせた盛土保存計画を行う。既存の樹木については、夏季の日差しを遮る場所が限られていることから極力残していくことが望まれるが、土塁の保護や枝の落下等の危険を避ける必要があることから、残す樹木については十分な検討が望まれる。
また、整備後は既存のウッドチップ敷き均しの通路が使えなくなるため、通学路として利用する上戸小学校との間で、整備時に敷設する通路との間で動線の調整が必要となる。

- (2) 景観 常楽寺とは共存する方向性であるが、境内地内での現状変更等に際し、景観上の制限について協議を行う必要がある。

景観を阻害する道路、電柱等については、可能なものは移設する。撤去の困難な常楽寺墓地のブロック塀等は、目隠しとなる植栽等により修景を行う。

- (3) サポーターの組織・育成 地域住民と民間団体、行政が一体となった活用体制の構築を検討する。また、サポーター団体等の活動や活用事業の拠点となる施設を検討する。

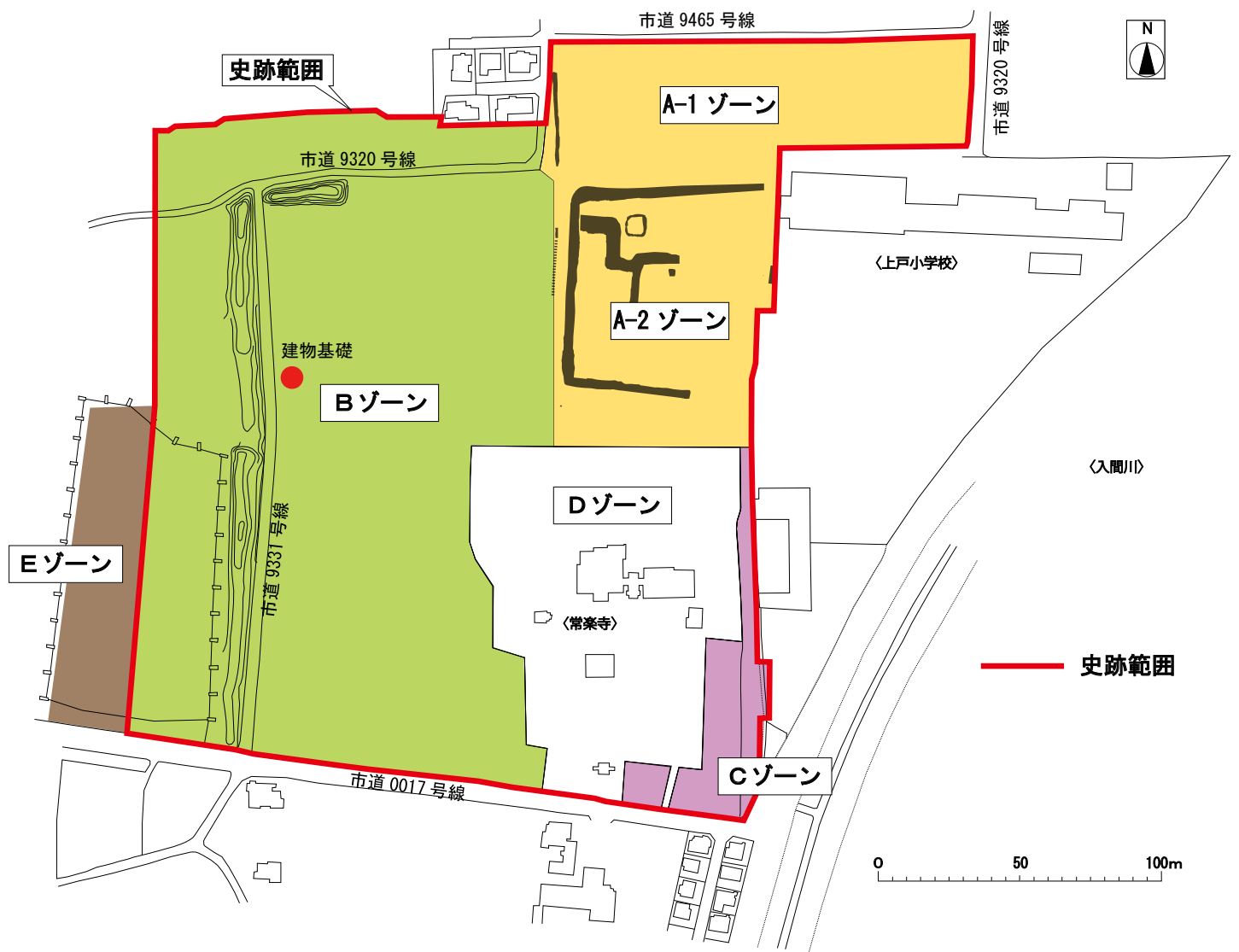
- (4) 普及啓発 河越館跡の複雑な遺構の理解を促すため、ガイダンス機能の強化が必要である。

また、入間川サイクリングロードなどを活用してアクセス方法の向上を図りつつ、史跡見学を主目的とした来場者だけでなく、新たな層の来場者を掘り起こす。そして河越館跡周辺にとどまらず、川越市内全域、あるいは河越氏に関わる他史跡を有する自治体を巻き込んだ広域見学コースの開拓と、市内の各種資源・施設と史跡を結び付けるネットワークの構築を検討する。

- (5) その他 第1期整備範囲も含めた雨水排水計画の検討が必要となる。第1期整備の方針を踏襲し、史跡内の盛土により雨水排水を場内処理できる計画が望ましい。

第 5-5 表 B ゾーンにおける整備の現状と課題

内 容	現 状	課 題
整備対象範囲	・土塁を除き、草地として現状保存。 ・中木・高木が散在。土塁上にも高木があるが、一部は弱っている。 ・ウッドチップによる通学路を敷設。	・遺構の盛土保存計画。 ・植栽の管理。 ・通学路と通路整備のすり合わせ。
景観	・常楽寺墓地を囲むブロック塀。 ・市道と電柱が残る。 ・単管バリケードとロープ柵。 ・建物基礎が残る。	・常楽寺と共存に関する協議を行う。 ・道路、電柱等の移設。 ・植栽等による修景。
サポーターの組織・育成	・河越館跡について学ぶ「河越館の会」が名細公民館の登録団体として活動中。 ・史跡の維持管理に関わる団体はなく、シルバー人材センターに門扉等の施錠管理を委託。	・地域住民と民間団体、行政が一体となった活用体制の構築。 ・サポーター団体の活動や活用事業の拠点となる施設を検討。
普及啓発・活用事業	・史跡全体の案内板が1基のみ。 ・来場者用として史跡外隣接地に仮設の駐車場を整備。トイレはなし。 ・史跡見学会、河越流鏑馬等の普及啓発事業を実施。	・解説サインによるガイダンス機能の充実。 ・入間川サイクリングロードなどを活用したアクセス方法の向上と新規来場者層の掘り起こし。 ・広域見学コースの開拓と、市内の各種資源・施設と史跡を結び付けるネットワークの構築。
その他	・雨水排水等の対策は未実施。	・第1期整備範囲も含めた雨水排水計画の検討が必要。



第 5-8 図 整備のゾーニング



写真 5-5 史跡内に残る建物基礎 (第 5-8 図 ●ドット)

第4節 運営体制

I. 運営体制の現状

- (1) 管理・運営の主体 管理団体は川越市であり、実務を川越市教育委員会が担う。
- (2) 川越市河越館跡整備検討委員会 史跡の保存・活用・整備のための検討をする委員会である。今回の保存活用計画の策定や内容についても当委員会で諮られている。
- (3) 川越市文化財保護審議会 教育委員会の諮問に応じ、文化財の指定の追加及び解除に係る事項の調査・審議を行う組織である。また、保存や活用についての事項を調査・審議し、総合的見地から教育委員会へ答申を行う。今回の保存活用計画についても当審議会で報告している。

II. 運営体制の課題

河越館跡の管理団体は川越市であり、実務は川越市教育委員会文化財保護課が行っている。常勤職員は課長以下、事務職員 11 名（うち学芸員資格取得者 8 名）である。川越市は指定文化財が多く、埋蔵文化財の調査も年々増加傾向にあることから、人員不足が懸念される。

河越館跡が史跡として登録・保存されるきっかけとなったのが、地域住民による保存運動であった。これに象徴されるように、河越館跡を将来にわたって保存するために地域住民の主体的な取り組みは欠かせないものである。そのため、地域住民・民間団体と連携・協働した運営体制の構築を検討する必要がある。

第6章 史跡河越館跡の保存と活用に関する大綱と基本方針

第1節 大 綱

「かわごえ」の地名ゆかりの地である河越館跡とその本質的価値を守り伝える。そのために適切な保存管理を行うとともに、地域社会や関連する様々な地域の歴史遺産と連携した積極的な活用計画を継続的に実施し、河越館跡の魅力を広く全国へ発信する。

第2節 基本方針

I. 史跡を将来にわたって確実に保存し継承するための適切な保存

国民共有の財産である史跡の本質的価値を損なうことなく恒久的に保存するために、史跡内での掘削を伴う土木工事を極力制限する。また、土塁の保存などの課題についても解消に向けた検討を行う。

II. 史跡を理解するための整備・サイン計画の推進

史跡の整備にあたっては、史跡の管理コストや活用での利用を踏まえたうえで本質的価値をわかりやすく伝えるための整備手法を検討し、史跡内外の環境や動線を鑑みたサイン計画に基づき、効果的な内容と配置のサインを整備する。

III. 地域社会が一体となった活用の積極的な推進

河越館跡の保存と活用を実践する人材の育成及び活動拠点の整備、民間団体と連携した活用事業の実施、地域の歴史・魅力を学べる場の創出、学校教育への活用などを通じて、地域社会が一体となった活用に積極的に推進する。そのために河越館跡に対する理解を深めるための継続的な調査・研究を行い、その成果を積極的に発信する。

IV. 史跡の本質的価値を活かした学習と活用につながる整備の推進

河越館跡の本質的価値で示した特徴を学習し、そして活用するための整備を行う。具体的には、河越館跡の中で唯一地上に残る土塁の保護を図った上で顕在化を行う。

V. 持続可能な史跡管理

持続可能な史跡管理を実現するために、地権者（常楽寺）、地域住民、民間団体、研究者、関係行政機関との連携と協働を強化する。

第 7 章 史跡河越館跡の保存管理

第 1 節 基本方針

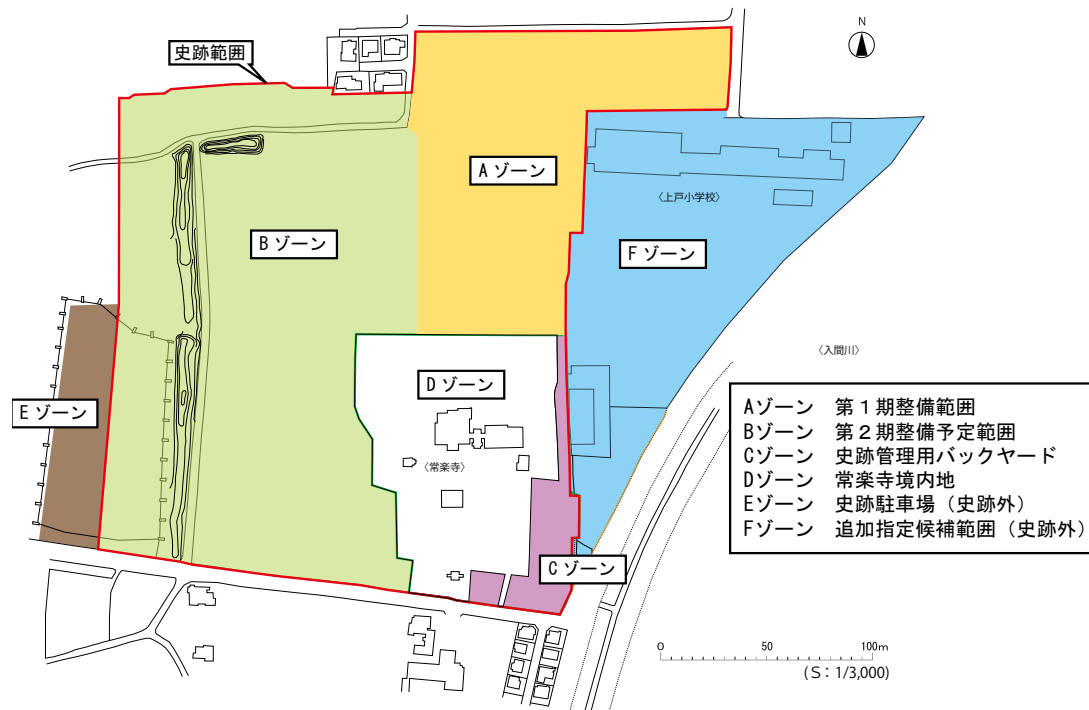
史跡を将来にわたって確実に保存し継承するために、保存管理の基本方針を次のように設定する。

- (1) 史跡の適切な保存管理
- (2) 関係する部署や国・県との連携
- (3) 地元関係者・市民との協働
- (4) 周辺環境の保全

第 2 節 方法

1. 史跡指定地内における現状変更の取扱い方針と取扱い基準

- ・現状変更を行う場合は、原則として現状維持（同一規模・同一位置・同一深度内での変更）を図り、周囲の景観・環境等に配慮する。
- ・現状変更を許可する場合でも、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は文化財保護課職員による立会）を実施する。
- ・各ゾーン（第 7-1 図）における現状変更の取扱い方針は以下の通りであり、現状変更の取扱い基準は第 7-1 表にまとめた。
 - (1) A ゾーンの取扱い方針 公有化・史跡整備が完了している A ゾーンについては、整備後の環境維持に努める。
 - (2) B ゾーンの取扱い方針 公有化が終了し、今後第 2 期整備を予定している B ゾーンについては、整備工事が実施されるまでの間、遺構等に影響がないように環境保全に努める。
 - (3) C ゾーンの取扱い方針 公有地化が終了しているが、史跡としての整備を行わず、史跡のバックヤードとして現況保存としている C ゾーンについては、遺構等に影響がないように環境保全に努める。
 - (4) D ゾーンの取扱い方針 公有化対象ではなく、宗教法人常楽寺の境内地である D ゾーンについては現況保存とする。ただし、常楽寺境内における現状変更については現状維持（同一規模・同一位置・同一深度内での変更）を原則とするが、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、宗教活動への影響がないよう配慮する。



第 7-1 図 保存管理対象エリア（A～F ゾーン）

第 7-1 表 史跡内における現状変更の取扱基準

地区区分及び基準 現状変更内容		A ゾーン	B ゾーン	C ゾーン	D ゾーン	適用 ※史跡への影響がないまたは影響 が軽微であることを条件に許可
建築物	新築	×	×	×	△	寺院関連施設のみ
	増・改築	×	×	×	○	寺院関連施設、戸建住宅等
	取り壊し	○	○	○	○	寺院関連施設、戸建住宅等
工作物	掘削 あり	新設	○	○	○	復元建物・解説サイン・東屋等
		改修・更新等	○	○	○	
		撤去	○	○	○	
	掘削 なし	新設・改修・ 更新等	○	○	○	物置、イベントに伴う看板等
		撤去	○	○	○	
立木・竹	植樹・移植・伐採	△	△	△	△	・遺構への配慮を条件に許可 ・腐朽や災害による倒木など危 険箇所の撤去
地形改変	地盤改良等	×	×	×	×	
その他	保存目的調査	○	○	○	○	

○：可/△：条件付きで可/×：不可

II. 史跡指定地外における取扱い方針と取扱い基準

- ・史跡指定地外で現状を変更する、あるいはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地内であれば文化財保護法 93 条・94 条に基づいて取り扱う。
- ・ただし、史跡指定地内と同等の価値を有する遺構等が確認された、あるいは存在が想定され、史跡と密接な関係性を有する範囲については、遺跡の保存を前提とした方針・基準を設定する。
- ・各ゾーンにおける取扱い方針・取扱い基準は以下の通りである。

(1)E ゾーンの手扱い方針(第 7-2 表) 史跡西側に隣接する史跡用駐車場である E ゾーンは公有地であり、史跡の保存・管理・活用に資する建築物に限り建設を行う。

第 7-2 表 史跡外 E ゾーン（駐車場等）における取扱基準

地区区分 土木工事等内容		E ゾーン	適用	
建築物	新築	△	・ 史跡の保存・活用に資する建築物に限る。 ・ 取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる（着工前に試掘調査を実施、遺構が確認された場合は遺構の保護あるいは発掘調査による記録保存を行う）。	
	増・改築	△	取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。	
	取り壊し	○		
工作物	掘削 あり	新設	△	・ 取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。
		改修・更新等	△	・ 軽易あるいは狭小な工事の場合、文化財保護課職員立会のもと工事を実施する。
		撤去	△	
立木・竹	植樹・移植・伐採	△	・ 取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。 ・ 掘削範囲が狭小の場合は文化財保護課職員による工事立会に対応する。	
地形改変	地盤改良等	△	取扱いは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。	
その他	保存目的調査	○		

○：可/△：条件付きで可/×：不可

- (2) F ゾーンの取扱い方針（第 7-3 表） 史跡東側に隣接する上戸小学校の敷地である F ゾーンは、史跡と密接な関係性を有する範囲であるため、遺跡の保存を前提とし、将来的に国史跡の追加指定を検討する。小学校地内における土木工事については現状維持（同一規模・同一位置・同一深度内での変更）を原則として上戸小学校および関係機関と協議するが、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、学校活動への影響がないよう配慮する。

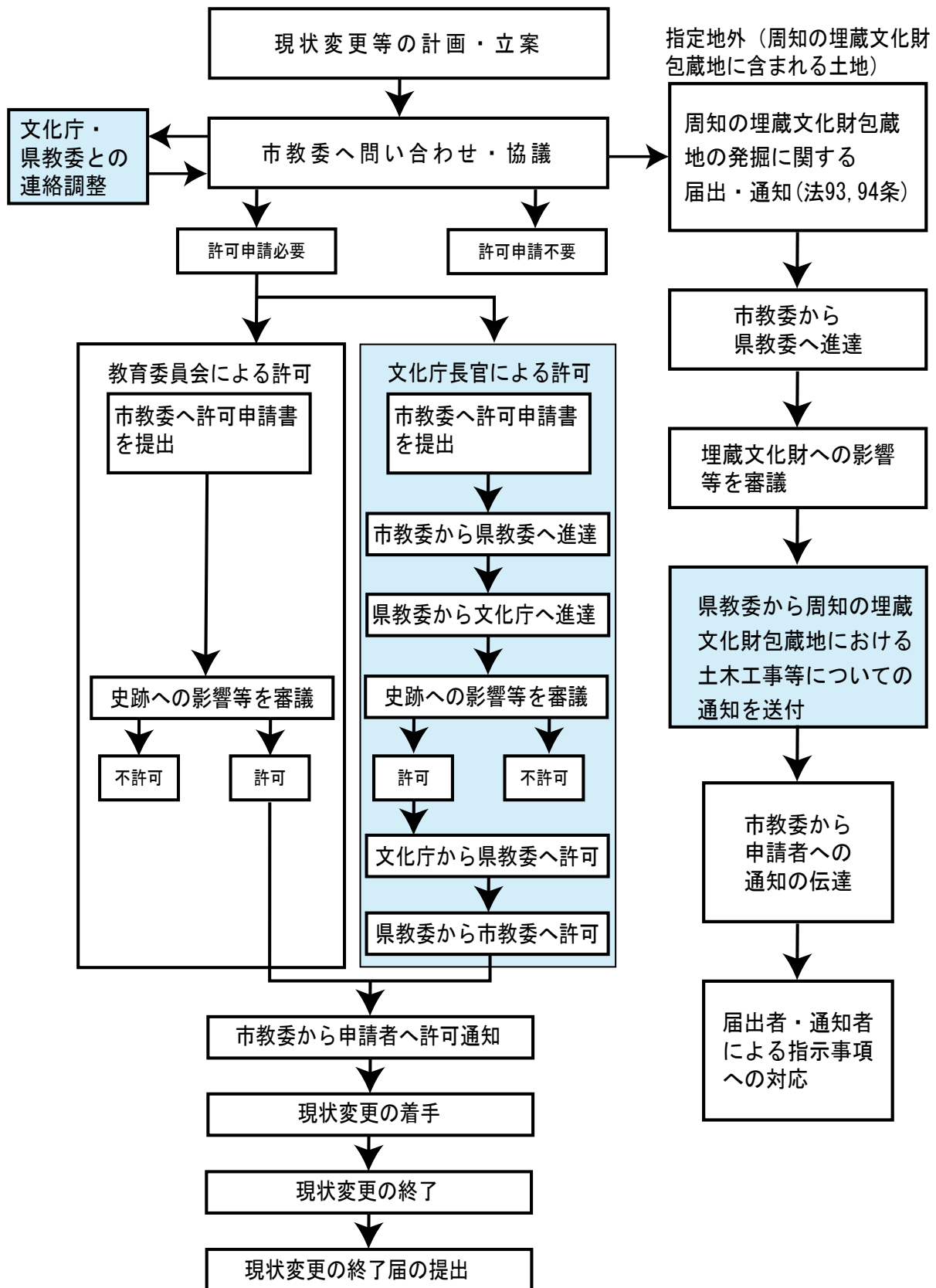
第 7-3 表 史跡外 F ゾーンにおける取扱基準

土木工事等内容		地区区分	F ゾーン	適用
建築物	新築		△	・学校施設に限るが、将来的に史跡の追加指定を検討すべき地域であるため、新規の建築及び地下の遺構に影響を与える工事は避けるように管理者と協議する。 ・史跡の景観に配慮したデザインを要請する。
	増・改築		△	地下の遺構に影響を与える工事は避けるように管理者と協議する。
	取り壊し		○	
工作物	掘削 あり	新設	△	地下の遺構に影響を与える工事は避けるように管理者と協議する。やむを得ない理由により軽易あるいは狭小な土木工事を行う場合、文化財保護課職員が立会う。
		改修・更新等	△	
		撤去	△	
立木・竹	植樹・移植・伐採		△	新規の植樹は許可しない。
地形改変	地盤改良等		△	取扱いとは周知の埋蔵文化財包蔵地に準じる。
その他	保存目的調査		○	

○：可/△：条件付きで可/×：不可

- (3) G ゾーンの取扱い基準（第 7-4 表） 史跡指定地の周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地である G ゾーンについては、「埼玉県埋蔵文化財事務処理要綱」に基づき対応し、可能な限り現状保存を図るとともに、確認調査を実施して河越館跡関連遺構の有無を把握する。河越館跡に関連する重要な遺構等が確認され、特に必要と認められる場合は、国史跡の追加指定を検討する。

- (4) 史跡の追加指定について F ゾーンおよび G ゾーンについては、河越館跡と密接に関連する遺構等が確認された場合は史跡の追加指定を検討する。特に F ゾーンは史跡と密接な関係性を有する範囲であるため、適切なタイミングで追加指定に向けた範囲内容確認調査を実施する。



第 7-3 図 現状変更等の許可申請フロー

III. 防災・減災

河越館跡は入間川による浸水想定区域内にあり、家屋倒壊等氾濫想定区域から近いことから、防災に関する注意が必要とされる地域である。河越館跡の隣にはすでに指定避難所及び指定避難場所である上戸小学校があること、避難先の選択肢を増やすことは緊急時に混乱をきたす原因になりかねないことから、河越館跡に防災拠点や避難施設の機能を持たせることは想定していない。

河越館跡は現状で雨水排水を自然浸透で場内処理する盛土整備が行われており、未整備範囲の大部分も草地であることから雨水が自然浸透しており、広大な史跡が大雨時の近隣への浸水被害を防ぐ一翼を担っている。一方、台風時には立ち枯れした土塁上の高木が倒れる、あるいは枝が落下するなど、土塁へのダメージだけでなく史跡内を通行する者への危険が想定される。

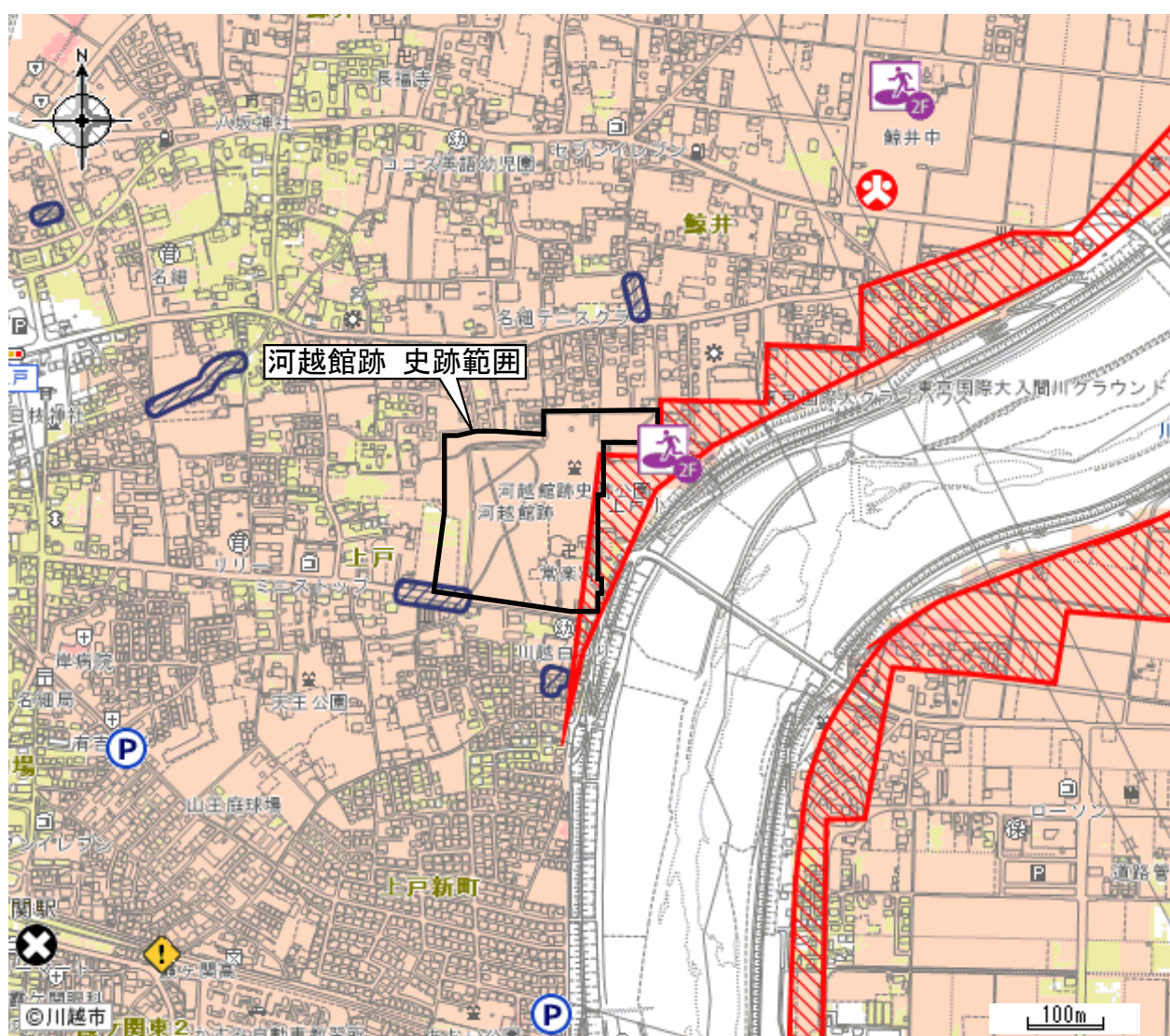
よって、第2期整備にあたっては第1期整備の雨水処理計画を踏襲し、史跡周辺の減災に努めるとともに、史跡内の植生調査により危険樹木を把握し、計画的な伐採やゾーニングにより樹木に起因する危険を未然に防ぐこととする。

非常災害のために必要な応急措置の実施に関しては、文化財保護法第125条（第1項但し書き）、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」が根拠となる。なお、許可不要の場合においても、国・県に報告する必要がある。以下、非常災害時における保存管理への対応については、第7-5表にまとめた。

第7-5表 非常災害時における保存管理への対応

想定される緊急事態		行為の内容	現状変更等の許可の有無・対応
毀損防止への緊急的な備え	豪雨・水害・台風からの被害防止	・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）立ち入り禁止案内・柵の設置 ・崩落の恐れのある土塁等へのシートの設置 ・土のう等の設置による応急的な雨水ルートの確保	・許可不要（維持管理行為）
		・恒久的な雨水排水対策工事	・文化庁長官の許可
	整備工事の過程での被害防止	・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）防護柵等の設置 ・遺構露出部分などへのシートまたは土のうの設置	・許可不要（維持管理行為）
毀損からの復旧	土砂の流出入	・毀損拡大防止のシート、土のう設置等 ・通路等に流入した土砂の撤去	・許可不要（非常災害のために必要な応急措置）
		・流出箇所の復旧 ・防災対策工事	・文化庁長官の許可
	遺構の毀損・法面の崩落	・毀損拡大防止のシート、土のう設置等 ・毀損した崩落箇所の復旧 ・防災対策工事	・許可不要（非常災害のために必要な応急措置） ・文化庁長官の許可
	地震・暴風雨等による倒木等	・倒木の除去	・許可不要（維持管理行為）
		・危険樹木の伐採	・許可不要（非常災害のために必要な応急措置）
		・危険樹木の伐根	・文化庁長官の許可

なお、川越市内では平成末期から令和にかけて、台風に伴う集中豪雨の被害が確認されている。河越館跡の場合、隣接する入間川の最高水位について、令和元年の台風第19号で3.63 m、直近の令和6年8月29～30日の集中豪雨で3.41 mを計測した(いずれも小ヶ谷観測所)。また時間最大雨量は、同台風第19号で33.5mm、同令和6年8月29～30日の集中豪雨で30.0mmを計測している(いずれも川越市役所雨量計による)。これらの集中豪雨では史跡東側の史跡管理用バックヤード(Cゾーン)の南側に雨水が溜り、倉庫が浸水するなどの影響が出ている。この場所は河越館跡周辺の洪水ハザードマップにおいても家屋倒壊等氾濫想定区域に該当しており(第7-4図)、今後の保存・管理においても特に注意が必要となってくる。



凡例

- | | | | |
|---------|------------|-------------|----------|
| 2階以上使用可 | 警察署・交番・駐在所 | 消防署・分署 | 水位観測所 |
| アンダーパス | 排水ポンプ施設 | ~0.5m | 0.5~3m未満 |
| 3~5m未満 | 5~10m未満 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 道路・水路 |

第7-4図 河越館跡周辺の洪水ハザードマップ (1/10,000)

第 8 章 史跡河越館跡の活用

第 1 節 基本方針

第 5 章第 2 節で示した課題を踏まえ、河越館跡の活用について次のような基本方針を定める。

- (1) 第 2 期整備事業の推進
- (2) 河越館跡の多面的な情報発信
- (3) 河越館跡を含む地域の歴史・魅力を学ぶ場の創出
- (4) 学校教育に対する河越館跡活用の推進
- (5) 河越館跡の保存・活用を支えるサポーターの養成
- (6) 自治体間の連携・交流事業の推進

第 2 節 活用の主体と方法

史跡の活用を進めるにあたり、当面は川越市文化財保護課を主体として事業を展開する。整備及び活用事業の進捗に合わせ、庁内の関係課（博物館等）も主体的に参加を促す方向で検討する。また、将来的には民間事業者による活用を検討する。併せて史跡サポーターや地域住民、小中学校等、段階的に対象を拡大する。

活用の方法については、活用効果を高めるために対象とするターゲットを整理し、それを意識した事業を実施する必要がある。そこで、ターゲットを第 8-1 図のように整理し、それに応じた活用事業を実施する。

- (1) 第 2 期整備事業の推進
 - ・小中学生の通学路として利用されている B ゾーンの整備を行うことで、河越館跡を体感できるような活用を推進する。
 - ・河越館で使用されていた道路を通路として復元整備し、通学路としても利用する（第 8-2 図）。
- (2) 河越館跡の多面的な情報発信
 - ・川越市立博物館の展示 博物館には観光客や授業の一環で小中学生が来館するため、博物館と連携してより魅力的な展示内容になるよう見直すことで、第 1・4 ターゲットに対する効果をさらに高める。
 - ・定期的な展示会・講座・講演会の開催 第 3 ターゲットを主な対象として、河越館跡の存在を周知し、本質的価値に対する理解を深めるための巡回展示会・講演

会・講座を定期的に開催する。

- ・シンポジウムの開催 第3・4ターゲットを主な対象とする講座・史跡解説・シンポジウムを開催する。シンポジウムには学識経験者を招き、河越館跡と関連する最新の研究成果を伝えることで、河越館跡を市内外に広く周知し、その理解も深める。
- ・パンフレットの配布 第3・4ターゲットを対象とする。第3ターゲットに向けては市内の各公共施設にパンフレットを配布し、第4ターゲットに向けては市内各所の観光案内コーナーに河越館跡のパンフレットを配布して河越館跡の周知を図る。
- ・SNS等を用いた情報発信 『川越市刊行アンケート調査報告書 令和4年【2022年1月～12月】』によると、川越市に対する認知方法の約25%がインターネット系であることから、第4ターゲットへの情報発信手段として効果的と考えられる。川越市のホームページや公式SNS（Social Network Service）を活用し、史跡の様々な情報を積極的に発信する。

(3) 河越館跡での各種事業の実施

- ・史跡めぐりツアーの開催 第1～2ターゲットを主な対象として、河越館跡とその周辺の文化遺産を学ぶツアーを開催する。
- ・体験事業の開催 河越館跡の歴史的特性を活かし、第1～3ターゲットを主な対象として鎧着用体験や喫茶体験といった体験事業を実施する（第8-3図）。
- ・京姫輿入れ再現事業の開催 第1～4ターゲットを対象に、源義経のもとに嫁いだ京姫の輿入れを再現した事業の開催を検討する。実施にあたっては文化財保護課・博物館での共催も検討する。
- ・第1～3ターゲットを主な対象として、河越流鏑馬と同日に地域の伝統芸能等を実演・公開しており、引き続きこうした実演・公開の場として河越館跡を活用する。

(4) 学校教育における河越館跡活用の推進

- ・出前授業 第1ターゲットを対象として、市内の小中学校へ史跡の魅力を伝える出前授業を行う。併せて学校教員と協力して史跡に関連する学習プログラム（YouTube映像等）の作成や、教員を対象とした研修などを行う。
- ・地域副読本の記事の拡充 第1ターゲットを対象として、小学校社会科副読本『かわごえ』に河越館跡を題材とする記事の拡充を図ることで、史跡や地域の歴史に対する興味・関心を引き起こし、郷土に対する愛着や文化財保護に対する意識向上を図る。

(5) 周遊のモデルルートの設定

- ・河越館跡をより魅力的なものとし、地域住民や観光客の理解が深められるようにするために、第8-4・5図のように設定した。第8-4図は第1ターゲットを主な対象としたもので、徒歩での移動ルートを設定した。第8-5図は第2～4ターゲッ

トを主な対象とし、シェアサイクル（自転車）・自家用車・公共交通機関を利用した移動ルートを設定した。

(6) 河越館跡の保存・活用を支えるサポーターの養成

- ・サポーターの養成 第1～3ターゲットを主な対象として、上記の各種イベントをとおして河越館跡の保存と活用を支えるサポーターを募る。
- ・既存団体との連携 市内で活動する歴史系団体（第3ターゲット）と連携を図る。
- ・将来的にサポーターと共にイベントを開催することで連携を深め、地域社会が一体となった活用を推進する。

(7) 自治体間の連携・交流事業の推進

- ・第4ターゲットを対象として、県内の城館跡、あるいは河越氏とゆかりのある文化財や歴史遺産を有する自治体と連携した見学会や交流事業を行い、川越市内にとどまらない広域の活用事業を展開する。対象とする城館跡等については、おおむね第8-6図の範囲とし、以下に列記した事例のように連携事業のテーマと連携先を設定する。

例 [秩父平氏一族が築いた館]

連携先候補：秩父市（秩父氏館跡）・嵐山町（大蔵館跡）・深谷市（畠山氏館跡）
・嵐山史跡の博物館（菅谷館跡）

[中世の喫茶文化を学ぶ]

連携先候補：入間市博物館 ALIT・中院・慈光寺 など

[山内上杉氏が築いた城館跡群]

連携先候補：嵐山町（杉山城跡）・寄居町（鉢形城）・本庄市（五十子陣）など

- ・河越館跡の関連遺跡や文化財めぐりのルートを検討する（第8-6図）。ルートの主導線周辺に存在する各自治体の文化財等については、副導線としてルートに組み込み、紹介する。

例 [山内上杉氏ゆかりの城をめぐる]

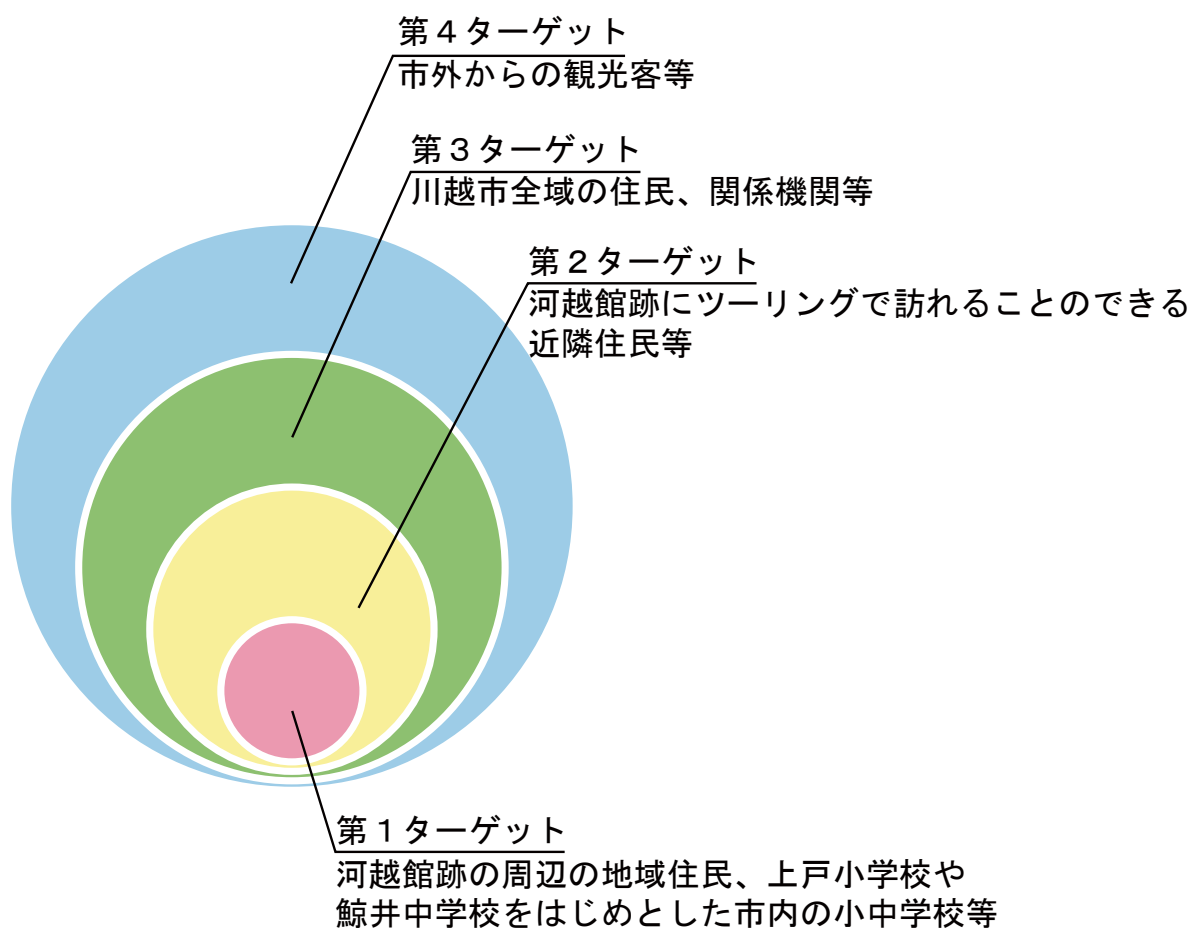
河越館跡（上戸陣）—杉山城跡—鉢形城跡

[中世の街道を歩く]

河越館跡—上戸日枝神社（新日吉社）—鎌倉街道堀兼道（市民の森第1号）
—大堀山館跡

[河越氏のルーツをたどる]

河越館跡—葛貫—鎌倉街道上道—大蔵館跡—菅谷館跡



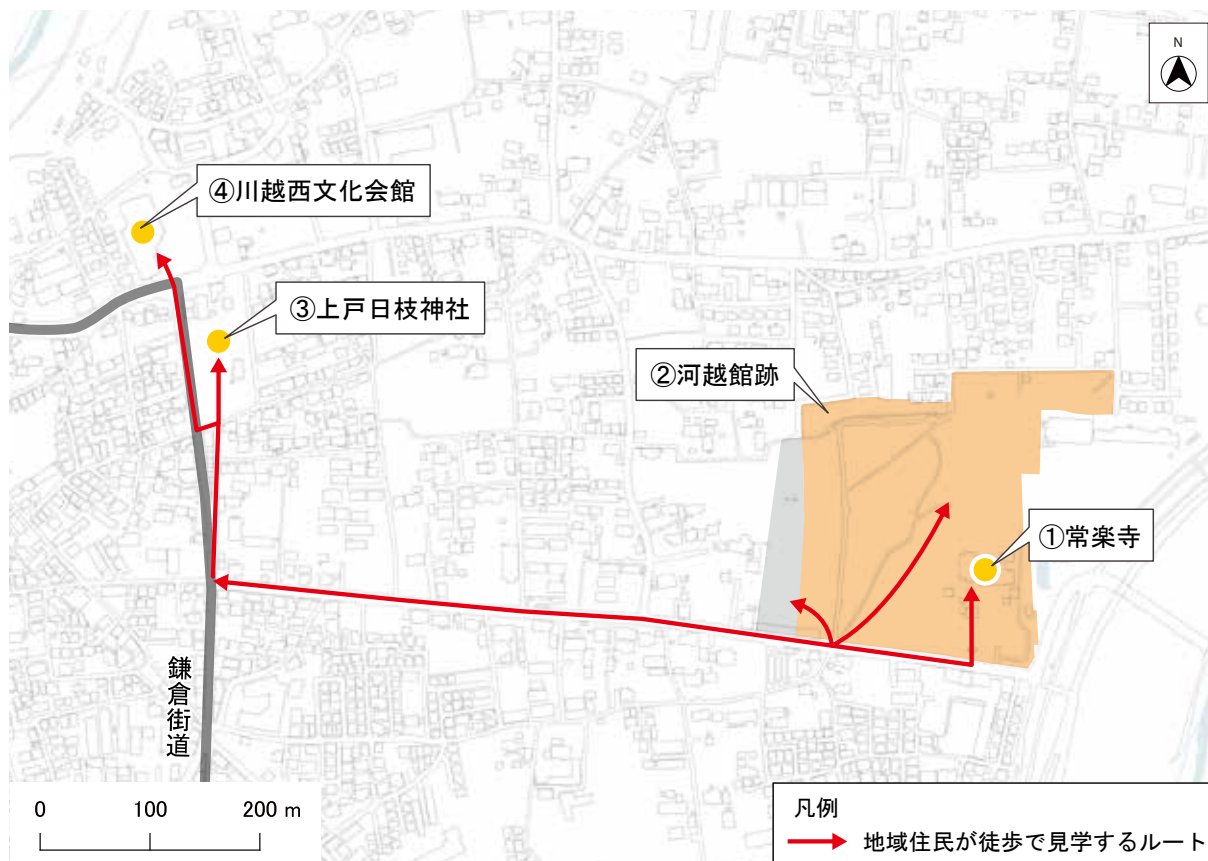
第 8-1 図 活用事業のターゲット



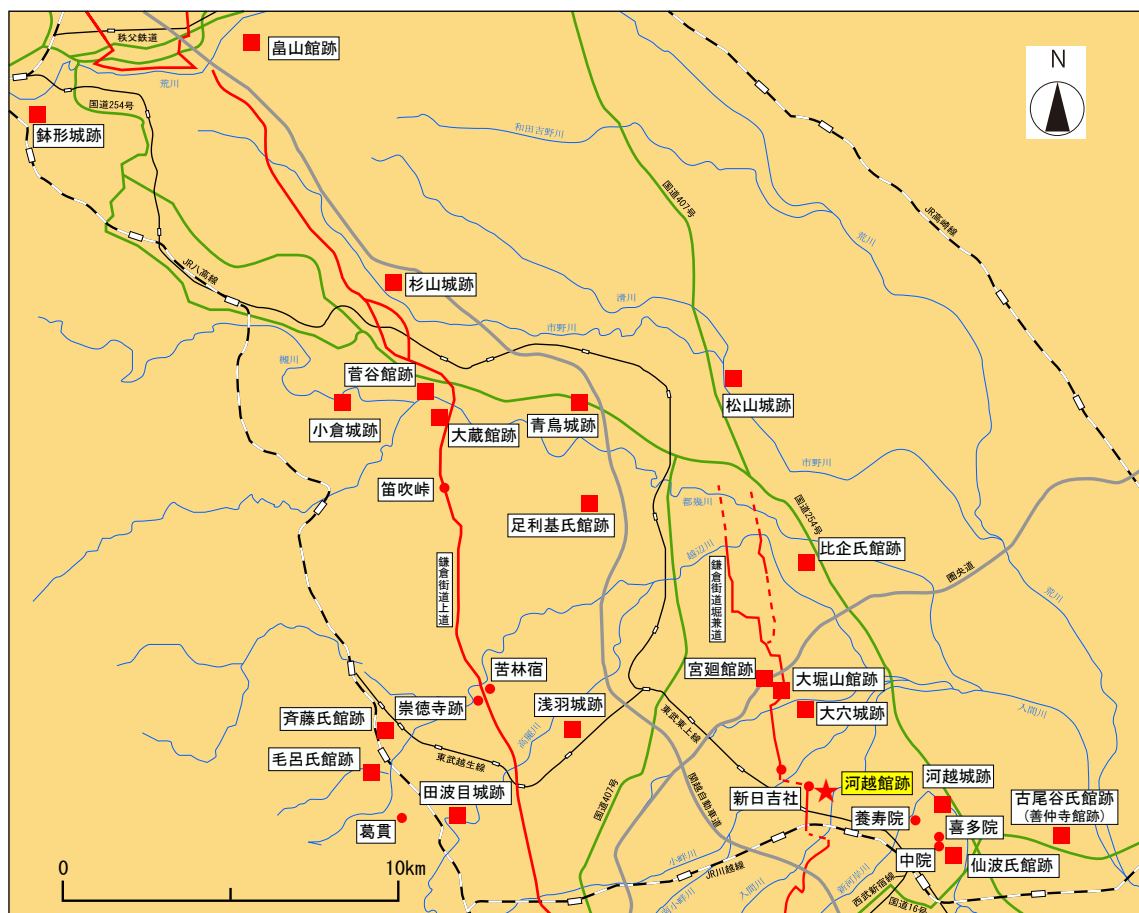
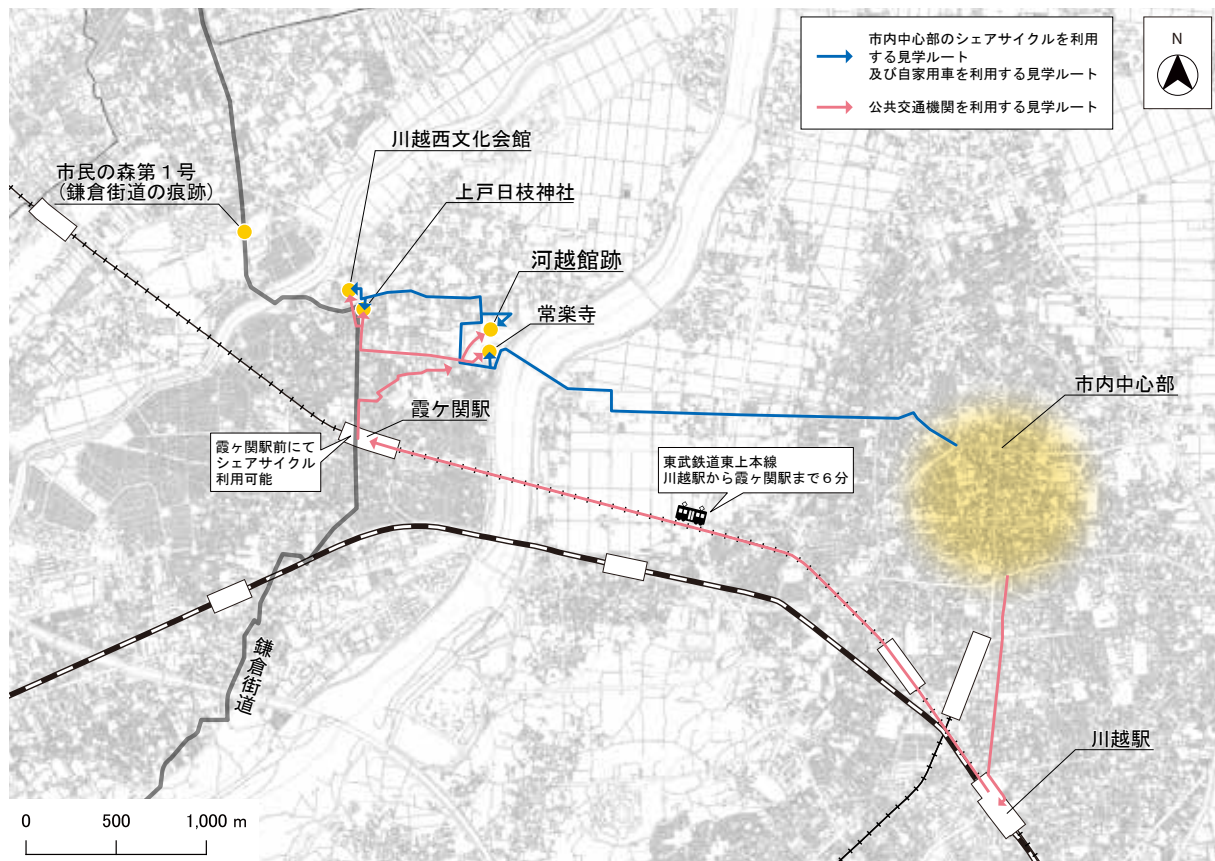
第 8-2 図 日常的な史跡活用のイメージ（復元した道路を利用して登校する児童）



第 8-3 図 イベントでの活用イメージ（鎧着用体験参加者の記念撮影）



第 8-4 図 徒歩による見学ルート



第9章 史跡河越館跡の整備

第1節 基本方針

「整備基本計画」と「整備基本設計報告書」が作成されたのは20年以上前であり、これに基づく第1期整備事業も行われたが、その後文化財保護行政をめぐる情勢は大きく変化している。そのため、過去の計画を基盤としつつも、この変化に対応した整備の基本方針を改めて設定する。

- (1) 河越館跡の本質的価値を伝え、「館」を体験できる整備を行う。
- (2) 郷土の歴史を学び、地域の魅力を発信する空間としての拠点整備を行う。
- (3) 河越館跡が恒久的に保存・活用されることを目指した整備を行う。
- (4) 周辺の各種資源や市街地関連施設とネットワーク化を目指した整備を行う。

第2節 方法

- (1) 河越館跡の本質的価値を確実に保存・継承し、伝えるために、地下の遺構・遺物への影響を防止する盛土等の施工により保存に十分なクリアランスを確保したうえで整備を行う。構造上十分な盛土が困難な箇所については、立ち入り制限等の部分的なゾーニングにより保存を図る。
- (2) 整備の方向性を踏まえたゾーニングに基づいて整備を行った第1期の整備計画を踏襲することを基本とし、史跡の本質的価値や地形等の諸条件を考慮しつつ改めてゾーニングを行う。
- (3) 河越館跡の本質的価値を構成する要素は複数の時代にまたがっているものの、全ての時代を整備対象とすると史跡の理解に混乱をきたす恐れがあるため、河越館跡の史跡指定理由及び第1期整備の方針を鑑み、河越氏が館を構えていた時代（本書第3章「Ⅰ．平安時代末期の河越館」「Ⅱ．鎌倉時代～南北朝時代の河越館」参照）の遺構に主眼を置いた遺構の整備を検討する。
- (4) 複数の時代にわたって利用された河越館跡は、様々な遺構が重複して検出されるなど、史跡の本質的価値を伝えることが容易ではない。そのため、遺構解説にはAR（拡張現実）・VR（仮想現実）等の先端技術の活用も検討する。なお、より具体的な整備手法・整備内容は整備基本計画の策定時に決定する。
- (5) 河越館跡の本質的価値を構成する出土資料については、現在も展示を行っている川

越市立博物館や川越西文化会館でのサテライト展示を拡充する方向で、効果的な活用を検討する。

- (6) 河越館跡周辺は入間川による浸水想定区域内にあり、家屋倒壊等氾濫想定区域に近い点を踏まえ、雨水排水の防災・減災に向けた整備を行う。併せて台風時の倒木や枝の落下等を未然に防ぐため、計画的伐採を含めた植栽等管理計画を立てたうえで整備を行う。

第3節 整備の内容

Ⅰ. 整備のゾーニングと整備内容（第9-1図、第9-1表）

- (1) 【Aゾーン】 第1期整備が行われたAゾーンは、市民の憩いの場である芝生広場のA-1ゾーン、河越氏時代の堀や井戸、山内上杉氏時代の堀等の復元整備を行った歴史を学ぶ空間であるA-2ゾーンで構成されている。第2期整備では、以下の改修整備を含めた方向性を検討する。

① A-1ゾーン（芝生広場）

- ・ 北側中央トイレ付近の解説サインに劣化・退色・傷等が見られるため、解説サインの補修及び解説内容の更新を検討する。
- ・ 芝生の侵食により西側の復元堀跡が埋もれているため、改修を検討する。
- ・ 整備時の盛土中に配置した各種植栽のうち、刈込・選定・施肥等が必要なものについてメンテナンスを行う。

② A-2ゾーン（遺構復元広場）

- ・ 園地の風化等で埋没している復元堀跡（8号堀跡）、豪雨により土が流出してしまった塚状遺構、柱穴表示プレートが欠損している掘立柱建物跡表示、外装が傷つき退色した復元井戸跡の井戸枠について、それぞれ必要な補修を検討する。
- ・ A-1ゾーン同様に、遺構個別の解説サインに劣化・退色・傷等が見られるため補修及び解説内容の更新を検討する。
- ・ 広場を構成する土舗装に雑草が繁茂するなど荒れた状態であるため、土舗装のメンテナンスを実施する。

- (2) 【Bゾーン】 平坦で開けた空間であることを活かし、史跡の学習だけでなく、憩いの場やイベント等の会場としても利用可能な、多機能広場として整備する。

Bゾーンは現存する土塁の東側を中心に、河越館跡の本質的価値に関わる遺構が検出されている。以下、整備の対象となりうる遺構について、多機能広場としての利用に支障のない手法での整備を検討する。

① 整備の対象となりうる遺構

- ・ 堀区画 布掘り基礎の堀区画を整備する。堀の上部構造及び高さについては発掘

調査成果から明らかになっていないため、整備計画では立体的な復元を行うか否かを含め、慎重に判断する。

- ・生垣による区画 発掘調査で検出された生垣跡からは植えられた植物の樹種や高さはわからないが、後述する道路遺構とセットになる重要な遺構であるため、整備対象とした。
 - ・道路遺構（兼通路） 道路遺構は塀区画・生垣と併せて理解する必要があるため、塀区画・生垣と併せた整備をするとともに、公園利用者の通路としても利用する。通路については、道路遺構とは別に史跡公園利用のために動線を設定した通常の通路も併せて整備する必要があるため、解説サインによる明示、外観や素材等による通常の通路との差別化を図る。
 - ・土塁 盛土による保護を行う。市道隣接箇所等の盛土による保護が困難な場所に関しては、立ち入り制限等の部分的なゾーニングで保護する。また、土塁上の既存樹木は老木・古木が多く、台風等の災害時には倒木や枝の落下の危険があるだけでなく、倒れる際に土塁を毀損する恐れがあるため、植栽の調査を行ったうえで、整備時に計画的に伐採を行う。
- (3) 【C ゾーン】 本質的価値に関わる遺構が検出されておらず、史跡公園としても活用が困難なエリアである。これまでは史跡管理のバックヤードとして現況のまま利用してきたため、第2期整備においても同様の利用を継続し、整備は行わない。
- (4) 【D ゾーン】 宗教法人常楽寺の境内地である。常楽寺は河越館跡の本質的価値を構成する要素の一つであるため、現状を維持しつつ共存していく。
- (5) 【E ゾーン】 史跡の南西部に隣接し、史跡の範囲外に仮設駐車場として整備されている公有地である。第2期整備にあたっては史跡の活用資する便益施設として、大型バスが進入可能な舗装された駐車場としての整備を行う。

II. その他施設整備

(1) 盛土

- ・史跡の遺構保存のため、盛土施工後に他の整備を行う。
- ・第1期整備同様に史跡外周部が高く、史跡中央部が低くなる勾配で盛土を行い、雨水を史跡内の自然浸透で場内処理可能な形態に整備する。

(2) 多機能広場の整備

- ・憩いの場としての利用、イベント等での活用を想定した多目的広場の整備を行う。
- ・広場の素材については、利用の便だけでなく施工コスト・維持管理コスト等の諸要素を鑑みて、芝生、あるいは舗装材の使用を検討する。

(3) サイン整備

- ・史跡の状況や遺構の位置、動線計画を鑑みたサイン計画の元、整備した遺構には個別の解説サイン整備を検討する。サインの手法については、AR・VR等の先端

技術の採用を検討する。

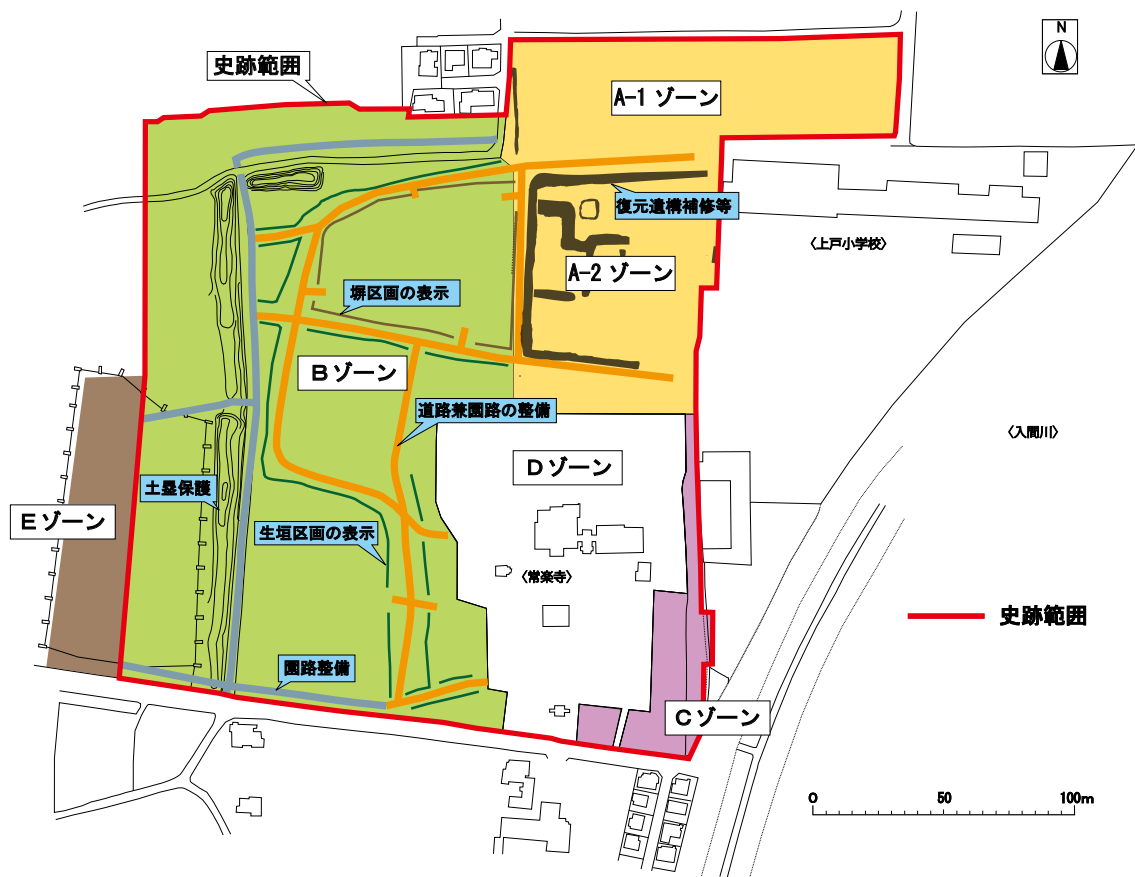
- ・サイン計画には史跡外に配置された史跡へのアクセスを補助する各種サイン（方向指示、案内地図等）も対象とし、内容と設置個所の再検討を行う。

(4) 便益施設の整備（B・Eゾーン）

- ・動線計画に基づいた通路を設定し、外周部はなるべく出入りを阻害しない仕様を検討する。併せて夜間の防犯措置として、街路灯の設置を検討する。電源確保や史跡盛土内での配線が困難な場合、ソーラー発電による街路灯を検討する。
- ・休憩用の東屋とベンチの設置を検討する。東屋については、利用者に復元遺構であると誤解されないように、現代的な形状・外観を検討する。具体的な設置位置については、整備基本計画の中で決定する。
- ・史跡南西部、史跡外の公有地にある砂利敷きの仮設駐車場について、舗装した史跡専用駐車場に整備する。併せて駐車場内に見学者用トイレの設置を検討する。
- ・歴史講座や体験型ワークショップ等の史跡活用事業を実施する拠点、史跡サポーター等の活動拠点とするための活用拠点施設について、必要性を含めて検討する。

(5) その他

- ・史跡周辺の各種資源や市街地関連施設とのネットワーク化を図るために、川越市観光に関連するアプリや情報誌などへの積極的な情報発信を行う体制を整備し、一体的な観光資源として機能するよう取り組む。また、川越市内の文化財とネットワーク化したアプリなども開発・整備を検討する。



第 9-1 図 整備のゾーニング

第 9-1 表 整備のゾーニングと整備内容

地 域		整備方針	整備内容等
第 1 期 整備範囲	A-1ゾーン	整備後劣化箇所 の補修	・解説サインの補修、更新の検討 ・復元堀跡の補修の検討 ・植栽のメンテナンス
	A-2ゾーン	整備後劣化箇所 の補修	・復元堀跡の補修の検討 ・井戸枠の補修の検討 ・塚状遺構の補修の検討 ・掘立柱建物表示の補修の検討 ・解説サインの補修、更新の検討 ・土舗装のメンテナンス
第 2 期 整備範囲	Bゾーン	・遺構表示 ・外構整備 ・環境整備	・堀区画の復元表示 ・生垣の復元表示 ・道路遺構兼通路の整備 ・土塁の保存整備 ・解説サイン整備 ・東屋、ベンチ等の便益施設設置 ・通路及び街路灯の整備 ・芝生あるいは舗装による広場整備 ・盛土工事
	Cゾーン	現状維持	(史跡管理用バックヤード)
	Dゾーン	現状維持	(常楽寺境内地)
	Eゾーン (史跡外)	便益施設整備	・駐車場整備 (活用拠点施設については検討を行う)



第 9-2 図 河越館跡史跡公園完成イメージ鳥観図

第 10 章 史跡河越館跡の運営体制

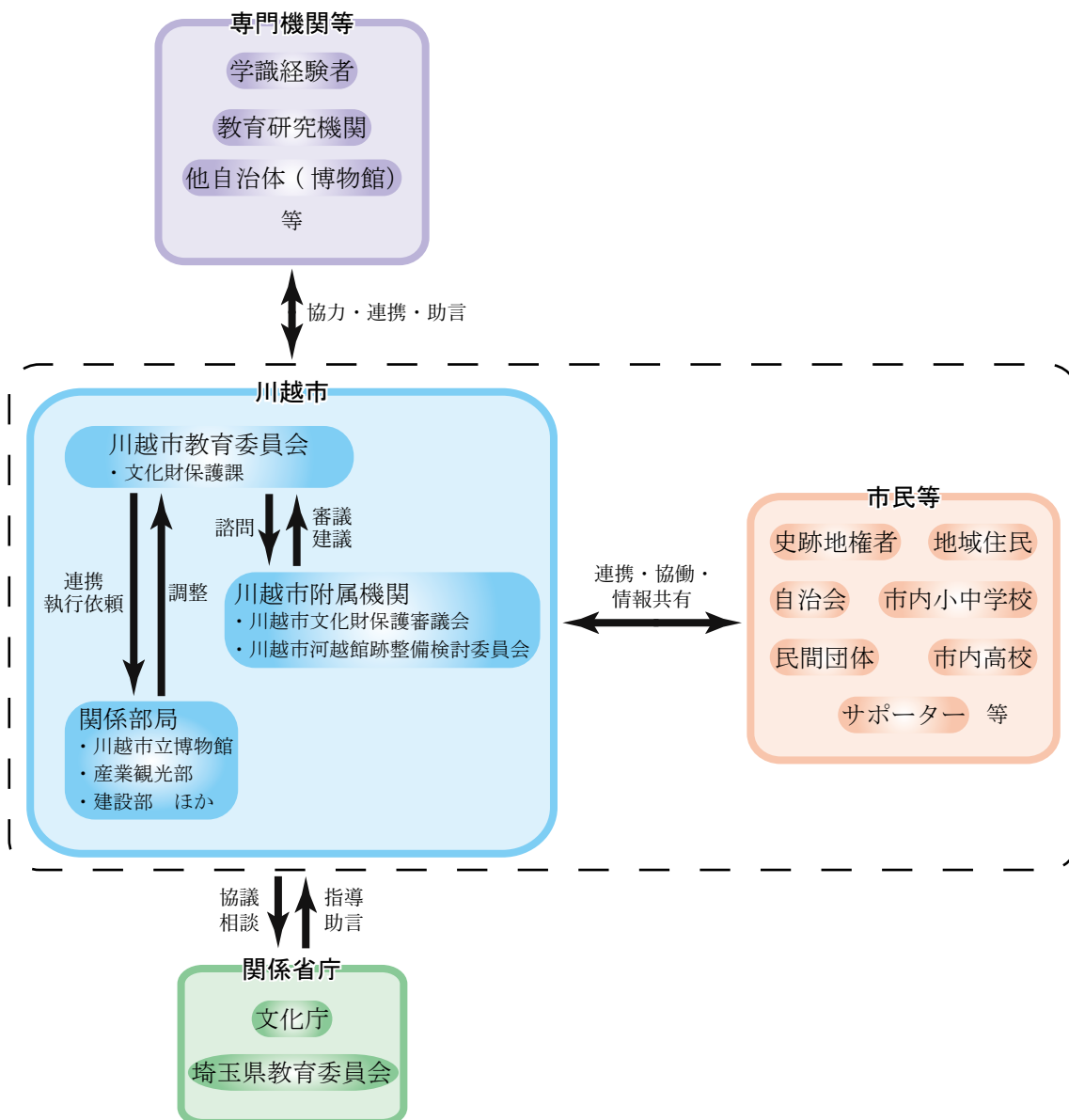
第 1 節 基本方針

河越館跡の保存管理、活用、整備を実施するための運営体制は、次の基本方針に基づいて構築する。

- (1) 河越館跡の管理団体である川越市を主体とする管理運営体制を構築する。
- (2) 地域住民と市内で活動する民間団体、そして史跡の土地所有者と連携・協働する運営体制の構築を目指す。
- (3) 文化庁、埼玉県教育委員会をはじめ、周辺自治体と連携した運営体制を構築する。

第 2 節 方法

- (1) 史跡の管理団体として、川越市は文化財保護法と本計画に基づき、史跡の土地所有者らの理解と協力を得て、史跡全体を適切に管理運営する。実務は、川越市教育委員会が担い、史跡の管理に必要なサイン等の設置、地権者による地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、史跡の災害時の応急措置や復旧の実務も、管理団体である川越市が主体的に行う。
- (2) 土地所有者・地域住民・民間団体との連携・協働 史跡の土地所有者と密接な連携を図り、史跡にふさわしい景観保全に努める。また、河越館跡を将来にわたって保存し活用するためには、地域住民・民間団体等との連携・協働が不可欠なため、地域住民や市内の民間団体との連携・協働を図るための体制を構築する。体制構築のためにアンケートや説明会、ワークショップなどの手法を通して定期的に意見や提案のくみ上げを行う。
- (3) 保存管理・活用の体制づくり 庁内各部署との連携を強化し、文化庁・埼玉県教育委員会・他自治体（博物館）・関連機関等の指導・助言・連携により、行政による史跡の保護体制の充実を図る。



第 10-1 図 運営体制のイメージ

第 11 章 保存管理と活用指針

これまで提示してきた保存活用計画の方針について、今後どのように実施するのか、短期と中・長期に分けて示す。

第 1 節 短期計画【令和 7 年度（2025）～令和 11 年度（2029）】

I. 保存管理

- (1) 遺構の保存管理 土塁や復元遺構等の点検チェックリストを作り、定期的な巡視により毀損等の被害が生じないように注意する。
- (2) 日常管理 安全で快適な見学環境を維持するため、定期的の下草刈り等を実施する。併せて古木化・老木化している樹木の点検やハチ等の害虫対策を計画的に実施する。
- (3) その他 史跡内に共存する宗教法人常楽寺の宗教活動に配慮し、境内地の管理や現状変更等については適切な助言・指導を行う。また、史跡整備完了後に史跡公園の完成式典を実施する。

II. 活用指針

- (1) 普及啓発 河越館跡の現地説明会や歴史講座を通じて普及啓発に努める。また、これまで 11 月頃に開催されてきた河越流鏑馬を当面の間継続し、広場空間を活かした活用を推進する。
- (2) 情報発信手段 川越市ホームページや SNS の活用、川越市立博物館と連携した展示等を企画する。

III. 調査研究

第 2 期整備基本計画策定に向け、過去の発掘調査成果を改めて検討し、整備につなげる。また、河越館跡と同時期の遺跡や他史跡の整備事例等、情報収集に努める。

IV. 整備

- (1) 保存活用計画 令和 6 年度策定。概ね 3 年ごとに保存活用計画の見直しを行う。
- (2) 第 2 期整備基本計画 令和 7 年度から令和 9 年度にかけて、第 2 期整備の基本計画を検討・策定する。
- (3) 第 2 期整備基本設計 基本計画策定後、令和 10 年度に第 2 期整備基本設計を検討・

策定する。

- (4) 第 2 期整備実施設計 基本設計を受け、令和 11 年度に実施設計を行う。
- (5) その他 第 1 期整備範囲を中心に、老朽化・破損した施設・設備（復元遺構を含む）について、具体的な取組を行う。

V. 運営体制

- (1) 川越市 文化財保護課が担当課として史跡整備事業を推進する。文化財以外の専門的な事項については関係機関の助言・指導を仰ぐ。また、活用拠点施設の整備・設置について、そして供用開始後の史跡の管理体制について庁内で検討する。情報発信・普及啓発については、観光課・博物館等と連携する。
- (2) 河越館跡整備検討委員会 第 2 期整備の整備基本計画及び基本設計の内容について検討する。年 1 回以上開催する。整備終了後の委員会の存続や位置づけ等については、整備終了までに方向性を検討する。
- (3) 文化庁・埼玉県 河越館跡の保存・活用・整備について、必要な助言・指導を行う。
- (4) 市民参画の推進とサポーターの育成 市民参画の推進、サポーターの育成について、関係機関と協力して推進する。

第 2 節 中・長期計画【令和 12 年度（2030）～令和 21 年度（2039）】

短期計画で挙げた事業の継続及び発展的な実施を行う。整備については第 2 期整備工事を実施する予定だが、第 1 期整備範囲との整合性を担保しつつ、第 1 期整備成果の振り返りの結果を反映させた整備を行う。整備が終了し供用開始した後は、川越市が適切に保存・管理し、郷土の新たな宝として整備地を積極的に生かした活用事業を展開し、魅力を伝えていく。

第 3 節 進捗管理

本計画の推進と実現に向けて検討した事項の実施及び達成状況把握のため、第 11-1 表でまとめた実施計画の達成度及び課題について、概ね 3 年ごとに第 11-2 表の項目について点検する。なお、点検結果については河越館跡整備検討委員会及び文化庁・埼玉県等の関係機関と協議・検討を行い、今後の計画の見直しに反映させる。

第 11-1 表 施策の実施計画

区分	施策	短期					中期					長期				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)	令和19年度 (2037)	令和20年度 (2038)	令和21年度 (2039)
保存 管理	遺構の保存管理	点検・エレクトロネットの作成・点検実施								史跡公園管理方針を策定し 日常管理へと移行						
	日常管理	下草刈り・樹木点検・害虫対策					整備 工事		史跡公園管理方針を策定し 日常管理を実施							
	その他	常楽寺境内地の管理について助言・指導							★史跡公園完成式典							
活用	普及啓発	歴史講座	現地説明会	歴史講座	現地説明会	歴史講座			歴史講座と現地説明会を隔年開催							
	情報発信	ホームページ・SNS（随時更新）					工事情報発信	★博物館展・シンポジウム								
調査 研究	調査成果検討	整備につながる情報収集等							史跡の活用につながる調査研究							
	保存活用計画															
	第2期整備基本 計画															
	第2期整備基本 設計															
	第2期整備実施 設計															
	整備工事															
	活用拠点施設 整備報告書	片内調整（活用拠点施設の整備・設置等）														
運営 体制	川越市	片内調整（整備条件、供用開始後の管理体制等）														
	河越館跡整備検討委員会	改選	改選	改選	改選	改選	改選		※整備終了後の存続・位置づけは未定							
	文化庁・埼玉県								整備に際する助言・指導							

第 11-2 表 進捗管理チェックリスト

区分	観察項目	観察時期（概ね3年ごと）				
		2027	2030	2033	2036	2039
保存 管理	史跡指定地内の遺構・遺物は確実に保護されているか	○	○	○	○	○
	災害等に対する対応は迅速にできているか	○	○	○	○	○
	史跡境界の適切な管理ができているか	○	○	○	○	○
	適切な植栽管理ができているか	○	○	○	○	○
	ナラ枯れ等の虫害への対応ができているか	○	○	○	○	○
	大木や古木等、危険樹木の把握と対策はとれているか	○	○	○	○	○
	復元遺構について、適切に維持管理できているか	○	○	○	○	○
	園内の施設・設備について、適切に維持管理できているか	○	○	○	○	○
	常楽寺境内地について、適切に管理できているか	○	○	○	○	○
活用	河越館跡の歴史をわかりやすく伝えるための取組を行っているか	○	○	○	○	○
	整備後の環境を生かした活用事業を実施しているか	—	—	○	○	○
	河越館跡の効果的な情報発信を行っているか	○	○	○	○	○
調査 研究	整備につながる情報収集を行っているか	○	—	—	—	—
	史跡の活用につながる調査研究を行っているか	○	○	○	○	○
整備	保存活用計画に基づいて事業が実施されているか	○	○	○	○	○
	保存活用計画の見直しは実施されているか（概ね10年ごと）	—	—	○	—	—
	老朽化・破損した施設・設備について具体的に取組んでいるか	○	○	○	○	○
	整備基本計画に基づいた整備が実施されているか	—	○	○	○	○
	活用拠点施設の検討を行っているか	○	○	○	○	○
	整備報告書が刊行されているか	—	—	○	—	—
運営 体制	整備後の史跡公園の管理体制について、具体的な検討を行っているか	○	○	○	○	○
	市民参画やサポーターの育成・活用を図っているか	○	○	○	○	○
	史跡の保存・管理に必要な人員、予算は確保されているか	○	○	○	○	○

○：チェック対象 —：チェック対象外

関係法令集

文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十一条及び

附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第百六十五条並びに第一百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する

土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を

変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 史跡名称天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然

記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当た

つては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示

するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。第百二十条所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は

勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可

を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定め一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要

な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められていると

きは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、そ

の認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第二百三十条文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。第三百一十一条文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十三章 罰則

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第

二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなく、第二百一十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなく、第百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者
第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第

五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三十三條の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三十三條において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第七十六条の十五（第九十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百九条の五（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三十条（第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条

及び第一百九条第二項（第三十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百二十条（第三十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三條（第八十条、第一百八条及び第一百二十条（これらの規定を第三十三條において準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三條の二第一項、第五十三條の四若しくは第五十三條の五（これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三十三條において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五條第二項（第一百二十条、第三十三條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第二百七条第一項、第二百九条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三十三條の三、第三十六條又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第一百五條第四項（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

文化財保護法施行令（抜粋）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の

知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第百二十一条第二項(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴

取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。))
三 法第五十四条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に

必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省

令で定める。

- 6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(事務の区分)

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道

府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育

委員会)に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八條第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村)

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可

の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)第七条令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十四條第三項で準用する同法第三十一條第三項の規定並びに同法第七十五條で準用する同法第三十二條及び第三十三條の規定に基き、並びに同法第七十五條で準用する同法第三十二條第一項及び第三十三條並びに同法第八十二條の規定を実施するため、同法第十五條第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第一百九條第二項で準用する法第三十一條第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土

地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表

者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

- 2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

附則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。

以下「法」という。）第二百五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者

の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば、うゝを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百五十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による

公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき

囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 史跡名勝天然記念物保存施設規則(昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号)は、廃止する。

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年十月一日条例第四十六号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で、「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、ろう、峡谷、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域

の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 県民は、県が、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 県は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(調査)

第四条 埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、文化財を調査することができる。

第六章の二 埋蔵文化財

(市町村における保存及び活用の促進)

第四十条の二 県は、法第百五条第一項の規定により県に帰属した文化財(当該文化財の保存のため若しくはその効用からみて県が保有する必要があるもの又は法第百七条第一項の規定により当該文化財の発見者若しくはその発見された土地の所有者に譲与するものを除く。)について、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村における保存及び活用の促進を図るため、当該市町村に対する譲与その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

川越市河越館跡整備検討委員会条例(平成二十六年六月二十五日条例第五十五号)

(設置)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により史跡に指定された河越館跡の整備に関する事項について検討するため、川越市河越館跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織し、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、教育総務部文化財保護課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県埋蔵文化財事務処理要綱

平成17年 3月25日 生涯学習文化財課長決裁

一部改正 平成20年12月26日 生涯学習文化財課長決裁

一部改正 令和2年 7月 3日 文化資源課長決裁

一部改正 令和2年11月11日 文化資源課長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)、埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号。以下「条例」という。)及び埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則(昭和31年埼玉県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。)に基づく土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)に係る事務について適正かつ円滑な処理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 埋蔵文化財包蔵地

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第2条 埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)及び市町村の教育委員会は、法第95条第1項の規定により、貝塚、古墳その他埋蔵文化財

を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）について、その範囲や分布を記した地図（以下「遺跡分布地図」という。）及び周知の埋蔵文化財包蔵地の内容を記した台帳（以下「遺跡台帳」という。）を整備し、周知の徹底を図るものとする。

2 遺跡分布地図は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲や分布を地図上に実線で標示したものとし、遺跡台帳との照合のため遺跡番号等の註記を付したものとす。

3 遺跡台帳は、埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カード（第1号様式。以下「包蔵地調査カード」という。）を綴ったものとし、必要に応じて埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カード（変更増補）（第2号様式。以下「変更増補カード」という。）を増補するものとする。

4 県教育委員会及び市町村の教育委員会は、遺跡分布地図及び遺跡台帳について、常に同一の内容を共有するよう努めなければならない。

（遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載手続）

第3条 県教育委員会が、新たに埋蔵文化財包蔵地の所在を把握し、若しくは周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲又は内容の変更を把握したときは、包蔵地調査カード又は変更増補カードを添えて速やかに当該埋蔵文化財包蔵地が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会に通知し、遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載を行うものとする。

2 市町村の教育委員会が、新たに埋蔵文化財包蔵地の所在を把握し、若しくは周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲又は内容の変更を把握したときは、包蔵地調査カード又は変更増補カードを添えて速やかに県教育委員会に報告し、遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載を求めるものとする。

3 県教育委員会は、前項の規定による報告について、これを適切と認めるときは、遺跡分布地図及び遺跡台帳への登載を決定し、その旨を当該市町村の教育委員会に通知するものとする。

4 埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステムを利用した場合の手続については、別に定める。

（埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲）

第4条 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とする。
- ② 近世に属する遺跡については、遺跡の種類及び遺跡の所在する地域の歴史的な特性を勘案した上で対象とすることができる。
- ③ 近代及び現代に属する遺跡については、地域にお

ける産業又は都市形成の歴史の上で極めて重要で、地域の理解に欠くことができない遺跡等を対象とすることができる。

2 前項第2号又は第3号の規定による取扱いを行おうとするときは、県教育委員会及び当該遺跡が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会はあらかじめ協議するものとする。

（埼玉県選定重要遺跡）

第5条 県教育委員会は、国指定の史跡若しくは県指定史跡又は旧跡以外の埋蔵文化財包蔵地である遺跡のうち、特に歴史上又は学術上価値が高いものを次の各号に掲げる基準により埼玉県選定重要遺跡（以下「重要遺跡」という。）に選定することができる。

- ① 各時代の性格を代表する遺跡
- ② 形態、構造がよく保存されている遺跡
- ③ 群として価値の高い遺跡
- ④ 学術上の標識遺跡
- ⑤ 地域的に特色ある遺跡

2 県教育委員会は、重要遺跡の選定又は選定の解除を行おうとするときは、当該遺跡が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会の同意を得るものとする。

3 県教育委員会及び市町村の教育委員会は、重要遺跡について周知の徹底に努めるとともに、土木工事等の開発事業に対しては原則として事業計画から除外し現状で保存するよう指導するものとする。

4 重要遺跡の範囲内における開発事業計画を把握したときは、県教育委員会及び当該重要遺跡が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会は、その取扱いについて協議するものとする。

第3章 埋蔵文化財に関する届出等

（埋蔵文化財に関する届出等の様式）

第6条 法第92条第1項の規定による届出は、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下「省令」という。）第1条の規定に基づき、第3号様式により行うものとする。

2 法第93条第1項による届出及び法第94条第1項の規定による通知は、省令第2条及び規則第28条の2の規定に基づき、第4号様式により行うものとする。

3 法第96条第1項による届出及び法第97条第1項の規定による通知は、省令第4条及び規則第28条の3の規定に基づき、第5号様式により行うものとする。

（添付書類）

第7条 法第92条第1項の規定による届出の添付書

類は、省令第1条第2項各号に規定する書類のほか、次に掲げる事項を記載した発掘調査実施計画書、発掘調査工程表及び発掘作業の範囲を示した書類を加えるものとする。ただし、県又は市町村が埋蔵文化財の発掘調査のために設立した公益法人等において、当該書類の添付を省略することができる。

- ① 発掘作業の概要（方法、手順等）
- ② 発掘調査の体制
- ③ 出土品等整理計画の概要（期間、場所等）
- ④ 報告書刊行予定時期

（発掘調査の主体者）

第8条 法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告に基づく埋蔵文化財の記録の作成を目的として、法第92条第1項の届出により施行される発掘調査の主体者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- ① 計画されている発掘調査全体を適切に行い、完了させることができ、かつ、発掘調査報告書を適切に作成できる専門的な能力を有している者であること。
 - ② 発掘調査結果の評価及び公表、並びに遺跡及び出土品の保護及び活用を適切に図ることができる者であること。
 - ③ 過去に調査主体となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること。
- 2 県教育委員会は、前項に係る適否を判断する参考とするため、発掘調査を施行しようとする者に対し、あらかじめ、発掘調査を実施する組織の概要及び沿革、代表者の履歴書、発掘調査実績等の資料の提出を求めることができる。

（発掘調査の担当者）

第9条 法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告に基づく埋蔵文化財の記録の作成を目的として、法第92条第1項の届出により施行される発掘調査の担当者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- ① 専門的知識及び技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者であること。
 - ② 過去に発掘調査担当者となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること。
- 2 同一個人が調査期間の重複する複数の発掘調査の担当者となることは、調査対象地が近接するなど、全ての発掘調査が適切に遂行され得る場合を除き、

原則として認めない。

- 3 県教育委員会は、前2項の規定に係る適否を判断する参考とするため、発掘調査の担当者となろうとする者に対し、あらかじめ、履歴書、発掘調査実績、他の発掘調査（出土品整理及び報告書作成作業を含む。）への従事の現況及び予定等の資料の提出を求めることができる。

（調査のための発掘に関する指示）

第10条 県教育委員会は、法第92条第1項の規定による届出の提出があった場合、当該埋蔵文化財包蔵地が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会に必要な資料及び意見の提出を求めた上で、当該届出の内容を検討し、次に掲げる各号について指示するものとする。

- ① 報告書を提出すること。（報告書作成に長期間を要する場合は、発掘調査終了後6か月以内に調査結果の概要を記した書面を提出すること。）
- ② 発掘調査の期間、調査体制、調査内容等に変更があった場合は直ちに報告すること。
- ③ 発掘調査による出土品について、所轄警察署長に埋蔵物発見届を提出すること。
- ④ 発掘調査結果の整理・研究等のため出土品を一時保管する場合には、県教育委員会宛て埋蔵文化財保管証を提出すること。
- ⑤ その他必要な事項

2 前項の届出に係る発掘調査に関し、埋蔵文化財の保護上必要があると認められるときは、県教育委員会は当該発掘調査の体制及び方法等については正を指示することができる。

（調査のための発掘に関する禁止命令等）

第11条 法第92条第2項の規定による発掘調査の禁止、停止又は中止を命ずる場合は、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認められるときで、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- ① 発掘調査の主体者が当該発掘調査を適切に遂行し、完了させることができる能力を有していないと認められる場合
- ② 発掘調査の担当者が当該発掘調査を行うために必要な専門的知識及び技術を有していないと認められる場合
- ③ 当該発掘調査の方法が著しく適切さを欠くと認められる場合
- ④ 重要な遺構等が発見され、その保護のため、当該発掘調査を実施し、又は継続することが適当でないと認められる場合

2 県教育委員会は、前項の処分を行おうとするときは、法第154条の規定に基づき聴聞を行わなければ

ばならない。

(土木工事等のための発掘及び遺跡の発見に関する指示又は勧告)

第12条 県教育委員会は、法第93条第1項及び法第96条第1項の規定による届出(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内における発掘又は発見に係るものを除く。)又は法第94条第1項及び法第97条第1項の規定による通知の提出があった場合、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、当該埋蔵文化財包蔵地が所在する土地を管轄する市町村の教育委員会に必要な資料及び意見の提出を求めた上で、別に定める埼玉県埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準により必要な指示又は勧告を行うものとする。

(遺跡の発見に関する停止命令等)

第13条 法第96条第2項若しくは第5項又は第7項の規定に基づく現状変更行為の停止若しくは禁止の命令又はそれらの期間の延長は、遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認められるときで、遺跡の現状を変更することとなるような行為が行われ、又は継続されるおそれがあると認められる場合とする。

2 県教育委員会は、前項の処分を行おうとするときは、法第154条の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

(埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準)

第14条 埼玉県内で実施される法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定による勧告に基づく埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査について、その必要な方法、体制、期間及び経費について適切に決定するための指針として、別に定める埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準を適用する。

(市町村による発掘調査の施行に係る通知)

第15条 県教育委員会は、法第99条第1項の規定により市町村が施行する発掘調査について、法第92条第1項の規定に基づく届出に準じた書面(第6号様式)による通知を求めるものとする。

第4章 出土品

(埋蔵物発見届等の提出)

第16条 発掘調査等で発見した埋蔵物については、当該埋蔵物が極めて多量若しくは重いものであるため、き損若しくは混交するおそれがあるため、又は学術的な整理が必要であるため当該埋蔵物を差し出すことができないときは、発見の日又は発掘調査等の終了の日から7日以内に所轄警察署長宛て埋蔵物発見届(第7号様式)を提出しなければならない。

2 法第99条第1項の規定による発掘調査により県教育委員会が文化財を発見した場合においては、前項の規定によらず、法第100条第2項の規定に基づき所轄警察署長宛て文化財発見認定通知(第8号様式)を提出するものとする。

(埋蔵物の鑑査及び文化財認定)

第17条 県教育委員会は、法第101条の規定により警察署長から提出された物件(指定都市等の区域内で発見されたものを除く。)について法第102条第1項の規定により鑑査し、その物件が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該物件を文化財と認定するものとする。

- ① 石器等旧石器時代に属するもの
- ② 土器、土偶、石器、木器等縄文時代に属するもの
- ③ 土器、石器、木器、金属器、ガラス製品等弥生時代に属するもの
- ④ 土師器、須恵器、埴輪、土製品、木製品、石製品、金属製品、ガラス製品等古墳時代に属するもの
- ⑤ 土師器、須恵器、陶磁器、瓦、貨幣、木筒、土製品、木製品、石製品、金属製品、ガラス製品等歴史時代に属するもの

2 法第99条第1項の規定による発掘調査により県教育委員会が発見した物件については、前項各号のいずれかに該当するものを文化財と認めるものとする。

(出土文化財の一時保管)

第18条 文化財と認められた埋蔵物(以下「出土文化財」という。)について、発掘調査に伴う整理及び報告書の作成等の理由により必要であると県教育委員会が認める場合には、発掘調査の主体者にその負担と責任においてこれを一時保管させることができる。

2 前項の場合においては、発掘調査の主体者は埋蔵文化財保管証(第9号様式)に次の書類を添えて県教育委員会に提出するものとする。

- ① 埋蔵物発見届の写し又は文化財発見認定通知の写し
- ② 拾得物預り書の写し

(県所属出土文化財の管理)

第19条 法第105条第1項の規定により埼玉県に所有権が帰属した出土文化財(以下「県所属出土文化財」という。)については、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第170条第6号の拾得等物品に分類するものとする。

2 拾得等物品出納簿及び出土文化財管理台帳(第10号様式)は、埼玉県教育局市町村支援部文化資

源課長（以下「文化資源課長」という。）が管理する。
（県帰属出土文化財の貸付）

第20条 県帰属出土文化財は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年埼玉県条例第16号）第8条の規定により無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。この場合において、文化資源課長は次の各号の事項について検討した上で貸付けの決定を行うものとする。

- ① その目的が当該文化財の保存及び活用にとって適切であること。
- ② 当該文化財の輸送の方法、保管及び利用を行う施設及び設備、並びに利用又は陳列等の方法が適切であること。
- ③ 貸付けの期間中に当該出土文化財を取り扱う者が適切な知識及び技能を有する者であること。

2 財務規則第183条及び第184条並びに前項に定めるもののほか、県帰属出土文化財の貸付に関し必要な事項は、文化資源課長が定める。

（出土文化財の県保有）

第21条 規則第28条の4第1項の規定により県帰属出土文化財を埼玉県として保有したときは、財務規則第170条の2の規定により、拾得等物品から備品又は消耗品への分類替えの手続を行うものとする。

（県帰属出土文化財の譲与に際しての確認事項）

第22条 法第107条第1項の規定又は財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条第1号及び規則第28条の6の規定により、県帰属出土文化財の譲与を行おうとするときは、県教育委員会は、譲与を受けようとする者に対し次の各号の事項について確認するものとする。

- ① 当該文化財の発見者又は発見された土地の所有者の一方が譲与を受けようとする場合は、他方がその譲与を了承していること。
- ② 当該文化財の発見された土地を管轄する市町村（当該市町村が当該文化財の発見者又は発見された土地の所有者である場合を除く。）が譲与を受けようとする場合は、当該文化財の発見者及び発見された土地の所有者がその譲与を了承していること。
- ③ 当該文化財について、散逸又は劣化させることなく一括で適切に保存し、一般への公開を含む活用に対応できる適当な施設を自ら有する者若しくは適当な施設を有する者に譲与し、若しくは譲渡し、又は寄託することを予定していること。

（財務規則の規定に基づく譲与の手続）

第23条 県帰属出土文化財を譲与しようとする場合においては、財務規則第189条及び第190条の

規定に基づき次の手続を経なければならない。

① 物品の不用決定

② 物品の譲与手続

（出土文化財評価員）

第24条 規則第28条の7に規定する出土文化財評価員（以下「評価員」という。）は、評価すべき物件に関して学識経験を有する者であつて、当該物件について直接利害関係のない者のうちから、物件ごとに3人以上5人以内を必要のつど県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

2 評価員は、相互に協議して物件の価格を評価し、結果を教育長に文書で通知するものとする。

3 評価員に関する事務は、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課において処理する。

（埼玉県出土品取扱い基準）

第25条 この要綱に定めるもののほか、出土文化財及び関連遺物等の取扱いの指針として、別に定める埼玉県出土品取扱い基準を適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

引用参考文献

- 川越市『第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』 2017
- 川越市『令和五年度統計かわごえ』 2024
- 川越市『第四次川越市総合計画（後期基本計画）』 2024
- 川越市『川越市都市マスタープラン』 2024
- 川越市総務部市史編纂室『川越市史 第1巻原始古代編』 1972
- 川越市総務部市史編纂室『川越市史 資料編 中世Ⅱ』 1975
- 川越市総務部市史編纂室『川越市史 第2巻中世編』 1985
- 川越市教育委員会『河越館跡史跡整備に伴う発掘調査 第1次～4次調査』 河越館跡調査報告書第1集 2000
- 川越市教育委員会『河越館跡史跡整備基本設計報告書』 2006
- 川越市教育委員会『河越館跡史跡整備（第1期整備）に伴う発掘調査』 河越館跡調査報告書第2集 2007
- 川越市教育委員会『河越館跡史跡整備（第2期整備）に伴う発掘調査』 河越館跡調査報告書第3集 2014
- 川越市立博物館『河越氏と河越館』第16回企画展 2000
- 川越市立博物館『よみがえる河越館跡 国指定史跡河越館跡の発掘—その成果と課題』第34回企画展 2010
- 川越市立博物館『古代入間郡の役所と道』第41回企画展 2015
- 埼玉県教育委員会『鎌倉街道上道』歴史の道調査報告書第1集 1983
- 埼玉県教育委員会『入間川の水運』歴史の道調査報告書第9集 1988
- 埼玉県教育委員会『埼玉の中世城館跡』 1988
- 埼玉県立歴史資料館『中世の城館跡—埼玉県入間・比企地方—』資料館ガイドブック4 1988
- 埼玉県立歴史資料館『中世の城館跡—埼玉県秩父・児玉地方—』資料館ガイドブック5 1988
- 埼玉県立歴史資料館『中世の城館跡—埼玉県大里・北埼玉地方—』資料館ガイドブック6 1988
- 埼玉県立歴史資料館『企画展 埼玉の戦国時代 城』 2005
- 埼玉県立嵐山史跡の博物館『企画展 武蔵武士とその本拠』 2017
- 博物館周辺文化財の複合的活用事業実行委員会『歩いて廻る 比企の中世・再発見』平成19年度芸術拠点形成事業 2008
- 毛呂山町歴史民俗資料館『鎌倉街道の世界～古道から探る中世の風景～』毛呂山町合併50周年記念 第14回特別展 2004
- 浅見和彦・伊東玉美訳注『新版 発心集 上 現代語訳付き』 2014 角川ソフィア文庫

株式会社 KADOKAWA

浅見和彦・伊東玉美訳注『新版 発心集 下 現代語訳付き』 2014 角川ソフィア文庫

株式会社 KADOKAWA

落合義明『中世東国の「都市的な場」と武士』 山川歴史モノグラフ7 山川出版社
2005

落合義明『中世東国武士と本拠』 同成社中^か世史選書 28 同成社 2020

木本雅康『日本古代の駅路と伝路』 同成社古代史選書 29 同成社 2018

齋藤慎一『中世東国の道と城館』 東京大学出版会 2010

八重樫忠郎・高橋一樹編『中世武士と土器』 高志書院 2016

史跡河越館跡保存活用計画

令和 7 年 3 月 3 1 日 発行

発行・編集 川越市教育委員会

〒 350 - 8601

埼玉県川越市郭町 1 - 3 - 1

TEL 049 - 224 - 6097